

今帰仁村幼保連携一体化総合整備計画

－村立認定こども園整備計画及び村立保育所民営化計画－

第4回子ども・子育て会議資料

平成28年3月3日

今帰仁村幼保連携推進室

目 次

1. 保育所、幼稚園を取り巻く今帰仁村の現状等の整理	1
(1) 認定こども園整備・保育所民営化に関する検討経緯の整理	1
(2) 今帰仁村の保育所、幼稚園の現状整理	4
1) 就学前児童の保育状況	4
2) 保育等施設の立地状況	5
3) 村立保育所・村立幼稚園の現状	6
(3) 上位・関連計画の整理	15
1) 県の計画	15
2) 今帰仁村の計画	19
(4) 認定こども園整備等に向けた前提条件の整理	25
1) 認定こども園施設整備基準等の整理	25
2) 認定こども園の施設の機能、規模（定員等）等の想定	29
3) 認定こども園及び民設民営保育所整備候補地の選定	34
(5) 認定こども園整備に係る職員ワークショップ結果の整理	42
(6) 課題の整理	72
1) 認定こども園に係る課題	72
2) 民設民営保育所の整備に係る課題	72
2. 認定こども園整備計画	75
(1) 計画理念と基本目標	75
(2) 施設計画	77
(3) 施設運営計画	85
(4) 概算事業費	89
(5) 整備スケジュール	90
3. 保育所民営化計画	91
(1) 保育所民営化の背景と目的	91
1) 保育所民営化の背景	91
2) 保育所民営化の目的	94
(2) 今帰仁村立保育所民営化の方針	95
(3) 対象施設の現状と民営化後の施設概要	98
(4) 民営化の進め方とスケジュール	101
(5) 村立保育所民営化指針及び村立保育所民営化ガイドライン	103

1. 保育所、幼稚園を取り巻く今帰仁村の現状等の整理

(1) 認定こども園整備・保育所民営化に関する検討経緯の整理

今帰仁村においては、幼稚園・保育所とともに施設の老朽化が問題となっており、施設更新にあたっての財政面の課題も見受けられた。そのため、子ども・子育て支援新制度に対応した就学前児童の今後の教育・保育のあり方について検討を行うとともに、重要な役割を担う幼稚園・保育所整備の方向性を検討するため、平成25年4月に「今帰仁村立保育所・幼稚園の今後のあり方検討委員会作業部会」を立ち上げ、多面的な角度から教育・保育施設のあり方を検討してきた。

■今帰仁村立保育所・幼稚園の今後のあり方検討委員会作業部会：検討の経緯

開催回数	年月日	議題・内容
第1回作業部会	平成25年4月15日	・村立幼稚園、保育所の現状 ・連携の取り方 等
第2回作業部会	平成26年3月28日	・子ども・子育て支援計画について ・村の子育て支援をめぐる現状 ・子ども・子育てに関するニーズ調査結果
第3回作業部会	平成26年6月16日	・今帰仁村において質の高い幼児教育をめざし、待機児童を図るために
第4回作業部会	平成26年7月22日	・幼稚園の複数年保育 ・新制度に対応した今後の保育
第5回作業部会	平成26年8月29日	・今後の子育て支援のため、村としての方針を示すための協議

以下に、検討内容の概要を整理する。

■今帰仁村立保育所・幼稚園の今後のあり方検討委員会作業部会での検討内容（概要）

【施設の状況・課題】

○保育所

- ・幼稚園の二ヵ年保育に伴い、保育所で4～5歳児も預かれるシステム検討の必要性(保護者ニーズへの対応)
- ・3保育所（仲尾次・中央・仲宗根）の老朽化
- ・待機児童の解消（待機児童は0～1歳児なので、幼稚園の二ヵ年保育では待機児童解消にならない。）

○幼稚園

- ・老朽化している園舎の順次更新の必要性。
- ・小学校との併設による優位性。（沖縄県の特徴でもあり、小1プロブレムの解消にも繋がっているため、堅持したい。）
- ・幼児教育の充実に向けて複数年保育の検討が求められている。（そのためには午後の預かり保育・給食実施が必要。）

【与件整理】

- ・1保育所（今帰仁保育所）を除き、3幼稚園3保育所ともに老朽化している。
- ・現施設では、待機児童を含め、新制度（幼稚園午後の預かり、一時保育等）による児童の受入れは困難。
- ・すべての施設を公で建替える財源はない。幼稚園に関しては文部科学省の補助金があるが、保育施設には公で建設の補助金はない。民間参入により、補助金等（安心こども基金事業）を活用し施設を整備していくことは可能である。しかし、29年で事業終了となる。

<p>【より良い発達支援に向けた方向性検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会は教育行政として文部科学省、福祉保健課は子育て支援の厚生労働省と管轄の違いはあるが、子どもたちのより良い発達（教育の充実）を支援するにはどうすればいいのかの議論が大切。 ・財政や将来展望を見越した施策・政策の方針の必要性。 ・中長期にわたる幼児教育の方針・計画を立てる必要性。 	<p>【対応策（案）の検討】</p> <p>○幼稚園：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現3施設の1施設への統合及び複数年保育の実施 <p>○保育所：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現今帰仁保育所の公立運営（0～3歳児保育の実施） ・公立保育所（新規1施設）の幼稚園への併設（0～3歳児保育の実施）…幼保一元化施設の整備 ・兼次方面への1施設民設民営保育所の整備（0～5歳児保育）
--	--

こうした検討を踏まえ、公立幼稚園・公立保育所の併設による幼保一元化施設の整備と、公立保育所2箇所の民営化（民設民営）の方向性が検討された。

なお、「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、並行して行われていた『第3回子ども・子育て会議（H26年10月1日開催）』までは、上記の考え方を受けて「幼保一元化施設（幼保園）」という方向性で検討が進められてきたが、その後に行われた『第2回子ども・子育て会議学習会（H26年11月5日開催）』において幼保園と認定こども園の比較検討がなされている。結果、幼稚園・保育所が併設されているだけで柔軟な運用を図ることが困難な「幼保園」よりも、相互の連携による柔軟な運用が可能な「認定こども園」の整備の有効性が確認され、認定こども園の整備へと方向転換を行っている。

■第2回子ども・子育て会議学習会での主な意見（概要）

- ・幼保園と認定こども園双方のメリット・デメリットを勘案した結果、認定こども園の整備を検討していくことが望ましい。最終的には子ども・子育て会議で議論を深めていく。
- ・認定こども園には幾つかの類型があるが、新規に整備する場合は「幼保連携型」が一番望ましい。
- ・幼小の連携が図られるよう、立地については小学校に近接させるなど配慮が必要。
- ・保幼小の連携による切れ目の無い支援を行うため、教育方針をどのように組み立てていくかなど、実務者等による検討を進めていく必要がある。

これを受け、『第4回子ども・子育て会議（H26年12月3日開催）』において、認定こども園整備の方向性が承認されており、「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」において、認定こども園の整備と公立保育所の民営化の方向性が位置づけられている。

幼保園・認定こども園（幼保連携型）の概要及びメリット・デメリット等

幼保園		認定こども園																									
<p>「大きな違い」</p> <p>保育所・幼稚園で連携を図りながら就学前児童（0～5歳）の教育・保育を一体化的に提供</p> <p>「保育所から教育・保育を一体化的に提供</p> <p>「大きな違い」</p> <p>3歳の保育ニーズを幼稚園</p> <p>3歳の保育ニーズを保育園</p> <p>で受け止める。空間的にもそれぞれの園を別々に確保する</p>	<p>「大きな違い」</p> <p>教育・保育を一体化的に提供</p> <p>「保育所から教育・保育を一体化的に提供</p> <p>を一緒に行っていく</p>	<p>「(仮称)なきじん認定こども園」</p> <p>5歳 50人 4歳 48人 3歳 4人</p> <p>「(仮称)新なきじん幼稚園」</p> <p>3歳 70人 2歳 2人 1歳 1人 0歳</p> <p>計 70人 「(仮称)新なきじん保育園」</p>	<p>「(仮称)なきじん認定こども園」</p> <p>5歳 (1・2号認定) 4歳 3歳 2歳 (3号認定) 1歳 0歳</p>																								
<p>▼機能</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>1号認定と2号認定の教育ニーズ分は幼稚園で、3号認定と2号認定の保育ニーズ分は保育所で受け止め、両者の連携を図りながら教育・保育を一体化的に行う機能</td></tr> <tr> <td>2</td><td>地域における子育て支援（つどいの広場「じんじん」）の実施</td></tr> </table>	1	1号認定と2号認定の教育ニーズ分は幼稚園で、3号認定と2号認定の保育ニーズ分は保育所で受け止め、両者の連携を図りながら教育・保育を一体化的に行う機能	2	地域における子育て支援（つどいの広場「じんじん」）の実施	<p>▼機能</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>就学前児童（0～5歳）の教育・保育を一体化的に提供 保護者の就労の負担に関わらず、教育・保育を一体化的に行う機能</td></tr> <tr> <td>2</td><td>地域における子育て支援（つどいの広場「じんじん」）の実施 すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能</td></tr> </table>	1	就学前児童（0～5歳）の教育・保育を一体化的に提供 保護者の就労の負担に関わらず、教育・保育を一体化的に行う機能	2	地域における子育て支援（つどいの広場「じんじん」）の実施 すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能	<p>▼主な設置基準</p> <table border="1"> <tr> <td>根拠法</td><td>認定こども園法</td></tr> <tr> <td>設置主体</td><td>国 地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人</td></tr> <tr> <td>認可主体</td><td>都道府県知事（公立）届出（私立）認可</td></tr> <tr> <td>配置職員</td><td>必 置：園長、保育教諭（※1）、学校医、学校保健科医、学校薬剤師、調理員 任意配置：副園長、教師、主幹保育教諭、指導保育教諭等</td></tr> </table>	根拠法	認定こども園法	設置主体	国 地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人	認可主体	都道府県知事（公立）届出（私立）認可	配置職員	必 置：園長、保育教諭（※1）、学校医、学校保健科医、学校薬剤師、調理員 任意配置：副園長、教師、主幹保育教諭、指導保育教諭等	<p>▼主な設置基準</p> <table border="1"> <tr> <td>根拠法</td><td>幼稚園法</td></tr> <tr> <td>設置主体</td><td>学校教育法</td></tr> <tr> <td>認可主体</td><td>国、地方公共団体及び学校法人</td></tr> <tr> <td>配置職員</td><td>必 置：園長、幼稚園教諭、学校医、学校保健科医、保健士、歯科医 任意配置：副園長、教師、保健師、看護師等</td></tr> </table>	根拠法	幼稚園法	設置主体	学校教育法	認可主体	国、地方公共団体及び学校法人	配置職員	必 置：園長、幼稚園教諭、学校医、学校保健科医、保健士、歯科医 任意配置：副園長、教師、保健師、看護師等
1	1号認定と2号認定の教育ニーズ分は幼稚園で、3号認定と2号認定の保育ニーズ分は保育所で受け止め、両者の連携を図りながら教育・保育を一体化的に行う機能																										
2	地域における子育て支援（つどいの広場「じんじん」）の実施																										
1	就学前児童（0～5歳）の教育・保育を一体化的に提供 保護者の就労の負担に関わらず、教育・保育を一体化的に行う機能																										
2	地域における子育て支援（つどいの広場「じんじん」）の実施 すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能																										
根拠法	認定こども園法																										
設置主体	国 地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人																										
認可主体	都道府県知事（公立）届出（私立）認可																										
配置職員	必 置：園長、保育教諭（※1）、学校医、学校保健科医、学校薬剤師、調理員 任意配置：副園長、教師、主幹保育教諭、指導保育教諭等																										
根拠法	幼稚園法																										
設置主体	学校教育法																										
認可主体	国、地方公共団体及び学校法人																										
配置職員	必 置：園長、幼稚園教諭、学校医、学校保健科医、保健士、歯科医 任意配置：副園長、教師、保健師、看護師等																										
<p>▼機能</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>『あめくみらい幼稚園』開設：平成24年度／設置主体：学校法人／場所：北中城村</td></tr> <tr> <td>2</td><td>『認定こども園学校法人愛海学園 アリス幼稚園』開設：平成24年度／設置主体：学校法人／場所：北中城村</td></tr> </table>	1	『あめくみらい幼稚園』開設：平成24年度／設置主体：学校法人／場所：北中城村	2	『認定こども園学校法人愛海学園 アリス幼稚園』開設：平成24年度／設置主体：学校法人／場所：北中城村	<p>▼機能</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>『あめくみらい幼稚園』開設：平成24年度／設置主体：学校法人（公立）</td></tr> <tr> <td>2</td><td>『認定こども園学校法人愛海学園 アリス幼稚園』開設：平成24年度／設置主体：学校法人／場所：北中城村</td></tr> </table>	1	『あめくみらい幼稚園』開設：平成24年度／設置主体：学校法人（公立）	2	『認定こども園学校法人愛海学園 アリス幼稚園』開設：平成24年度／設置主体：学校法人／場所：北中城村	<p>『あめくみらい幼稚園』開設：平成24年度／設置主体：郡鷲市（公立）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所との連携により、幼稚園への給食の提供、午後の預かりが可能。 ・幼保一元化により、3～5歳児についてでは教育・保育の一体化的な利便が可能。 ・利用可能ならため、仮に保育所利用で「保育に欠けた」場合、同一施設（幼稚園部部分）内で対応できる。 ・幼保一元化により、從来までの保育所から幼稚園への就園時の入園・退園が省かれれる。それに伴い、2歳から3歳児教室へのスムーズな進級が可能。 ・子育て相談や親子集いの場等を通して、家庭内保育の家庭等を含む地域子育て支援が充実する。 ・改正「認定こども園法」に基づく認可の单一化、指導監督・財政措置（施設型給付）の一本化が可能となる。 ・利用時間の長短に応じた子どもへの精神的な配慮が必要。 ・從来の小学校長・幼稚園長の兼任が難しく、小学校と認定こども園の連携により配慮が必要となる。 	<p>『あめくみらい幼稚園』開設：平成24年度／設置主体：学校法人（公立）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳児は保育所からニーズ（教育ニーズ又は保育ニーズ）により受け止められる施設が異なる。同年齢にも関わらず教育を受ける子と保育を受ける子に分かれる。 ・幼稚園（学校教育法）と保育所（厚生福祉法）にそれぞれに法体系があり、それに基づく認可、指導監督、財政措置も分かれているため事務処理が複雑。 ・幼稚園・保育所の一体化による児童数が増え、從来の小学校長・幼稚園長の兼任が難しく、小学校と保育園の連携により配慮が必要となる。 																
1	『あめくみらい幼稚園』開設：平成24年度／設置主体：学校法人／場所：北中城村																										
2	『認定こども園学校法人愛海学園 アリス幼稚園』開設：平成24年度／設置主体：学校法人／場所：北中城村																										
1	『あめくみらい幼稚園』開設：平成24年度／設置主体：学校法人（公立）																										
2	『認定こども園学校法人愛海学園 アリス幼稚園』開設：平成24年度／設置主体：学校法人／場所：北中城村																										
<p>▼機能</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>4～5歳児の保育ニーズを幼稚園では受け止められない（4歳時点で他施設に移らなければならない）。</td></tr> <tr> <td>2</td><td>・3歳児は保育所からニーズ（教育ニーズ又は保育ニーズ）により受け止められる施設が異なる。同年齢にも関わらず教育を受ける子と保育を受ける子に分かれる。</td></tr> </table>	1	4～5歳児の保育ニーズを幼稚園では受け止められない（4歳時点で他施設に移らなければならない）。	2	・3歳児は保育所からニーズ（教育ニーズ又は保育ニーズ）により受け止められる施設が異なる。同年齢にも関わらず教育を受ける子と保育を受ける子に分かれる。	<p>▼機能</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>4～5歳児の保育ニーズを幼稚園では受け止められない（4歳時点で他施設に移らなければならない）。</td></tr> <tr> <td>2</td><td>・3歳児は保育所からニーズ（教育ニーズ又は保育ニーズ）により受け止められる施設が異なる。同年齢にも関わらず教育を受ける子と保育を受ける子に分かれる。</td></tr> </table>	1	4～5歳児の保育ニーズを幼稚園では受け止められない（4歳時点で他施設に移らなければならない）。	2	・3歳児は保育所からニーズ（教育ニーズ又は保育ニーズ）により受け止められる施設が異なる。同年齢にも関わらず教育を受ける子と保育を受ける子に分かれる。	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳児は保育所からニーズ（教育ニーズ又は保育ニーズ）により受け止められる施設が異なる。同年齢にも関わらず教育を受ける子と保育を受ける子に分かれる。 ・幼稚園（学校教育法）と保育所（厚生福祉法）にそれぞれに法体系があり、それに基づく認可、指導監督、財政措置も分かれているため事務処理が複雑。 ・幼稚園・保育所の一体化による児童数が増え、從来の小学校長・幼稚園長の兼任が難しく、小学校と保育園の連携により配慮が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳児は保育所からニーズ（教育ニーズ又は保育ニーズ）により受け止められる施設が異なる。同年齢にも関わらず教育を受ける子と保育を受ける子に分かれる。 ・幼稚園（学校教育法）と保育所（厚生福祉法）にそれぞれに法体系があり、それに基づく認可、指導監督、財政措置も分かれているため事務処理が複雑。 ・幼稚園・保育所の一体化による児童数が増え、從来の小学校長・幼稚園長の兼任が難しく、小学校と保育園の連携により配慮が必要となる。 																
1	4～5歳児の保育ニーズを幼稚園では受け止められない（4歳時点で他施設に移らなければならない）。																										
2	・3歳児は保育所からニーズ（教育ニーズ又は保育ニーズ）により受け止められる施設が異なる。同年齢にも関わらず教育を受ける子と保育を受ける子に分かれる。																										
1	4～5歳児の保育ニーズを幼稚園では受け止められない（4歳時点で他施設に移らなければならない）。																										
2	・3歳児は保育所からニーズ（教育ニーズ又は保育ニーズ）により受け止められる施設が異なる。同年齢にも関わらず教育を受ける子と保育を受ける子に分かれる。																										

※1 「保育教諭」…「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが原則。但し施行後5年間はいずれかの免許・資格を有していれば「保育教諭」として勤務できる経過措置あり。もう一方の免許・資格取得に必要な単位数等の特例措置あり。

(2) 今帰仁村の保育所、幼稚園の現状整理

ここでは、今帰仁村の保育所及び幼稚園の現状を把握するため、就学前児童の保育状況をはじめ、保育所・幼稚園の立地や施設・設備等の状況を整理していくものとする。

1) 就学前児童の保育状況

0～5歳児の保育状況をみると、「村立保育所」が60.3%と最も多く、次いで「村立幼稚園」18.6%、「その他(家庭保育等)」17.1%と続いている。

年齢別でみると、0歳児では、「その他(家庭保育等)」が63.6%と最も多く、年齢が上がるにつれて、その割合は減少し、逆に、「村立保育所」の割合が増加している。5歳児では、「村立幼稚園」が99.0%を占めている。なお、本村においては、沖縄県の特殊事情により、村立幼稚園は5歳児のみの受け入れとなっており、複数年保育に対応できていない状況にある。加えて、村立保育所においても、0～4歳児にしか対応できていない状況にある。

また、認可保育所における入所児童数・待機児童数の状況をみると、平成27年4月1日現在、入所定員数280人に対し、定員の弾力化が図られ実際の児童数は320人となり、待機児童数は0人となっている。

平成20年からの推移をみると、入所児童数は年々増加しており、それに対応するために平成22年、24年に入所定員数の増員を行っている。

■ 就学前児童の保育状況（平成27年4月1日現在）

	乳幼児数	村立保育所 (4箇所)	認可外保育施設 (1箇所)	村立幼稚園 (3箇所)	村外の保育所等	その他 (家庭保育等)
0歳児	77 100.0%	28 36.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	49 63.6%
1歳児	89 100.0%	74 83.1%	2 2.2%	0 0.0%	0 0.0%	13 14.6%
2歳児	84 100.0%	67 79.8%	6 7.1%	0 0.0%	0 0.0%	11 13.1%
3歳児	94 100.0%	78 83.0%	5 5.3%	0 0.0%	0 0.0%	11 11.7%
4歳児	87 100.0%	73 83.9%	8 9.2%	0 0.0%	0 0.0%	6 6.9%
5歳児	100 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	99 99.0%	0 0.0%	1 1.0%
0～5歳児 の合計	531 100.0%	320 60.3%	21 4.0%	99 18.6%	0 0.0%	91 17.1%

資料：今帰仁村福祉保健課

■ 入所児童数・待機児童数の推移

	入所定員数	入所児童数	待機児童数	待機率
H20	240	255	4	1.6%
H21	240	261	17	6.5%
H22	270	281	18	6.4%
H23	270	282	7	2.5%
H24	280	295	2	0.7%
H25	280	300	4	1.3%
H26	280	305	7	2.3%
H27	280	320	0	0.0%

資料：今帰仁村福祉保健課

2) 保育等施設の立地状況

平成 27 年 4 月 1 日現在、本村には認可保育所が 4 施設（村立）、認可外保育施設が 1 施設立地している。幼稚園については、村立が 3 施設立地している。

■ 保育所（園）一覧（平成 27 年 4 月 1 日現在）

保育所（園）名		定員数	在籍者数	所在地	入所年齢
認可 保育所	仲尾次保育所	60	69	今帰仁村字仲尾次 684	0～4 歳
	中央保育所	60	71	今帰仁村字平敷 295	0～4 歳
	今帰仁保育所	90	104	今帰仁村字天底 91	0～4 歳
	仲宗根保育所	70	76	今帰仁村字仲宗根 440-1	0～4 歳
認可外 保育施設	北山保育園	40	21	今帰仁村字仲尾次 334	1～4 歳

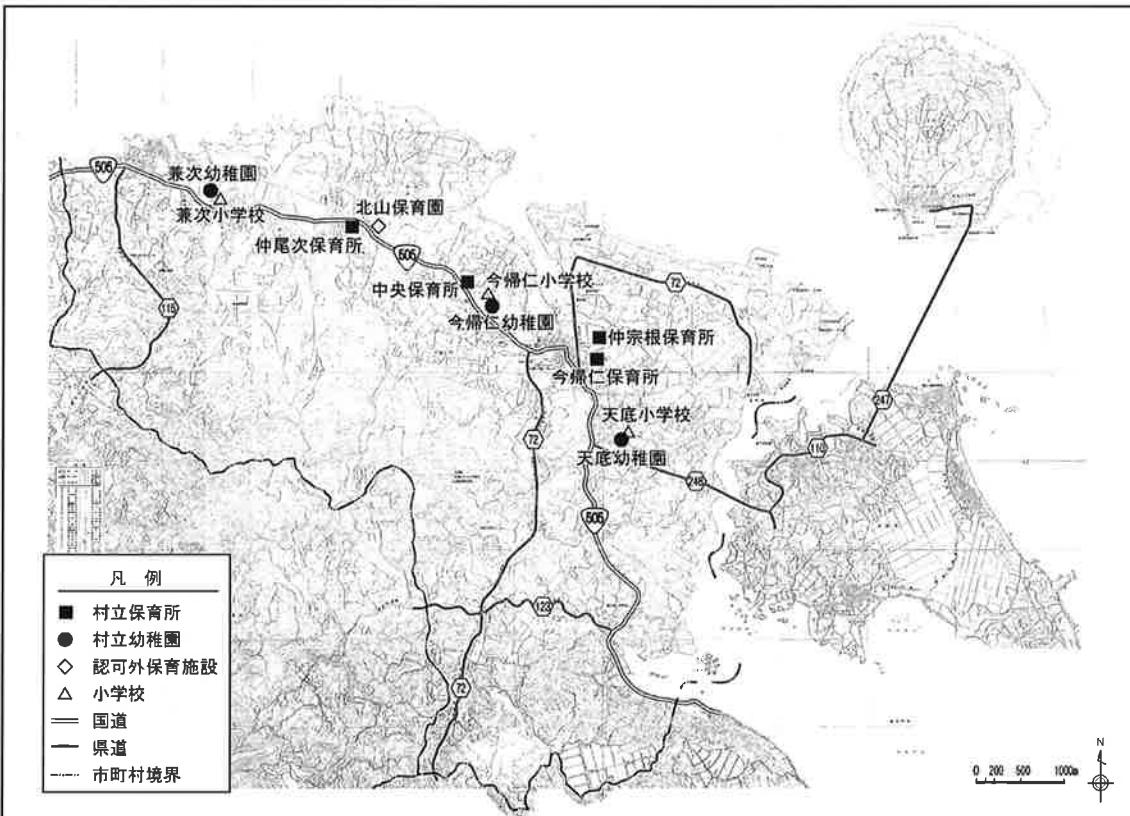
資料：今帰仁村福祉保健課

■ 幼稚園一覧（平成 27 年 4 月 1 日現在）

幼稚園名	在籍者数	所在地	入所年齢
兼次幼稚園	25	今帰仁村字今泊 3933	5 歳
今帰仁幼稚園	51	今帰仁村字越地 207	5 歳
天底幼稚園	23	今帰仁村字天底 420	5 歳

資料：今帰仁村教育委員会

■ 保育所（園）・幼稚園等位置図



3) 村立保育所・村立幼稚園の現状

① 村立保育所・村立幼稚園の施設・設備の現状

村立保育所は今帰仁保育所を除き昭和40~50年代に建築されたもので老朽化がみられる。敷地面積は、仲尾次保育所および中央保育所で1,100~1,200m²、今帰仁保育所および仲宗根保育所で2,400~2,500m²程度となっている。延べ床面積は、仲尾次保育所が約300m²と小さく、中央保育所および仲宗根保育所は380m²程度となっている。一方、近年整備され、子育て支援センターを併設する今帰仁保育所は約800m²と規模が大きくなっている。

村立幼稚園については、いずれも昭和50年代に建築されたもので老朽化がみられる。敷地規模は1,000~1,600m²程度、延べ床面積は200~350m²程度となっている。

■ 村立保育所・幼稚園の施設概要

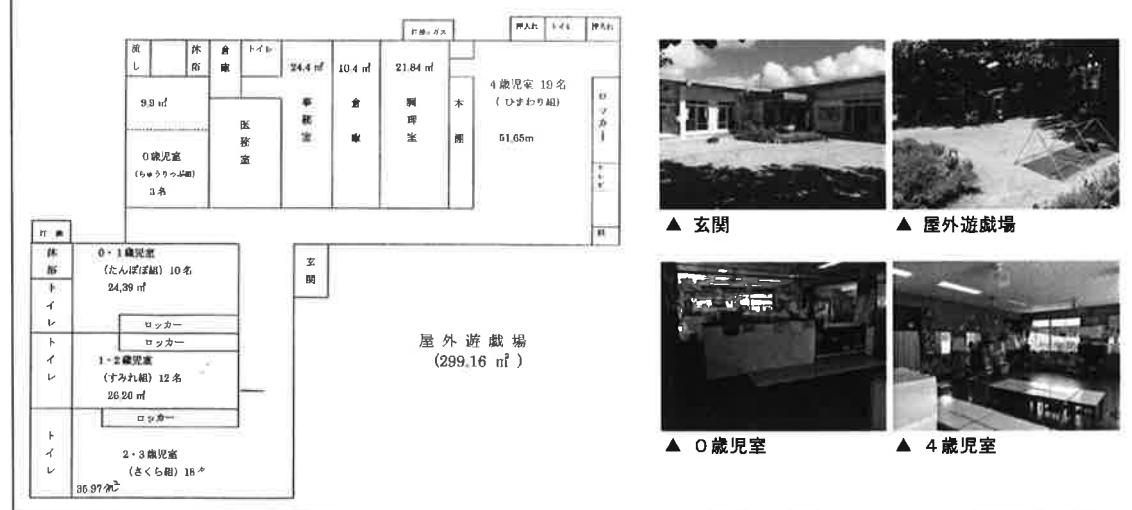
保育所・幼稚園名		建築年(竣工)	敷地面積	延べ床面積
保育所	仲尾次保育所	昭和47年6月	1,209.6 m ²	299.8 m ²
	中央保育所	昭和50年6月	1,134.2 m ²	376.5 m ²
	今帰仁保育所	平成22年4月※開所年月	2,410.0 m ²	807.1 m ²
	仲宗根保育所	昭和55年3月	2,454.0 m ²	380.0 m ²
幼稚園	兼次幼稚園	昭和51年11月	1,319 m ²	219 m ²
	今帰仁幼稚園	昭和55年3月	1,545 m ²	336 m ²
	天底幼稚園	昭和52年1月	1,094 m ²	219 m ²

資料：今帰仁村福祉保健課、今帰仁村教育委員会

■ 村立保育園施設・設備の状況

保育所名	仲尾次保育所	建築年	昭和47年6月
敷地面積	1,209.62 m ²	延床面積	299.82 m ²
構造・階数	鉄筋コンクリート造・平屋建		
主な設備等	・0歳児室 ・0・1歳児室 ・1・2歳児室 ・2・3歳児室 ・4歳児室	9.9 m ² 24.4 m ² 26.3 m ² 36.0 m ² 51.7 m ²	・調理室 ・事務室 ・屋外遊戯場 ・その他：医務室、倉庫等
		21.8 m ² 24.4 m ² 299.2 m ²	

見取図等



保育所名	中央保育所	建築年	昭和 50 年 6 月
敷地面積	1,134.12 m ²	延床面積	376.47 m ²
構造・階数	鉄筋コンクリート造・平屋建		
主な設備等	・ 0 歳児室・ほふく室	27.0 m ²	・ 廉房 29.2 m ²
	・ 1 歳児室	33.9 m ²	・ 医務室 9.7 m ²
	・ 1・2 歳児室	40.0 m ²	・ 事務室 34.0 m ²
	・ 2・3 歳児室	48.7 m ²	・ 屋外遊戯場 325.7 m ²
	・ 3・4 歳児室	47.5 m ²	・ その他：倉庫 等

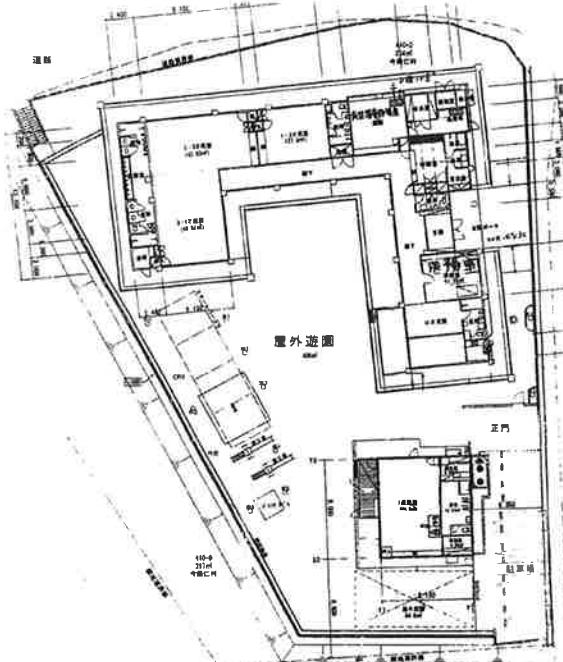
見取図等

The architectural floor plan shows the layout of the building, including rooms such as a washroom, medical room (9.72m²), storage room (43.02m²), kitchen (29.16m²), and various classrooms (e.g., 0-1 year old room, 1-2 year old room, 2-3 year old room, 3-4 year old room). It also includes a changing room, a toilet, and an outdoor playground area labeled "屋外遊戯場". To the right of the plan are five photographs: one showing the entrance (玄関), two showing the outdoor playground (屋外遊戯場), one showing a 1-year-old classroom (1歳児室), and one showing a nursery room (保育室).

保育所名	今帰仁保育所	建築年	平成 22 年 4 月 ※開所年月
敷地面積	2,410 m ²	延床面積	807.1 m ² (内保育所面積 705.3 m ²)
構造・階数	鉄筋コンクリート造・平屋建		
主な設備等	・ ほふく室	16.6 m ²	・ 調理室 33.8 m ²
	・ 0 歳児室	33.9 m ²	・ 医務室 5.4 m ²
	・ 1 歳児室①・②	44.3 m ² × 2	・ 事務室 31.8 m ²
	・ 2 歳児室①・②	33.4 m ² × 2	・ 多目的ホール・屋外プレイコート 144.0 m ²
	・ 3 歳児室	53.3 m ²	・ 屋外園庭 720.0 m ²
	・ 4 歳児室	66.5 m ²	・ その他：調乳室、沐浴室、更衣室、収納庫等

見取図等

The architectural floor plan shows the layout of the building, including various rooms and areas such as a "子育て支援センター" (Childcare Support Center), a "多目的ホール" (Multipurpose Hall), and several classrooms (e.g., 1歳児室, 2歳児室, 3歳児室). To the right of the plan are six photographs: one showing the building exterior (建物外観), two showing the outdoor play area (屋外プレイコート), one showing a 2-year-old classroom (2歳児室), one showing a 3-year-old classroom (3歳児室), one showing the multipurpose hall (多目的ホール), and one showing the entrance to the childcare support center (子育て支援センター入口).

保育所名	仲宗根保育所	建築年	昭和55年3月
敷地面積	2,454.0 m ²	延床面積	380.0 m ²
構造・階数	鉄筋コンクリート造・平屋建(別棟:プレハブ・平屋建)		
主な設備等	・1歳児室 ・1・2歳児室 ・2・3歳児室 ・3・4歳児室	41.5 m ² 27.3 m ² 43.5 m ² 48.6 m ²	・医務室・事務室 21.8 m ² ・屋外園庭 420.0 m ² ・その他:調乳室、厨房、食品室、倉庫等
見取図等			
		 ▲ 建物外観  ▲ 別棟(1歳児室)概観  ▲ 0歳児室  ▲ 3・4歳児室  ▲ 1歳児室(別棟)  ▲ 屋外園庭	

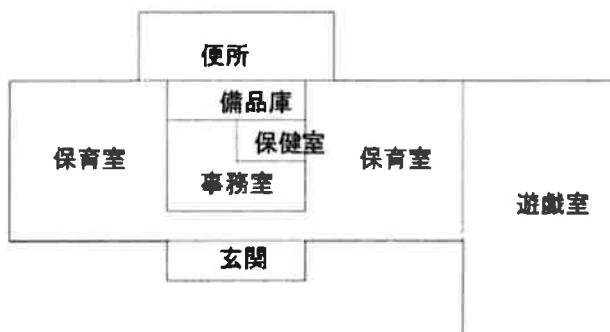
■ 村立幼稚園の設備の状況

保育所名	兼次幼稚園	建築年	昭和51年11月
敷地面積	1,319 m ²	延床面積	219 m ²
構造・階数	鉄筋コンクリート造・平屋建		
主な設備等	・保育室① ・保育室②	64.0 m ² 64.0 m ²	・事務室 30.0 m ² ・その他:備品庫等

見取図等			
		 ▲ 建物外観  ▲ 園庭  ▲ 保育室  ▲ 園庭	

保育所名	今帰仁幼稚園	建築年	昭和 55 年 3 月
敷地面積	1,545 m ²	延床面積	336 m ²
構造・階数	鉄筋コンクリート造・平屋建		
主な設備等	・保育室① ・保育室②	64.0 m ² 64.0 m ²	・遊戲室 104.0 m ² ・その他：事務室、保健室、備品庫 等

見取図等



▲ 建物外観



▲ 保育室



▲ 遊戯室

保育所名	天底幼稚園	建築年	昭和 52 年 1 月
敷地面積	1,094 m ²	延床面積	219 m ²
構造・階数	鉄筋コンクリート造・平屋建		
主な設備等	・保育室① ・保育室②	64.0 m ² 64.0 m ²	・事務室 30.0 m ² ・その他：備品庫 等

見取図等



▲ 建物外観



▲ 庭園



▲ 保育室



▲ 保育室

② 職員等の配置状況

職員の配置状況は下表のとおりで、村立保育所では職員計 79 人中正職員は計 22 人で 3 割弱 (27.8%) となっている。一方、村立幼稚園では職員計 11 人中正職員は計 4 人（兼務を除く）となっている。

村立保育所においては、臨時職員と嘱託職員の合計が 51 名であり、正職員の 2 倍以上を占めている。正職員が極端に少ないことから、将来にわたって保育サービスの質を担保していくことが危惧される状況といえる。また、村立幼稚園についても、全 3 園に対して正職員が 4 名と少なく、シフトを組むことや病休時のフォローが困難な状況も見受けられる。

■ 村立保育所職員の配置状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

(単位:人)

		所長	主任 保育士	保育士	嘱託医	調理員	栄養士	事務職員	その他	計	備考
仲尾次 保育所	正職員	1	1	2		1				5	保育士(1)は産休
	臨時									0	
	嘱託			8	1	1	1			11	
	パート			1						1	
	計	1	1	11	1	2	1	0	0	17	
中央 保育所	正職員	1	1	3(1)						5(1)	保育士(1)は産休
	臨時					2				2	
	嘱託			8	1		1			10	
	パート			2						2	
	計	1	1	13(1)	1	2	1	0	0	19(1)	
今帰仁 保育所	正職員	1	1	4		1				7	保育士(2)は産休
	臨時									0	
	嘱託			11	1	1	1			14	
	パート			1		1				2	
	計	1	1	16	1	3	1	0	0	23	
仲宗根 保育所	正職員	1	1	3(2)						5(2)	保育士(2)は産休
	臨時			1						1	
	嘱託			9	1	2	1			13	
	パート			1						1	
	計	1	1	14(2)	1	2	1	0	0	20(2)	
合 計	正職員	4	4	12(3)	0	2	0	0	0	22(3)	
	臨時	0	0	1	0	2	0	0	0	3	
	嘱託	0	0	36	4	4	4	0	0	48	
	パート	0	0	5	0	1	0	0	0	6	
	計	4	4	54(3)	4	9	4	0	0	79(3)	

※嘱託医、栄養士は非常勤である。

資料：今帰仁村福祉保健課

■ 村立幼稚園職員の配置状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

(単位:人)

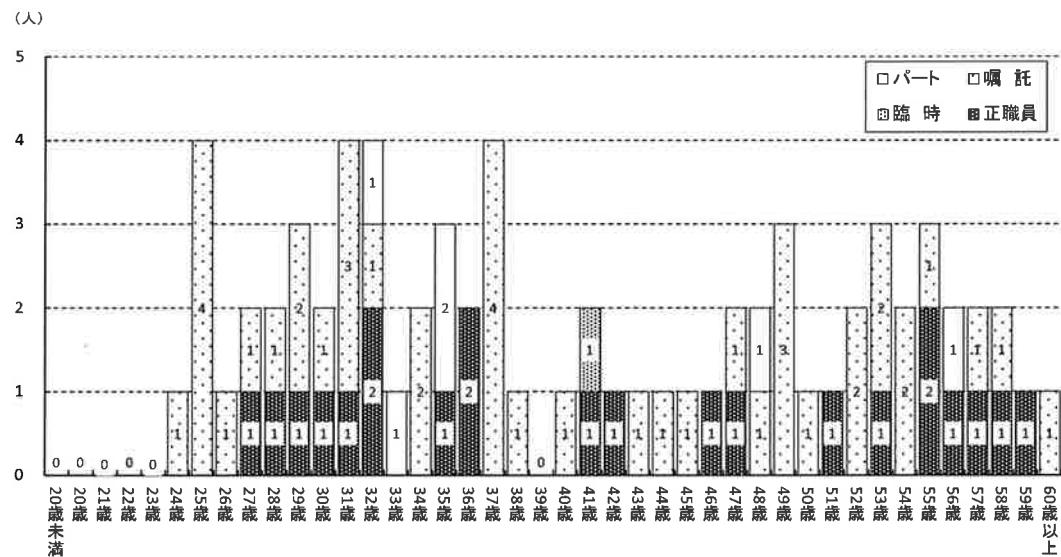
		園長	教頭・副園長	主任教諭	教諭等	養護 教諭等	事務職員	学校医	学校 歯科医	学校 薬剤師	その他	計	備考
兼次 幼稚園	正職員	1	1			1						3	・園長は各小学校長が兼務 ・副園長は各小学校教頭が兼務 ・預かり1名は主任:3園ローテーション対応 ・年休代替1名は3園の教諭の年休・研修等の代替要員
	臨時										1 年休代替	1	
	嘱託										0	0	
	賃金										1 預かり	1	
	計	1	1	0	1	0	0	0	0	0	2	5	
今帰仁 幼稚園	正職員	1	1	1	1							4	・預かり1名は主任:3園ローテーション対応 ・年休代替1名は3園の教諭の年休・研修等の代替要員
	臨時					1						1	
	嘱託										0	0	
	賃金										3 預かり	3	
	計	1	1	1	2	0	0	0	0	0	3	8	
天底 幼稚園	正職員	1	1			1						3	・預かり1名は主任:3園ローテーション対応 ・年休代替1名は3園の教諭の年休・研修等の代替要員
	臨時											0	
	嘱託										0	0	
	賃金										1 預かり	1	
	計	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	4	
合 計	正職員	3	3	1	3	0	0	0	0	0	0	10	
	臨時	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1 年休代替	2	
	嘱託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	賃金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5 預かり	5	
	計	3	3	1	4	0	0	0	0	0	6	17	

資料：今帰仁村教育委員会

職員（非常勤を除く。）の年齢構成をみると、村立保育所・幼稚園ともに3割程度（保育所28.2%、幼稚園30.0%）が50歳以上で、とりわけ正職員は保育所で4割弱（36.4%）、幼稚園では5割（50.0%）が50歳以上となっている。

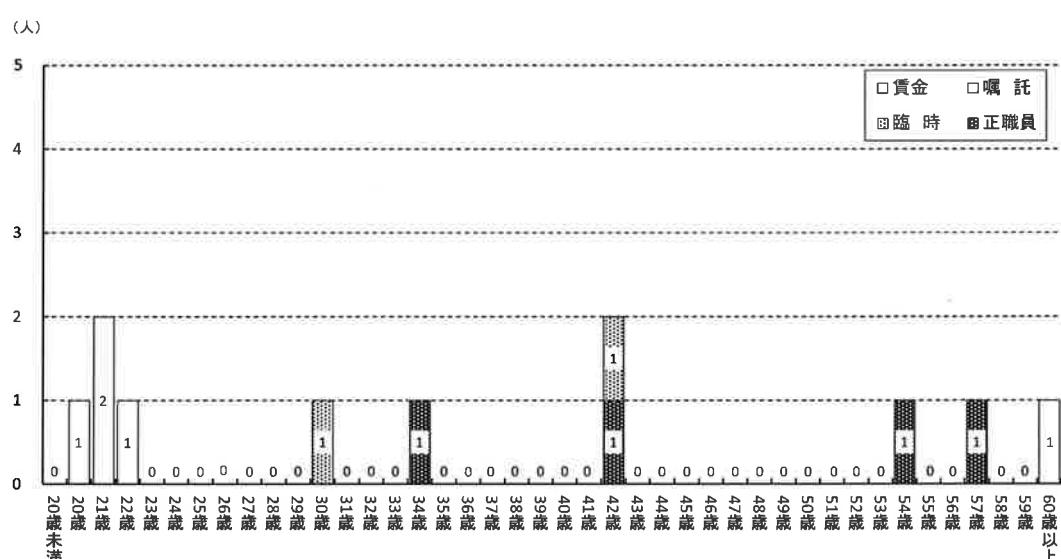
なお、村立保育所においては、今後ベテラン保育士の定年退職が続くことになり、新規で計画的に保育士を採用していくとしても相対的に若い職員が多くを占めることとなる。そのため、年齢層がアンバランスなものとなることが危惧される。

■ 村立保育所職員の年齢構成（平成27年4月1日現在）



資料：今帰仁村福祉保健課

■ 村立幼稚園職員の年齢構成（平成27年4月1日現在）



資料：今帰仁村教育委員会

③ 保育サービス等の状況

平成 27 年 4 月 1 日現在の村立保育所における保育サービスの状況をみると、通常保育以外に 4 施設で障がい児保育が実施されており、今帰仁保育所では子育て支援拠点事業（つどいの広場事業）が実施されている。

■ 村立保育所の主な保育サービスの実施状況

保育所名		開所時間		延長保育		その他保育実施状況*			
		開始	終了	月～金	土	障がい児保育	一時保育	休日	子育て支援事業
村立保育所	仲尾次保育所	7:30	18:30	未実施	未実施	○	—	—	—
	中央保育所	7:30	18:30	未実施	未実施	○	—	—	—
	今帰仁保育所	7:30	18:30	未実施	未実施	○	—	—	○
	仲宗根保育所	7:30	18:30	未実施	未実施	○	—	—	—

*各保育所ともに土曜日の開所時間は 7:30～13:30、保護者の就労等により 17:30 まで

資料：今帰仁村福祉保健課

*その他の保育実施状況

「障がい児保育」………障がい児保育事業（障がい児の受け入れ）

「一時保育」……………一時預かり事業（未実施）

「子育て支援事業」………子育て支援拠点事業

また、平成 27 年度からは村立幼稚園での預かり保育が実施されており、その実施状況は以下の通りである。

■ 村立幼稚園における預かり保育の実施状況

幼稚園名	※1 実施日	預かり保育時間		利用児童数		利用料金	給食
		月～金	土	月～金	土		
兼次幼稚園		12:00～ 18:30	8:00～ 17:30	21 人	11 人		
今帰仁幼稚園	月～土	(各園にお いて預か り)	(今帰仁幼稚園 において預か り、弁当持参)	47 人	20 人		
天底幼稚園				22 人	12 人		

*1：土曜日は今帰仁幼稚園で実施。ただし、長期休業中については各園で実施。

資料：今帰仁村教育委員会

*2：利用年齢に関しては、今帰仁村では幼稚園は 5 歳児からとなっている。

④ 運営の状況

村立保育所の歳入については、保育料が 43,777 千円、県負担金・補助金（子育て支援事業分）が 2,500 千円で、一般財源からは 230,240 千円となっている。

なお、通常保育経費については、平成 16 年度より公立保育所への国・県負担金が廃止（一般財源化）されていることから、保育料以外は基本的に一般財源で賄っている状況にある。これは、公立保育所運営においては一般財源の持ち出しによる補填が大きいことを示しており、財政状況が逼迫する中において、かつての国庫負担金に相当するだけの予算を配分することが難しいことを意味している。こうした潮流も踏まえると、将来にわたって村立保育所運営に充分な予算を担保していくことが困難な状況にあると言える。

■ 村立保育所の歳入・歳出の状況（平成 26 年度）

【歳入】

決算額	内訳				一般財源	(単位:千円)
	保育料等	国負担金・ 補助金	県負担金・ 補助金	その他		
仲尾次保育所	58,441	8,232			50,209	
中央保育所	62,228	9,539			52,689	
今帰仁保育所	84,962	14,973	2,500		67,489	
仲宗根保育所	70,886	11,033			59,853	
計	276,517	43,777	0	2,500	0	230,240

【歳出】

決算額	内訳							(単位:千円)	
	人件費					管理費	生活費		
	正職員	臨時	賃金(代替)	嘱託医等	パート				
仲尾次保育所	58,441	31,746	16,465	1,944	554	1,241	1,703	4,503	
中央保育所	62,228	27,775	24,698	1,559	554	902	1,592	4,797	
今帰仁保育所	84,962	41,003	26,527	4,228	554	2,527	2,716	6,807	
仲宗根保育所	70,886	31,740	26,283	3,067	554	773	2,698	5,311	
計	276,517	132,264	93,973	10,798	2,216	5,443	8,709	21,418	

資料：今帰仁村福祉保健課

村立幼稚園については、保育料等が 3,644 千円、入園料等が 435 千円、県補助金が 138 千円で、一般財源からは 27,183 千円となっている。

■ 村立幼稚園の歳入・歳出の状況（平成 26 年度）

【歳入】

(単位:千円)

	決算額	内訳					一般財源
		入園料等	授業料等	国補助金	県補助金	その他	
兼次幼稚園	31,400	125	1,100				27,183
今帰仁幼稚園		150	1,280		138		
天底幼稚園		160	1,264				
計	31,400	435	3,644	0	138	0	27,183

【歳出】

(単位:千円)

	決算額	内訳					その他
		人件費				管理運営費	
		正職員	臨時	嘱託医等	パート		
兼次幼稚園	31,400						1,041
今帰仁幼稚園		25,336	2,362	456		2,205	
天底幼稚園							
計	31,400	25,336	2,362	456	0	2,205	1,041

資料：今帰仁村教育委員会

運営に関する経費についてみると、村立保育所は 4 園計 276,517 千円、村立幼稚園は 3 園計 31,400 千円となっており、その中で人件費が保育所、幼稚園ともに 9 割弱（保育所 88.5%、幼稚園 89.7%）を占めている。

(3) 上位・関連計画の整理

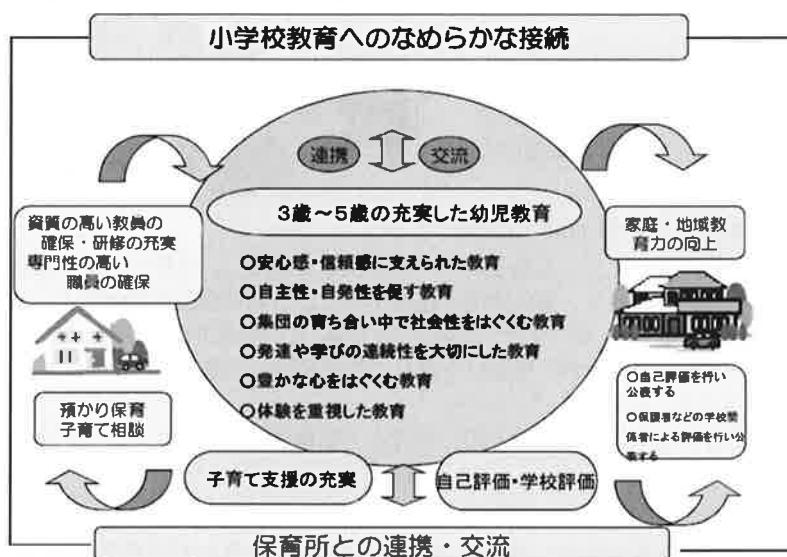
1) 県の計画

① 沖縄県幼児教育振興アクションプログラム：平成22年3月

- ◎ 目指す幼児像
- 豊かな自然と色、暖かな気候の中で、エネルギー一杯に伸び伸びと体を使い遊べる子
 - 世代間、地域、家庭、園生活等で多様な人々と自らかかわる「人」が大好きな子
 - 好奇心・探究心に溢れ、知恵を働かせて環境にかかわるジンプナーな子
 - 国境を超えて、環境を越え、様々な人を受入れられるしなやかな心の子
 - 自分を大切にし、人を大切にし、自然を大切にする思いやりのある子

◎ 目指す幼児教育

幼児期は、人格形成の基礎を培う重要な時期である。幼児は、家族や身近な大人との信頼関係を基盤にし、遊びを中心とした生活を通して、一人一人が持っている個性や可能性を伸ばしていく。その際、人格形成の基礎となる豊かな心情や物事に自ら関わろうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度等生きる力の基礎を培うことが大切である。そして、幼児教育で培った生きる力の基礎は、小学校以降の学習や生活の基盤となりその後の子どもの育ちを支える。



◎ 保育所・幼稚園・小学校との連携教育の促進

目標	連携教育の充実を図るため、関係者の相互理解や子どもも理解に努め、子どもの豊かな経験につながる意図的・計画的連携を推進する。
県の取組	<ul style="list-style-type: none">○合同研修会を促進する。<ul style="list-style-type: none">・合同研修会の支援○相互理解を促進する。<ul style="list-style-type: none">・保育所、幼稚園（公立・私立）、小学校など
設置者 (市町村・私学) 幼稚園の取組	<ul style="list-style-type: none">○園運営、保育内容、保育方法の改善・充実に関する合同研究会を実施する。○園全体の支援協力体制をつくる。○特別支援学校、専門機関等との連携、交流を推進する。○各市町村における私立幼稚園等の窓口を明確にする。

② 「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム」の検証 「沖縄県幼児教育の方向性」：平成 25 年 2 月 27 日

◎ 沖縄型幼児教育のポイント

1. 幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続
2. 保育所・幼稚園の連携を活かした質の高い保育・幼児教育の保障

◎ 沖縄県幼児教育の方向性

(今後の取り組み)

1. 連携の在り方について

- ① 各小学校区で保幼小協議会等を設置する。
- ② 県及び市町村は、連携コーディネーターの配置などにより、幼児同士、幼児・児童の交流及び教師・保育士等の合同研修会を開催する等、保幼小連携体制の構築を支援する。
- ③ 県は、行政間連携のモデルを示すと共に、市町村における首町部局と教育委員会の連携体制の構築や保育士、幼稚園教諭及び小学校教諭の人事交流の実施を促進する。

2. 教員・保育士の資質の向上について

- ① 県立総合教育センターで実施されている講座等を活用し、研修の充実を図る。
- ② 県及び市町村において、関係機関で連携を図り、合同研修会を開催する。また、保育所・幼稚園合同研修会において、0歳～5歳までの教材及び指導方法の共有を図る。
- ③ 大学との連携を図りながら県及び市町村で指定研究を実施し、研究の成果を広く周知・共有し、保育の質の向上を図る。
- ④ 特別な支援を要する幼児において、保育士・幼稚園教諭が共に学び合い発達の連続性を踏ました指導の充実を図る。

3. 教員・保育士の配置の在り方

- ① 県は市町村教育長協会等において、地方交付税で措置されている予算の幼児教育への活用を促進し、本務教員及び保育士の計画的な採用を促進する。
- ② 臨時の任用の教員・保育士の確保が難しい点については、給与の低さなどが理由と考えられ、待遇面における改善が必要である。県は、幼児教育の重要性を鑑み、市町村に対して、専門職としての給与等の待遇改善を強く促進する必要がある。

4. 複数年保育の在り方について

県は市町村に対して、幼児教育の充実及び待機児童解消の視点から、3年保育の充実を促していく必要がある。

5. 子育て支援の充実

- ① 県は、市町村と連携し、子育て支援の充実を図るため、認可外保育施設の認可化を引き続き促進する。
- ② 県は、市町村に対し地域の実態に応じた公立幼稚園における預かり保育の充実と拡充及び子育て支援センターの増設を市町村に対して促進していく。

6. 行政窓口の在り方

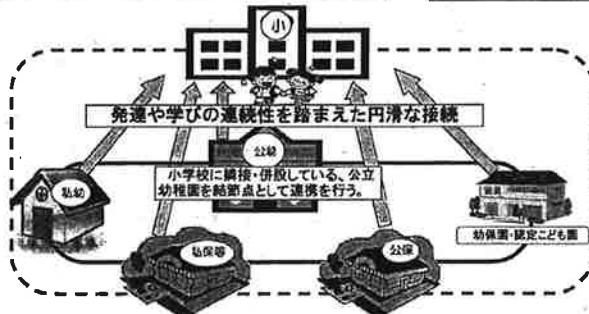
県の保育所・幼稚園の窓口を一本化し、子どもに関する業務の充実を図る。また、市町村に対し、保育所・幼稚園の窓口の一本化を促進していく。

□ 沖縄型幼児教育イメージ図

<連携1> 5歳児

小学校と公・私立幼稚園、公・私保育所等、幼保園、認定こども園の連携

- 幼児が小学校を訪問し、授業や行事等で交流を行う。
- 教師間で合同研修会や情報交換会を開催し、子どもについて共通理解を図る。
- 円滑な接続による小1プロブレムの解消
- 学習を支える力の育成



<連携2> 0歳～5歳児

公・私立幼稚園、公・私保育所等、幼保園、認定こども園の連携

- 教師間で合同研修会や情報交換会を開催
- 発達段階に応じた指導内容や役割の共通確認



③ 沖縄県待機児童対策行動指針：平成 25 年 8 月

◎ 施策推進の基本

- ① 各市町村が、地域の特性を踏まえ、独自の調査や分析に基づく計画を策定すること。
- ② 保育所創設には、関係機関等との調整や建設に時間を要することや財政負担が生じることも考慮し、現実的な対応が可能な施策を検討すること。
- ③ 将来、保育サービスの供給過剰といったミスマッチが生じないような施策を検討すること。

◎ 具体施策

(1) 保育所創設等による定員増

安心こども基金事業や待機児童対策特別事業を活用した保育所整備等に取り組み、保育所の定員増を図る。併せて、地域の実情を踏まえ、保育所整備の規模、形態及び多様な主体による保育の提供を図っていく。

- ① 安心こども基金を活用した保育所の創設及び増改築等
- ② 認可外保育施設の認可化による創設
- ③ 既存法人による複数の認可保育所の設置
- ④ 既存法人による認可保育所の分園の設置
- ⑤ 小規模保育の実施
- ⑥ 保育所定員枠の弾力的運用
- ⑦ 多様な主体による保育の提供

認可保育所は、社会福祉法人のほか学校法人等が運営できるとされていることから、子ども・子育て支援新制度の開始に向け、多様な主体による保育所の運営又は認定こども園の設置を検討する。

(2) 保育所以外の施設の活用及び制度の充実による保育の提供

従来の施設整備等による定員増の施策に加え、対象年齢に応じた保育制度及び質の高い認可外保育施設の積極的活用、又は、幼稚園における預かり保育の充実を図っていく。

① 公立幼稚園の活用

- 「預かり保育」及び「複数年保育」の充実拡大
- 認定こども園への移行

幼稚園における長時間保育のニーズに応えるため、例えば近隣の認可外保育施設と連携し、幼稚園型又は幼保連携型の認定こども園に移行することを検討する必要がある。

② 私立幼稚園の活用

- ③ 認可外保育施設の積極的活用
 - 事業所内保育施設の設置促進
 - 認定こども園への移行等
- ④ 家庭的保育事業の推進
- ⑤ 広域入所の実施促進

④ 黄金っ子応援プラン（沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）：平成27年3月

◎ 沖縄県における子ども・子育て支援の基本的な視点

- (1) 「子どもの最善の利益」の尊重
- (2) 未来を担う子どもの健やかな成長と子育ての支援
- (3) 市町村との協働による乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保
- (4) 乳幼児期の教育・保育を担う人材の確保と資質の向上
- (5) 社会的な支援の必要性の高い子どもと家族に対する適切な支援と措置
- (6) 県民協働による子ども・子育て支援体制の構築

◎ 施策の展開

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

(1) 乳幼児期の教育・保育の質の向上

ウ 認定こども園に係る移行支援

認定こども園については、市町村と連携しながら、制度の周知を図ることとし、利用希望者数を踏まえた施設の認可・認定を行います。

(2) 連携体制の構築

ア 教育・保育施設及び地域型保育事業所との連携の推進 【今後の取組】

「沖縄型幼児教育」の構想で提唱された良さを活かし、公立幼稚園が結節点となり様々な教育・保育施設及び地域型保育事業者間の連携を図ることで、子ども達の発達の連続性が保障できるような取組を推進していきます。

そのために、教育委員会・首長部局も緊密に連携を図りながら、子ども一人一人の育ちをつなぐ連携のあり方や、発達段階に応じた教育・保育内容の工夫に関する情報交換、幼児同士の交流など、様々な教育・保育施設及び地域型保育事業者が連携し、質の向上を図るために、市町村の現状を踏まえた上で取り組みを支援していきます。

イ 保育所、幼稚園、認定こども園等と小学校との連携の推進 【今後の取組】

質の高い教育・保育を総合的に提供するために、教育委員会・首長部局が、緊密な連携を図りながら「沖縄型幼児教育」の構想を推進し、図6のように、公立幼稚園を結節点とした保育所・幼稚園及び認定こども園と小学校との連携を推進していきます。

「沖縄型幼児教育」の構想を推進し、スタートカリキュラム・アプローチカリキュラム等を含めた保幼小連携体制を構築することで、より質の高い乳幼児期の教育・保育が保障されることがあります。

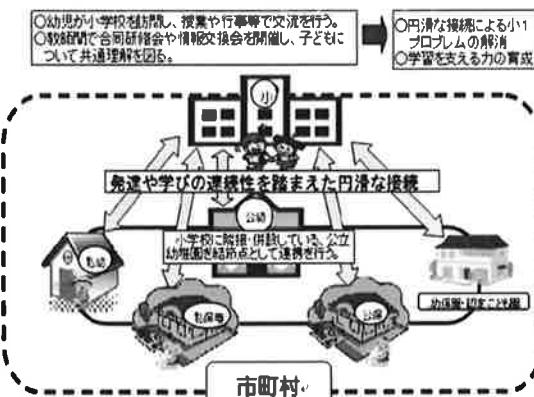
今後、黄金っ子（0～8歳）の教育・保育が充実すれば「生活していく力、人と関わる力、学びの芽」等の生涯にわたる人格形成の

基礎、学びの基礎力が培われ、本県の豊かな人材育成にも繋がります。そのためにも、公立幼稚園・小学校・市立幼稚園・保育所等を所管する行政間においては連携を強化することが重要です。

このため市町村へ、各小学校区での保幼小連絡協議会等の設置を促し、連携コーディネーターの配置等による、幼児同士、幼児・児童の交流及び保育士・教師等の合同研修会の開催等、保幼小連携体制の構築を支援していきます。

また、市町村における首長部局と教育委員会の連携体制の構築や、保育士、幼稚園教諭及び保育教諭並びに小学校教諭の交流等の取組を促進します。

図6 小学校と公・私立幼稚園、公私保育所、認定こども園等の連携（5歳児）



2) 今帰仁村の計画

① 今帰仁村第四次総合計画 前期基本計画：平成 24 年 3 月

- ◎ 将来人口 10,000 人 (2021(平成 33)年度)
- ◎ 前期基本計画の期間 平成 24 年度～平成 28 年度
- ◎ 将来像 ムラ・人・農が織りなすゆがふむら 今帰仁
- ◎ むらづくりの基本姿勢
 - 自然環境との共存 ～やんばる型土地利用の原則を守る～
 - 農業を中心とした産業振興 ～積み上げ方式の産業振興～
 - むらづくりを支える地域コミュニティの強化 ～誰もが安心・安全に暮らせる環境づくり～
- ◎ 部門別構想 ～将来像実現に向けて～

第6章 つながる、つなげる元気むら スマイルコミュニティ今帰仁【健康・福祉・防災拡充構想】

1節 保健・医療・福祉の拡充

(6) 子ども・子育て支援

1. 母子保健・医療の充実

2. 保育の充実

- 村立保育所においては、保育時間の延長、一時預かり保育等の多様化する保育ニーズに対応した保育内容の充実を図るとともに、障害のある子どもの受入体制を強化します。また、村立保育所の老朽化が進んでいることから、施設整備及び改築を行う等、快適な保育環境づくりに努めます。

3. 子育て支援

4. ひとり親世帯への支援

第7章 大人も子供も学べる豊かで誇りあるむら【教育・文化振興構想】

1節 特色ある学校教育の充実

1. 北山学園構想の推進

- 幼児・児童生徒の学力向上や人格形成を目的として、幼稚園から高等学校までの連携教育を充実させ、地域型の一貫教育を推進します。その中でも、地域人材資源を十分に活用したキャリア教育に対する取り組みを重点的に進めます。

2. 教育施設の整備

- 幼児及び児童・生徒が安心して快適に学べる学習環境を形成するため、老朽化の著しい施設・校舎等の改善に努めます。また、国際化や情報化に対応できる人材育成や合理的な図書管理など学力向上に資する教育施設の整備の推進を図るために、IT機器の導入や図書館のOA化等の更なる整備に努めます。

3. 教育環境の向上

4. 教育活動の充実

② 今帰仁村子ども・子育て支援事業計画：平成 27 年 3 月

- ◎ 計画期間 平成 27 年度～平成 31 年度
- ◎ 目標像 ゆたかな自然と地域に包まれて 子どもが健やかに育まれる今帰仁村
～未来に向かってみんなが繋がる安心な子育てを目指して～
- ◎ 基本目標
 1. 地域における子育て支援の推進
 2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
 3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
 4. 子育てを支援する生活環境の整備及び子ども等の安全の確保
 5. 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援
 6. 子育て支援推進プロジェクト
- ◎ 今帰仁村子ども・子育て支援施策の展開
 - 第 1 節 地域における子育て支援の推進
 - 基本施策 1 就学前の教育・保育の総合的な提供
 - (1) 教育・保育施設の充実
 - 認可外保育施設の認可化促進、民設・民営化の促進、保育所（園）における 5 歳児保育の実施等を検討します。
 - 幼保一体化による教育・保育の総合的な提供に向けて、幼保連携型認定こども園の平成 30 年度新設等の検討を行います。認定こども園の新設にあたっては、小学校の敷地内或いは隣接地を建設地とし、また民営化の推進も同時にそれぞれの小学校区で展開するなど保幼小の円滑な接続のための配慮に努めます。
 - 村立保育所や認定こども園については、地域で 0～2 歳児の保育を行う地域型保育事業の 3 歳児以降の受け入れ施設となる等、0～2 歳児と 3～5 歳児の円滑な接続、教育・保育施設と地域型保育事業の連携による幼児期の総合的な教育・保育の提供に取り組みます。
- ◎ 教育・保育事業の量の見込みと確保方策について
 - ① 学校教育ニーズの見込みと確保方策
 - 平成 27 年度から平成 29 年度にかけては、現状の幼稚園施設での対応を図っていく。
 - 更に、3～4 歳児における幼児教育の拡充及び幼児期の学校教育・保育の一体的な提供に向けて、認定こども園の平成 30 年度開園を目指す。
 - ② 保育ニーズの見込みと確保方策
 - 保育所の定員枠の拡充に向け、認可外保育施設の認可化、新たな民間施設の整備促進等を進め、平成 29 年度までに待機児童ゼロを目指す。
 - 更に、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供に向けて、認定こども園の平成 30 年度開園を目指す。また、民間の保育園の受け入れ等、多様な主体の民間参入を促進する。

◎ 幼児教育・保育施設の施設整備の今後の方向性

① 保育の受け皿の拡充

◆ 認可外保育施設の認可化促進、認可後の定員枠拡充 ◆ 民間の保育施設の参入促進

② 3～4歳児における幼児教育の拡充

◆ 村立幼稚園における定員枠の拡充 ◆ 認定こども園における幼児教育の実施

③ 幼児期の教育・保育の一体的な提供

◆ 認定こども園の設置推進

④ 保幼小の連携

◆ 教育・保育提供区域（村全域）及び小学校区を考慮し、認定こども園を設置

◆ 小学校区ごとに保育所（園）が立地するよう、民営保育所（園）の設置促進

◆ 小学校、認定こども園、保育所（園）等関係者による連絡会議の開催

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	平成27年4月	平成28年3月末	平成28年4月	平成29年3月末	平成29年4月	平成30年3月末	平成30年4月	平成31年3月末	平成31年4月	平成32年3月末
幼稚園	兼次 幼稚園 今帰仁 幼稚園 天底 幼稚園 5歳児[110名]		兼次 幼稚園 今帰仁 幼稚園 天底 幼稚園 5歳児[93名]		兼次 幼稚園 今帰仁 幼稚園 天底 幼稚園 5歳児[96名]	閉園				
認定こども園							→ 閉園	認定こども園 (板橋)●●●園 0～5歳[172名]		認定こども園 (板橋)●●●園 0～5歳[172名]
保育所（園）	仲尾次 保育所 0～4歳児[60名] 〔認可外〕 北山 保育園 1～4歳児[35名]		仲尾次 保育所 0～4歳児[60名] 〔認可外〕 北山 保育園 1～4歳児[35名]	認可化、 定員増 又は 閉園	仲尾次 保育所 0～4歳児[60名] 〔認可〕 (板橋)北山 保育園 0～5歳児[76名] 〔民設/民営〕 (板橋)かねし 保育園 0～5歳児[76名]	問面 定員増 定員減	〔認可〕 (板橋)北山 保育園 0～5歳児[90名] 〔民設/民営〕 (板橋)かねし 保育園 0～5歳児[90名]		〔認可〕 (板橋)北山 保育園 0～5歳児[90名] 〔民設/民営〕 (板橋)かねし 保育園 0～5歳児[90名]	
保育所（園）	中央 保育所 0～4歳児[80名] 仲宗根 保育所 0～4歳児[70名] 今帰仁 保育所 0～4歳児[90名]		中央 保育所 0～4歳児[80名] 仲宗根 保育所 0～4歳児[70名] 今帰仁 保育所 0～4歳児[90名]		中央 保育所 0～4歳児[80名] 仲宗根 保育所 0～4歳児[70名] 今帰仁 保育所 0～4歳児[90名]	問面 閉園	〔民設/民営〕 (板橋)あめそこ 保育園 0～5歳児[100名] 今帰仁 保育所 0～4歳児[90名]		〔民設/民営〕 (板橋)あめそこ 保育園 0～5歳児[100名] 今帰仁 保育所 ※府県的・民間委託 0～4歳児[90名]	
小規模保育所内		事業所内保育 1箇所 0～2歳児[9名]		事業所内保育 1箇所 0～2歳児[9名]	小規模保育 1箇所 0～2歳児[12名]		小規模保育 1箇所 0～2歳児[13名]		小規模保育 1箇所 0～2歳児[9名]	
備考					※北山保育園は認可化移行予定。 ※民間参入が見込めるごとに仲尾次保育所及び仲宗根保育所の2箇所の村立保育所を閉園。 ※中央保育所を認定こども園等へ吸収		※保育所（園）について は、公立1箇所、民間2箇所の予定。			

※ ■…村立幼稚園、■…村立認定こども園、■…村立保育所、■…法人認可保育園、■…認可外保育施設
※赤文字…前年度より変更がある内容。

③ 北山学園プロジェクト：平成 27 年

◎ 目標 地域貢献・社会貢献のできる人材の育成

◎ 重点事項

- 確かな学力の向上（知） 将来の進路実現・職業選択を幅広いものにする学力保障
- 豊かな心の育成（徳） 体験活動を重視し、地域のよさを実感できる取組の充実
- 健やかな身体の育成（体） スポーツに親しみ、体力の増進と健康長寿社会の実現
- 食育の推進（食） 子どもが作る弁当の日を通して食への理解と感謝の心を育む

◎ 取組事項

・保育園・幼稚園に関する取組

- ◇ 幼保一体化施設 認定こども園の設置
- ◇ 保・幼連携事業の充実
- ◇ キャリア教育スーパー講師派遣事業
- ◇ 保育園と小学校の連携促進
- ◇ 公（行政）と民（法人）の連携、ノウハウの提供

・小学校に関する取組

- | | |
|----------------|--------------------|
| ◇ 東ティモール児童招聘事業 | ◇ プレ中学校入試（小6） |
| ◇ 教育ファーム事業 | ◇ キャリア教育スーパー講師派遣事業 |
| ◇ 少年の翼事業（小6） | ◇ 名桜大学習支援ボランティアの活用 |
| ◇ 未来塾の開設 | |

・中学校に関する取組

- | | |
|------------------|--------------------|
| ◇ プレ高校入試（中3） | ◇ 海外短期留学の財政支援 |
| ◇ 県外インターンシップ研修事業 | ◇ キャリア教育スーパー講師派遣事業 |
| ◇ 生き方支援元気アップ事業 | ◇ 未来塾の開設 |

・北山高校に関する取組

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ◇ 未来を担う人材育成塾 北山塾の開設 | ◇ ミルトン高校との海外短期留学の財政支援 |
| ◇ 県外インターンシップ研修事業 | ◇ キャリア教育スーパー講師派遣事業 |

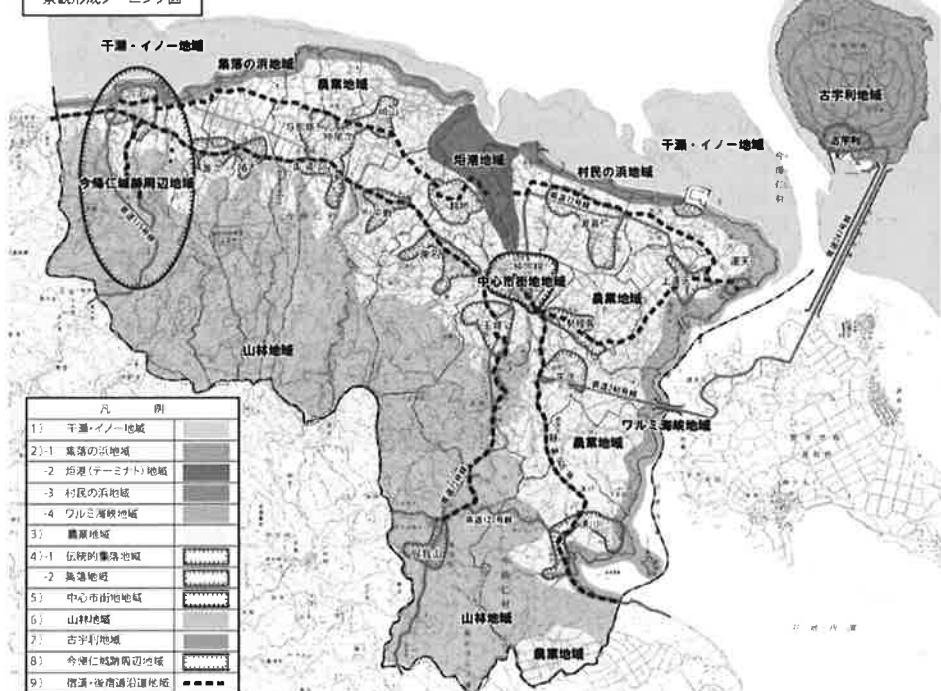
④ 今帰仁村景観計画：平成 25 年 3 月

- ◎ 基本姿勢 今帰仁の自然と歴史と人々が織りなす景観の保全・継承・創造
- ◎ 基本方針 ア. 山、原、海から構成される豊かな自然景観を守り、育みます。
イ. 歴史を彩る北山文化を継承し、悠久の歴史を感じさせる空間の形成に努めます。
ウ. それぞれのムラ(字)の個性を活かし、落ち着きある集落景観を形成します。
エ. 「農」が織りなすゆとりある景観を保全・修景します。
オ. 活力にあふれ、郷愁ただようマチ(市街地)の景観を創出します。
カ. 周囲の自然と調和した風格ある公共空間の景観形成に努めます。

◎ ゾーン別方針

	方針	活力に満ちた農地景観を育みます
3) 農業 地域	景観形 成のた めの配 慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物や工作物は広がりのある農地景観を乱さないような規模・高さとする。 ・建築物や工作物は緑の風景になじむ色彩を基調にすることが望ましい。 ・サトウキビ、牧草地や電照菊等、本村の特徴ある農地景観を景観資源として活かす(農地の利用を促進する)。 ・緑肥やグリーンベルト、沈砂池を設けるなど赤土流出対策に努める。
4)-1 伝統 的集 落地域	方針 景観形 成のた めの配 慮事項	<p>歴史・文化的集落景観を後世に引き継ぎます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物については、アマハジや南入りの住宅配置、低く抑えた屋根伏せ等、沖縄ならではの風土と調和した空間デザインを取り入れる。 ・地域素材や伝統的な素材が、地域の個性豊かな風景を創り出してきたことを踏まえて、その活用を促進する。 ・伝統的な風景を継承することを目指す地域においては、具体策として赤瓦、琉球石灰岩、漆喰、木材などの素材の活用が考えられる。 ・旧来からの屋敷林は保全につとめ、失われた部分も補っていくことが望ましい。 ・建替え等の場合も空地が確保されるよう、敷地面積の最低限度や緑化の基準を設けることが考えられる。 ・スージグワーからなる集落の骨格、神アサギ、祭りや祭祀が行われる空間等を一体的に歴史的な景観要素として捉え、保全を図る。 ・既存の石垣や屋敷林の素材や高さ、樹種に関する基準を設けることを検討する。 ・各地域のシンボルとなる大木の保全を図る。

景観形成ゾーニング図



◎ 景観形成基準（一般地区）－建築物の建築等

高さ	i) 建築物の高さは、原則として軒の高さ 11 メートル以下（3階以下）とすること。 ii) 主要な視点場から見た場合に、背景となる山の稜線を超えないこと。 iii) フクギの屋敷林等が周辺にある場合は、その高さを超えないこと。 iv) 周辺の主要な眺望点からの眺め（景色）に著しく影響を及ぼさない高さであること。 v) 周辺が低層の住宅地である場合は、まちなみ（スカイラインの連続性）を考慮した高さとすること。 vi) 周辺にランドマークとなるような建造物や大木がある場合は、その高さを超えないこと。
配置	i) 建築物の壁面は道路境界や敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮すること。 ii) 周辺に御嶽等の歴史・文化的景観要素がある場合は、それらに十分に配慮した配置とすること。 iii) 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した高さ及び配置とすること。
形態 意匠	i) 伝統的な集落地域においては、周辺と調和する勾配屋根とする等配慮すること。 ii) 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 iii) 本村の特徴的な起伏のある地形に配慮するよう工夫すること。 iv) 建築物が大規模になる場合は、分棟、分節、雁行等によりボリューム感を軽減し、周辺景観と調和した建築スケールとするよう努めること。 v) 照明の光源は、周辺の環境に配慮した穏やかなものとし、光源の配置、点灯時間、照射面積等については、近隣の迷惑とならないようにする。
色彩	□屋根の色彩 i) 極端な高彩度、低明度を避けること。 □外壁面の色彩 i) 原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩（マンセル値：明度 8 以上、彩度 2 以下）とすること。 ii) 背景となる山の緑や海の青や農地の色彩との調和に配慮すること。
素材	i) 素材は、周辺の景観との調和に配慮したものとすること。 ii) 本県の景観特性を特徴づける地場産材を、できる限り活用すること。 iii) 耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を、できる限り使用すること
敷地の 緑化	i) 敷地内の緑化に努め、その緑が周辺からも眺められるよう工夫すること。 ii) フクギ屋敷林等の良好で伝統的な景観が残された地域においては、周辺との調和を図るよう同様の樹木を植栽するよう努めること。 iii) 景観資源となる既存の緑地、フクギ等を保全・活用すること。 iv) 沿道において、生垣や植栽等、可能な限り緑化に努め、緑陰を多く形成すること。 また沿道にリュウキュウマツやフクギ等がある場合は、保全すること。 v) 大規模な駐車場を設ける場合は、可能な限り緑化に努め、緑陰を多く形成すること。 また、生垣や中高木で周囲を緑化し、道路から駐車中の自動車が見えにくい構造とすること。
垣・柵	i) 可能な限り生垣又は石垣とし、ブロック塀等の人工物を用いる場合は、1 メートル以下に高さを抑え敷地内の緑が周辺に潤いを与えるよう工夫すること。 ii) 良好的景観を形成している既存のフクギ等の屋敷林及び石垣は、保全・活用すること。 iii) まちなみを無機質にする長大なブロック塀等は避けること。
その他	i) 外壁又は屋上に設ける設備は、パラペットやルーバー等で覆い、露出させず目立たないよう配慮すること。やむを得ず露出する場合は、公共空間から見えにくい位置に設置するよう努めること。 ii) 敷地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、できる限り周辺の景観に調和させること。

(4) 認定こども園整備等に向けた前提条件の整理

1) 認定こども園施設整備基準等の整理

① 幼保連携型認定こども園の概要

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設であり、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設となっている。以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることになっている。

○就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)

○地域における子育て支援を行う機能

(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)

なお、その類型として、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4つに分かれている。

幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

なお、国においては認定こども園の普及を目指し、新制度に併せて基準等を見直している。今帰仁村において整備を予定している「幼保連携型認定こども園」の特徴等は以下の通りとなっている。

- 単一の施設として、小学校就学前の子どもの教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設
※単一の施設として、基準や認可手続きが一本化される。
- 学校教育法上の学校ではなく、「教育基本法上の学校」という扱いになる。
- 指導監督については、これまで幼稚園・保育所それぞれの法体系に基づき行われていたものが一本化。
- 国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ、設置主体となることができる。
- 新幼保連携型認定こども園の認可は、県が行うこととなる。
- 新幼保連携型認定こども園は、単一の施設であるため、設置・運営主体とも単一の法人であることが必要。
- 新幼保連携型認定こども園については、「3歳未満のこども」（3号認定）と、「3歳以上の保育を必要としない子ども」（1号認定）の定員枠を設けることは必須ではない。

各施設・事業において設定可能な利用定員と認定区分との関係

	満3歳以上		満3歳未満
	①1号認定 (19条1項1号)	②2号認定 (19条1項2号)	③3号認定 (19条1項3号)
特定教育・保育施設(施設型給付)			
幼保連携型認定こども園	○(※1)	○	○(※1)
幼稚園型認定こども園	○	○	○(※1)
保育所型認定こども園	○	○	○(※1)
地方裁量型認定こども園	○	○	○(※1)
保育所	(※3)	○(※2)	○(※2)
幼稚園	○	(※3)	
特定地域型保育事業者(地域型保育給付)			
小規模保育	(※3)	(※3)	○
家庭的保育	(※3)	(※3)	○
居宅訪問型保育	(※3)	(※3)	○
事業所内保育	(※3)	(※3)	○(従業員枠・地域枠)

※1 定員を設定しないことも可能。※2 ②③いずれかのみの設定も可能。※3 特例給付による利用形態あり。

出典：内閣府資料「確認制度について（定員の考え方を中心に）」より

○財政措置については、「施設型給付」に一本化。

○「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方を有している「保育教諭」の配置が必要。

※新幼保連携型認定こども園への円滑な移行を進めるため、改正後の認定こども園法では、施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」か「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」とみなされる経過措置が設けられている。

○教育・保育内容の基準：

- ・小学校就学前の子どもの教育・保育を一体的に提供する施設として「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）【平成26年4月30日】により、教育・保育内容が定められている。



② 設備・職員配置等に関する基準

幼保連携型認定こども園の設備等、職員配置・学級編成等に関しては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」および「沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例」において、概ね以下のように定められている。

【設備関係】

項目	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律・幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準	沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例						
設備の種類	<p>【必置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園舎及び園庭 ・園舎に備えなければならない設備 <ul style="list-style-type: none"> ①職員室 ②乳児室又はほふく室 ③保育室 ④遊戯室 ⑤保健室 ⑥調理室 ⑦便所 ⑧飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備 <p>※特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用可</p> <p>※満3歳以上の園児に係る保育室の数は、学級数を下ってはならない</p> <p>※満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行う場合、園児数が20人に満たない場合は、調理室を備えないことができる。但し、それぞれの場合で一定の調理設備が必要</p> <p>【努力義務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①放送聴取設備 ②映写設備 ③水遊び場 ④園児清浄用設備 ⑤図書室 ⑥会議室 	国基準の通り						
園舎・園庭の位置	・園舎及び園庭は、原則同一の敷地内又は隣接する位置に設ける	国基準の通り						
面積基準	<p>園舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の①と②の合計面積 ①下表に定める面積 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th><th>面積 (m²)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td><td>180</td></tr> <tr> <td>2学級以上</td><td>320 + 100 × (学級数 - 2)</td></tr> </tbody> </table> <p>②満三歳未満の園児数に応じ、設備の面積基準により算定した面積</p> <p>設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室: 1.65 m²に満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 ・ほふく室: 3.3 m²に満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積 ・保育室又は遊戯室: 1.98 m²に満2歳以上の園児数を乗じて得た面積 	学級数	面積 (m ²)	1学級	180	2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)	国基準の通り
学級数	面積 (m ²)							
1学級	180							
2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)							
		<ul style="list-style-type: none"> ・乳児室: 3.3 m²に満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 ・ほふく室、保育室又は遊戯室の面積は国基準の通り 						

	園庭	<ul style="list-style-type: none"> 以下の①、②のいずれか大きい面積と③の合計面積 <p>①下表に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th><th>面積 (m²)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 学級以下</td><td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td></tr> <tr> <td>3 学級以上</td><td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td></tr> </tbody> </table> <p>②3.3 m²に満3歳以上の園児数を乗じて得た面積 ③3.3 m²に満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積 (m ²)	2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	国基準の通り
学級数	面積 (m ²)								
2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$								
3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$								
	園舎の階数、保育室等の設置階等	<ul style="list-style-type: none"> 園舎は、原則2階建以下 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所は原則1階に設ける。但し、耐火建築物等の一定の要件を満たす場合には2階以上も可。 	国基準の通り						

【職員・学級関係】

	項目	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律・幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準	沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例								
	学級編成	1学級の園児数は、原則35人以下	国基準の通り								
職員配置	園長	園長を置かなければならない。	国基準の通り								
	学級担任	各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置かなければならない									
	教育及び保育に直接従事する職員	<ul style="list-style-type: none"> 下表に定める員数以上 <table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満4歳以上</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満</td> <td>おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 職員の数は、常時2人を下ってはならない 		園児の区分	員 数	満4歳以上	おおむね30人につき1人	満3歳以上満4歳未満	おおむね20人につき1人	満1歳以上満3歳未満	おおむね6人につき1人
園児の区分	員 数										
満4歳以上	おおむね30人につき1人										
満3歳以上満4歳未満	おおむね20人につき1人										
満1歳以上満3歳未満	おおむね6人につき1人										
満1歳未満	おおむね3人につき1人										
調理員	調理員を置かなければならない(調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園を除く)										
その他	次に掲げる職員を置くよう努める <ul style="list-style-type: none"> 副園長又は教頭 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 事務職員 										
職員の資格	<ul style="list-style-type: none"> 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師：幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者 主幹養護教諭及び養護教諭：養護教諭の普通免許状を有する者 主幹栄養教諭及び栄養教諭：栄養教諭の普通免許状を有する者 助保育教諭及び講師(助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る)：幼稚園の助教諭の臨時免許状を有し、かつ、登録を受けた者 養護助教諭：養護助教諭の臨時免許状を有する者 	国基準の通り									

2) 認定こども園の施設の機能、規模（定員等）等の想定

① 「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」における認定こども園の定員

「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」では、認定こども園について平成30年度の新設を検討することとしており、既存の3公立幼稚園（兼次幼稚園、今帰仁幼稚園、天底幼稚園）の統合及び仲尾次保育所・中央保育所の閉園後の保育ニーズの一部受け入れを想定し、0～5歳児を対象に172名を受け入れることを計画している。

その内訳としては、既存の3公立幼稚園統合により全教育ニーズの受け皿を担うことから、教育ニーズ分（1号認定及び2号認定の教育ニーズ分）が106名となっており、保育ニーズ分（2号認定の保育ニーズ分及び3号認定）については66名を想定している。

② 認定こども園の定員の検証

「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」では、就学前児童数の将来推計をもとに、アンケートから導かれた教育・保育ニーズを掛け合わせることで“教育・保育事業の量の見込み”を算出し、目標年度までにニーズに応じた受け皿確保を図っていくことを基本としている。

量の見込みについては、国から示されたマニュアルに準じて算出することが求められており、村民アンケートをもとに保護者の就労形態や施設利用の状況、施設利用希望より教育・保育ニーズの抽出を行っている。しかしながら、保育料などは考慮せずに保護者のニーズを全て吸い上げる形の抽出方法となっており、過大なニーズとなっている可能性も危惧されていた所となっている。

平成27年4月より、子ども・子育て支援新制度に移行しているが、そうした中で“量の見込み”と“認定区分ごとの実際の認定者”との乖離の状況をみると、以下の様になっている。

■平成27年度の量の見込みと実際の認定者数

認定区分	1号	2号		3号		計	
		教育ニーズ	保育ニーズ	2・1歳	0歳		
量の見込み (A)	116		363		479		
	35	81	177	145	41		
実際の認定者数 (B)	99		312		431		
			151	125	36		
乖離の状況 (B-A)	▲17		▲51		▲68		
			▲26	▲20	▲5		

※実際の認定者数については、平成27年8月1日現在。

結果、全体としては、量の見込みに対して実際の認定者数は48名下回っており、内訳をみると、教育ニーズ（1号認定及び2号認定の教育ニーズ分）で17名、保育ニーズ分（2号認定の保育ニーズ分及び3号認定）で51名、量の見込みに対して実際の認定者数が少ない状況となっている。

また、量の見込みに基づいて設定された確保方策と実際の入所・入園状況を比較すると以下の様になっている。

■平成 27 年度の確保方策と実際の利用者数

	確保方策		実際の利用者数		利用者の乖離の状況
公立保育所	4 箇所	280 名	4 箇所	320 名	40 名
公立幼稚園	3 箇所	110 名	3 箇所	99 名	▲11 名
認可外保育施設	1 箇所	35 名	1 箇所	21 名	▲14 名
計	8 箇所	425 名	1 箇所	440 名	▲15 名

公立保育所の利用者数については、定員の弾力化（平成 29 年度までは定員の弾力化が認められている）の影響もあり、確保方策で設定した値を 40 名上回っている。また、公立幼稚園、認可外保育施設ではそれぞれ 11 名、14 名下回っている。

「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」においては、教育・保育施設の整備は段階的に進められていくこととなっており、平成 27 年度時点での“量の見込み”に対する“確保方策”が 68 名分不足することが想定されていたが、実際は弾力化制度の運用により 15 名分の受け皿不足にとどまっている。

認定こども園も含めた新たな施設整備の検討に際しては、こうした状況も勘案しつつ適切な施設規模を検討していく必要がある。（特に、教育ニーズ分の乖離の状況は認定こども園の定員に直結することから、場合によっては下方修正も含めて定員数を検討していく必要がある。なお、認定申請に際し、今帰仁村で複数年保育を実施しているのであれば 3・4 歳から幼稚園に就園させたいという保護者も少なからずみられる。また、年度末に向けて 0 歳児の保育ニーズが増えてくることになるが、定員数の再検討を行う場合には、それらを加味するかどうかも含めて検討が必要と思われる。）

ただし、定員数については、認定こども園だけでなく、認可保育所や特定地域型保育事業等、村内の教育・保育提供施設全体で調整を図っていくことが求められる。また、今後、弾力化制度の運用ができなくなることから、待機児童問題への対応を図る上でも十分な受け皿の確保を図っていく必要があると言える。

③ 施設規模等の想定

認定こども園の利用ニーズについては、前述したように「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」で見込んだ値を若干下回る可能性もある。一方で、定員数を低く見積もることにより受け皿が不足する事態は避ける必要がある。そのため、認定こども園については、「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」の設定を踏まえ、最大 172 名の受け皿確保を図っていくことを念頭に置き、整備していくものとする。なお、その場合、今帰仁保育所（定員 90 名）の 2 倍程度の規模となることが想定される。

今帰仁保育所は敷地面積 2,410 m²、建築面積 903.4 m²、延べ床面積 807.1 m²となっているが、2 倍規模の敷地を確保することは困難な状況も想定される。したがって、園庭を確保するため 2 階建てを前提に検討していくとともに、敷地面積については今帰仁保育所の敷地規模以上を目指していくものとする。

以下、施設規模等について、関係法令等に基づいた整理を行うものとする。

ア. 前提となる年齢別定員数の設定

<利用定員>

定員については、「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」における確保方策検討の際の想定を参考に、0～5 歳児の定員数を以下の様に設定する。

※「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」における確保方策検討にあたっては、各施設の年齢別定員は詳細に検討されていないが、村全体の受け皿における年齢別定員設定を検証した上で、以下のように認定こども園の定員数を設定していくものとする。

■幼保連携型認定こども園における年齢別定員の想定

年齢別	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員数	12名	24名	25名	37名	37名	37名	172名

参考：就学前の教育・保育施設全体の年齢別定員の想定

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
認定こども園(幼保連携型)		12	24	25	37	37	37	172
保育所	今帰仁保育所	6	15	15	17	17	20	90
	(仮称)あめそこ保育園	6	12	12	20	20	20	90
	(仮称)かねし保育園	6	11	12	17	17	17	80
特定地域型 保育事業	小規模保育所	6	6	7				19
	事業所内保育所	3	3	3				9
合計		39	71	74	91	91	94	460

<学級編制>

学級編制については、幼保連携型認定こども園の運営基準に準じて学級編制を整理する必要がある。

■学級編制の想定

学級編成		定員	
年齢	学級数		
0歳児	—	12名	
1歳児	—	24名	
2歳児	—	25名	
3歳児	2	37名	19名 18名
4歳児	2	37名	19名 18名
5歳児	2	37名	19名 18名
計	6	172名	

※運営基準：

- ・満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制する。
- ・1学級の園児数は、35名以下を原則とする。
- ・学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

イ. 施設の面積基準等

法令等に基づき、利用定員等による面積基準を以下の通り整理する。

なお、ここでの設定はあくまで前述した利用定員等に基づく最低基準を示すものである。

【園舎の面積】

面積基準（下記①と②の合計面積）	888.3 m ² 以上
------------------	-------------------------

①学級数に応じた面積

学級数	6学級
面積基準※	$320 + 100 \times (6 - 2) = 720 \text{ m}^2$ 以上

※2学級以上の場合の面積基準： $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

②園児数に応じた面積

乳児室 (0歳児室)	人数	12名
	面積基準	$12 \times 3.3 = 39.6 \text{ m}^2$ 以上
ほふく室 (1歳児室)	人数	24名
	面積基準	$24 \times 3.3 = 79.2 \text{ m}^2$ 以上
保育室 (2歳児室)	人数	25名
	面積基準	$25 \times 1.98 = 49.5 \text{ m}^2$ 以上
計	人数	61名
	面積基準	168.3 m ² 以上

※面積を算出する上で、便宜上、乳児室を0歳児室、ほふく室を1歳児室とした。

【遊戯室の面積】

利用人数	111名（3歳以上児想定）
面積基準	$111 \times 1.98 = 219.78 \text{ m}^2$ 以上

【園庭（屋外遊技場）の面積】

面積基準（下記①と②の合計面積）	722.5 m ² 以上
------------------	-------------------------

①学級数等に応じた面積

学級数	学級数	6学級
※3学級以上の場合	面積基準	$400 + 80 \times (6 - 3) = 640 \text{ m}^2$ 以上
園児数	人数	111名
※満3歳児以上	面積基準	$111 \times 3.3 = 366.3 \text{ m}^2$ 以上
いずれか大きい方		640 m ² 以上

②園児数に応じた面積

園児数	人数	25名
※満2歳児	面積基準	$25 \times 3.3 = 82.5 \text{ m}^2$ 以上

3) 認定こども園及び民設民営保育所整備候補地の選定

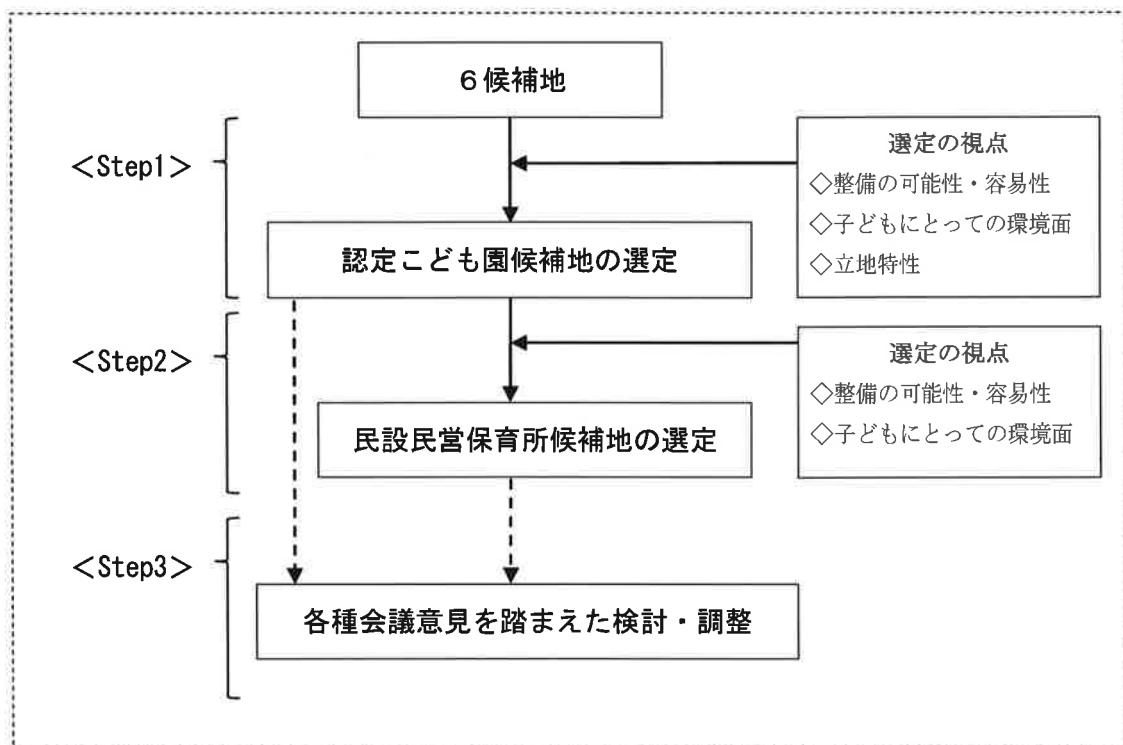
①候補地選定の考え方

まとまった用地の確保のしやすさ等より、以下の6地域が候補地としてあがっている。

■ 候補地一覧

候補地		備考
候補地① 今帰仁小周辺	①-1 今帰仁幼稚園跡地及び隣接地	
	①-2 今帰仁小北側隣接地	
候補地② 兼次小周辺	②-1 兼次幼稚園敷地及び隣接地	
	②-2 旧兼次中学校跡地	旧兼次中グラウンドの一部
候補地③ 天底小周辺	③-1 天底幼稚園敷地及び隣接地	
	③-2 校長住宅跡地及び周辺地	現天底小敷地の一部

なお、認定こども園、民設民営保育所整備の候補地選定にあたっては、以下の流れで考えていくものとする。



<Step 1：認定こども園整備の候補地選定>

上記6候補地の中から保・幼・小連携を考慮し小学校に近い土地、早期の整備（土地の確保・着工）が可能な土地等の条件を勘案し、候補地を選定していくものとする。

■ 候補地選定の視点

◇ 敷地規模・容易性

- 敷地規模：想定される施設規模を確保できる敷地規模（今帰仁保育所敷地面積以上か否か）
- 土地確保の容易性：土地の所有状況（公有地か民有地か）
- 土地利用現況・規制等：土地の利用状況および法規制、地形等による整備の容易性、課題の有無
- その他整備面での考慮事項：現施設の仮移転等の必要性の有無、その他整備を図る上で考慮すべき事項の有無

◇ 子どもにとっての環境面

- 安全性（交通量等）：周辺道路の交通量、歩道設置の必要性の有無
- 周辺環境（施設、騒音等）：道路交通騒音の状況、周辺施設との関係
- 小学校との連携等：小学校校舎との距離等による相互の配慮事項の有無

◇ 立地特性

- 地域バランス：整備位置による子どもや保護者の移動等の利便性

候補地① 今帰仁小周辺

候補地①－1	今帰仁幼稚園跡地及び隣接地	面 積	約 4,600 m ²
土地利用現況	・学校用地 ・農地 ・原野	土地利用規制	—
土地所有状況	民有地：約 1,000 m ² （約 22%） 公有地：約 3,600 m ² （約 78%）		
候補地①－2	今帰仁小北側隣接地	面 積	約 5,300 m ²
土地利用現況	・学校用地 ・宅地	土地利用規制	—
土地所有状況	民有地：約 3,500 m ² （約 66%）	公有地：約 1,800 m ² （約 34%）	

現況図



候補地②

兼次小周辺

候補地②-1	兼次幼稚園敷地及び隣接地	面 積	約 2,600 m ²
土地利用現況	・学校用地 ・宅地 ・原野	土地利用規制	—
土地所有状況	民有地：660 m ² (約 25%) 公有地：約 2,000 m ² (約 75%)		

候補地②-2	旧兼次中学校跡地	面 積	約 2,400 m ²
土地利用現況	・学校用地（旧兼次中グラウンド）	土地利用規制	—
土地所有状況	民有地：0 m ² (0.0%) 公有地：約 2,400 m ² (100.0%)		

現況図



候補地③

天底小周辺

候補地③-1	天底幼稚園敷地及び隣接地	面 積	約 1,900 m ²
土地利用現況	・学校用地 ・農地	土地利用規制	—
土地所有状況	民有地：約 500 m ² (約 26%) 公有地：約 1,400 m ² (約 74%)		
候補地③-2	校長住宅跡地及び周辺地	面 積	約 1,700 m ²
土地利用現況	・学校用地	土地利用規制	—
土地所有状況	民有地：0 m ² (0.0%) 公有地：1,700 m ² (100.0%)		

現況図



イ. 選定の視点に基づく各候補地の評価

■ 各候補地の評価

候補地	候補地①		候補地②		候補地③	
	今帰仁小周辺		兼次小周辺		天底小周辺	
選定の視点	①-1 今帰仁幼稚園跡地及び隣接地	①-2 今帰仁小北側隣接地	②-1 兼次幼稚園敷地及び隣接地	②-2 旧兼次中学校跡地	③-1 天底幼稚園敷地及び隣接地	③-2 校長住宅跡地及び周辺地
整備の可能性・容易性	<p>敷地規模 約 4,600 m² ◎: ゆとりある面積の確保が可能。</p> <p>土地確保の容易性 △: 2割強が民有地。(地権者3名)</p> <p>土地利用現況・規制等 △: 購入予定の民有地と高低差があり造成が必要。</p> <p>その他整備面での考慮事項 △: 現幼稚園の仮移設が必要。 △: 隣接農地管理者の配慮が必要(ぶどう栽培農業散布等)。 △: ポンプ移設が必要。 △: 大規模な擁壁工事が必要。</p>	<p>約 5,300 m² ◎: ゆとりある面積の確保が可能。</p> <p>△: 7割が民有地。(地権者1名)</p> <p>○: 造成済地であり、敷地全体が平地である。</p>	<p>約 2,600 m² ○: 現状の今帰仁保育所と同程度。</p> <p>△: 3割弱が民有地。</p>	<p>約 2,400 m² ○: 現状の今帰仁保育所と同程度。</p> <p>○: 全て村有地。</p>	<p>約 1,900 m² △: 確保可能面積が小さく、これ以上の用地確保も困難。</p> <p>○: 全て村有地。</p>	<p>約 1,700 m² △: 確保可能面積が小さいが、隣接地(農用地)購入の可能性有。</p> <p>○: 全て村有地。</p>
評価	△	○	△	○	△	△
子どもにとっての環境	<p>安全性(交通、災害等) ○: 敷地内で進入路の拡大、歩道の設置が可能。</p> <p>周辺環境(施設、騒音等) ○: 普通 △: 畜舎及び肥料置場が隣接している。</p> <p>小学校との連携等 ○: 小学校校舎と適度な距離があり、互いの活動内容・時間等の面での影響が少ない。</p>	<p>△: 将来、通園等を考慮すると敷地周辺の道路整備が必要。</p> <p>○: 良好 ○: 一部小学校グランドが隣接している。</p> <p>○: 小学校校舎と適度な距離があり、互いの活動内容・時間等の面での影響が少ない。</p>	<p>△: 通園路の拡大、歩道の確保が必要。</p> <p>○: 良好。</p> <p>○: 小学校校舎と適度な距離があり、互いの活動内容・時間等の面での影響が少ない。</p>	<p>○: 旧兼次中学校敷地内であり、安全性は良好。</p> <p>△: 壁で仕切られているが、国道に面しているため、騒音等が懸念される。 ◎: 高齢者施設や村営住宅(整備予定)に隣接し、世代間交流等が期待できる。</p> <p>○: 小学校校舎と適度な距離があり、互いの活動内容・時間等の面での影響が少ない。</p>	<p>△: 比較的広幅員の道路に面し、送迎の際の交通量等の面で配慮が必要。</p> <p>○: 良好。</p> <p>○: 小学校校舎と適度な距離があり、互いの活動内容・時間等の面での影響が少ない。</p>	<p>○: 接する道路は比較的交通量が少なく、安全性は良好。</p> <p>○: 良好。</p> <p>○: 小学校校舎と適度な距離があり、互いの活動内容・時間等の面での影響が少ない。</p>
立地特性	<p>地域バランス ◎: 村域のほぼ中央に位置し、候補地の中で最も利便性に優れる。</p> <p>評価 ◎</p>		<p>△: 村域の西端に位置し、村東部地域から距離がある。</p> <p>△</p>		<p>△: 村域の東部に位置し、村西部地域から距離がある。</p> <p>△</p>	
総合評価	○	◎	△	○	△	○

検討の結果、「候補地①－2（今帰仁小周辺：今帰仁小北側隣接地）」を認定こども園の最有力候補地（案）として選定していくものとする。

<Step 2：民設民営保育所整備の候補地選定>

民設民営保育所整備の候補地は、「整備の可能性・容易性」「子どもにとっての環境面」の視点で選定を行う。

前述の検討結果より、村域西側に立地する「候補地②－2（兼次小周辺：旧兼次中学校跡地）」と村域東側に立地する「候補地③－2（天底小周辺：校長住宅跡地及び周辺地）」を最有力候補地（案）として選定していくものとする。

<Step 3：各種会議意見を踏まえた検討・調整>

上述した認定こども園の最有力候補地（案）及び民設民営保育所整備の候補地（案）について、子ども・子育て会議幼保連携部会や策定委員会、現場職員による学習会より寄せられた意見を勘案し、検討・調整を行った。

調整結果は以下の通りであり、この案を基に、用地の確保や施設計画の検討、公募手続き等を図っていくものとする。

○認定こども園：

⇒「候補地①－2（今帰仁小周辺：今帰仁小北側隣接地）」をベースとしつつ、園庭の充実等を図るため可能な限り敷地を広く確保していくものとする。

○民設民営保育所：

⇒村域東側については、「候補地③－2（天底小周辺：校長住宅跡地及び周辺地）」として園庭の充実等を図るため可能な限り隣接地に敷地を広く確保し、公募を行っていくものとする。

⇒村域西側については、上述した「候補地②－2（兼次小周辺：旧兼次中学校跡地）」に加え、自然環境に恵まれた「候補地②－1（兼次幼稚園敷地及び隣接地）」についても候補地とし、公募を行った上で事業者側が選択を行うものとする。

※ただし、「候補地②－1（兼次幼稚園敷地及び隣接地）」については、現幼稚園の仮移転が必要となり、仮設園舎の整備が必要となるが、仮移転に係る費用の他、進入路の拡幅や歩道設置等の費用及び職員駐車場等の確保については事業者負担としていくものとする。

(5) 認定こども園整備に係る職員ワークショップ結果の整理

<開催概要>

認定こども園の整備にあたり、現場の保育士・幼稚園教諭の生の声を聴き、計画内容への反映を図るためにワークショップを行った。

■開催概要

	日時	場所	内容
第1回	平成27年9月29日(火) 19:00~21:00	今帰仁保育所	現保育所・幼稚園の良い面・悪い面について話し合うとともに、新たな施設に望む事柄を検討する(施設に関すること、教育・保育のプログラム)
第2回	平成28年1月7日(木) 19:00~21:00	"	施設イメージのたたき台をもとにした意見交換(その1)
第3回	平成28年2月16日(火) 19:00~21:00	"	施設イメージのたたき台をもとにした意見交換(その2)

■第1回ワークショップの様子



第1回ワークショップ：趣旨及び進め方説明



会場の全体風景(2つのグループでグループワークを実施)



意見の書き出し・グルーピング



意見発表(第1グループ)



意見を皆で聞き、共有



意見発表（第2グループ）

＜意見の内容＞

第1回グループワークでは、主に以下のような意見が寄せられた。

○施設整備について

- ・年齢ごとの活動に配慮した室構成・園庭づくり（0・1・2歳児、3・4・5歳児の緩やかな区分け）
- ・異年齢児の交流を育み多様な活動を支えるホール空間の整備
- ・収納スペースの充実や可動式間仕切りなど、使い勝手に配慮した保育室の整備
- ・日当たりや風通しの良い施設づくり
- ・子どもの高さへの配慮（窓・塀・足洗い場等）
- ・トイレの充実（洋式トイレの設置、保育室への職員用トイレ設置、園庭に面した戸外トイレ等）
- ・調理スペースの充実
- ・職員室・会議スペースの充実
- ・安全への配慮、見通しの良い空間構成（施設内、園庭、駐車場の見通し等）
- ・思いっきり遊べる園庭づくり（木陰があり自然と触れ合うことのできる園庭整備、固定遊具や土山の整備）

○送迎・駐車場について

- ・職員や保護者用駐車場の整備、送迎動線への配慮
- ・登園時の混雑に対応できる広い玄関スペースの確保

○プログラムについて

- ・保育と教育の連携によるプログラムの充実
- ・小学校や地域との連携・交流を育む環境面の工夫・プログラムの充実
- ・畑の整備と栽培等を通した食育の充実

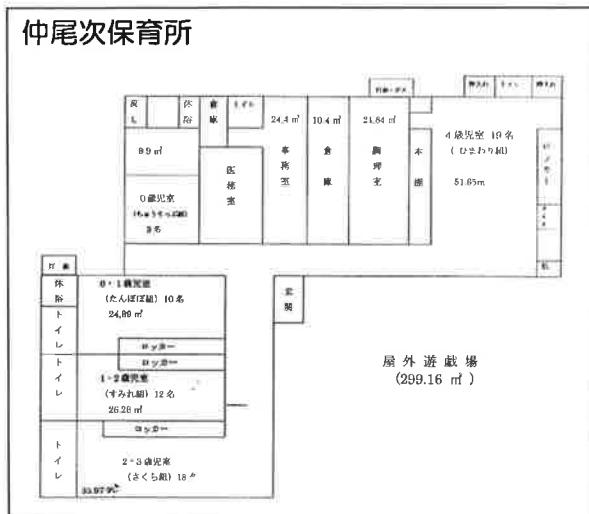
○職員配置について

- ・職員配置の充実（フリー保育士、看護師、用務員の配置）

次ページ以降に各グループの意見交換結果の詳細を整理する。

第1グループ

その1：現保育所・幼稚園の良い点・問題点について



<食育について>

【良い点】
栄養満点の献立

<園舎について>

【良い点】
事務室が中央にあるのでどのクラスの子どもたちの声・泣き声・笑いが聞こえる

【良い点】
園舎がL型で部屋から園庭が見える

<園庭について>

【良い点】
園庭にはクワードィサーの木があり、木陰を作ってくれるので暑い夏でも木の下で遊べる

【良い点】
園の畑の栽培活動が子ども達の生活になっている

【良い点】
園裏の梅が実り梅サワーにして味わうことができた(食育に繋がる)

【良い点】
梅の木が2本あり、今年はたくさん実がつき梅酢を作った

【良い点】
園庭の緑がいっぱい散歩コースがあり牛やヤギが見られる

【良い点】
緑(木)が育ちセミ捕り等が楽しめるようになってきた

<園舎について>

【悪い点】
子どもの目線での掲示ができない造りである

【悪い点】
窓がなかつたり、壁が高かったりと子どもの目線で外が見えにくい(見えない)

【悪い点】
改造を繰り返しているので動線や見通しが悪い

【悪い点】
保育室が狭く暗い、風通しが悪いのでホコリもたまりやすい

【悪い点】
クーラーもなく昼寝の時間が快適に過ごせない

【悪い点】
事務所に主任の机がない

【悪い点】
子ども用トイレにドア仕切りがない

【悪い点】
事務室もなく各年代の部屋数が少ない

【悪い点】
職員会を廊下でやっている

【悪い点】
職員の休憩場所がない

【悪い点】
ホールがないので行事の時ロッカーを移動して行っている

【悪い点】
調理室が狭くトイレや更衣室がない

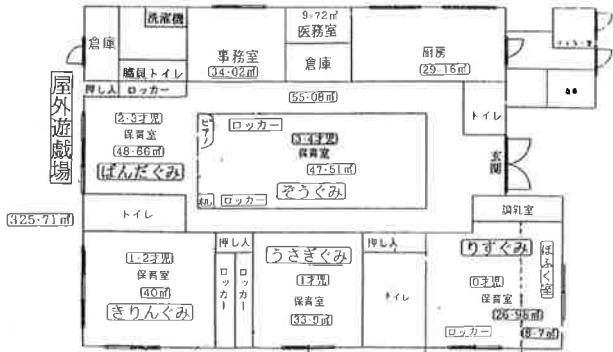
【悪い点】
大人用と子供用のトイレの数が足りない

【悪い点】
トイレの数が足りない

第1グループ

その1：現保育所・幼稚園の良い点・問題点について

中央保育所



<園庭について>

【良い点】

砂場が前(正門前)と園庭にあり良い

【良い点】

園庭に大きな木があり木陰で遊べる

<園舎について>

【悪い点】

各クラスに大人用のトイレがない

【悪い点】

ホールが保育室になっているので壁がなく落ち着かない

【悪い点】

遊び場所が正門前と裏門の園庭にあり見通しが悪い

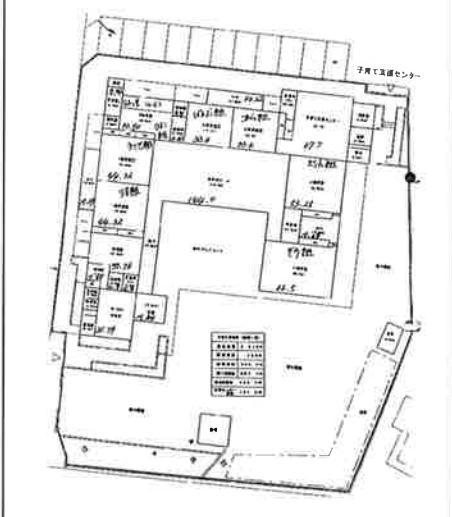
【悪い点】

園庭が狭い

【悪い点】

壁が高く、子どもの目の高さで外を見られない(1歳児クラス)

今帰仁保育所



<園舎について>

【良い点】

コの字型の造りなので園舎中央にあるホールへ出やすい

【良い点】

ホールスペースがあり良い

【良い点】

保育室が明るくて良い

【良い点】

バリアフリーが良い

【良い点】

空調設備(クーラー)が付いていて沖縄の暑い時期に子どもが快適に過ごせる

【良い点】

多目的ホールがあって使い方も工夫して楽しく保育ができる

【良い点】

社協との隣接でお年寄りの交流が身近にできる

【良い点】

大きなホールがあるので世代間交流や地域交流のプログラムができる

【良い点】

収納が多く、おもちゃを選択して出す、片づける等の環境づくりもやりやすい

<園舎・園庭について>

【悪い点】

子どもの目線に合わせた窓の高さ(子どもが保育室から外が見えない)

【悪い点】

玄関の配置が来園者が見えづらく防犯的に危険

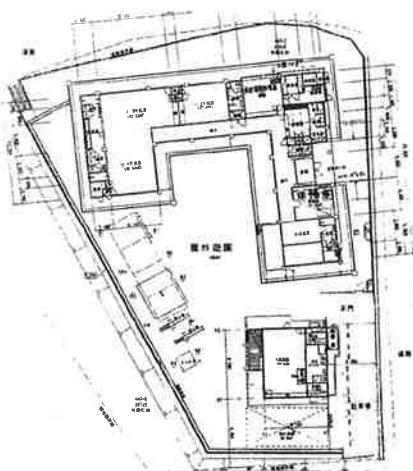
【悪い点】

緑や木陰が少ない

第1グループ

その1：現保育所・幼稚園の良い点・問題点について

仲宗根保育所



<園庭について>

【良い点】 園庭に畠がある	【良い点】 桜の木があり、その下で花見祭りができる	【良い点】 木があり夏でも木陰で遊べる	【良い点】 園庭に木陰がある
【良い点】 園庭で手作り遊具(ブランコ、小屋、縄のぼり)ができる	【良い点】 運動面での発達に関して、手作り遊具がたくさんある		

【良い点】
平屋である

<園舎について>

【良い点】
ベランダが広く造られており保育活動に活かされている

【良い点】
調理室が中央にあるので、園児や保護者、職員に自然な形で食育がすすめられている

<その他>

【良い点】
学びあえる仲間で園内学習のあり方がよい

【良い点】
行事や職員の環境面での部活動があり役割分担ができている

【良い点】
わらべ歌遊びを取り入れている

<園舎について>

【悪い点】
台所を修繕しないといけない

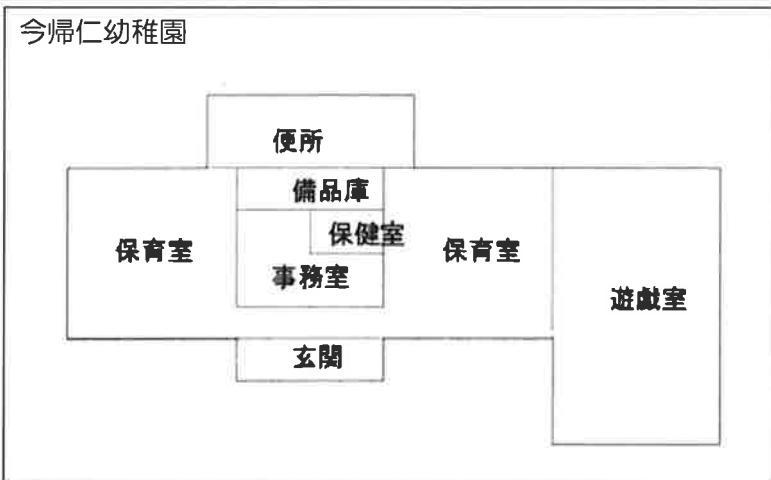
【悪い点】
年齢別の部屋数が足りない

【悪い点】
事務室が狭いため、来賓が来ても廊下での対応が多い

【悪い点】
1歳児保育室が別の棟(プレハブ)で死角がある

第1グループ

その1：現保育所・幼稚園の良い点・問題点について



<園舎について>

【良い点】 ホール（遊戯室）があると便利 ・雨天時に広々と遊べる ・集会、行事等で使用 ・預かり保育で使用	【良い点】 ホールがあるので、小学生との交流が幼稚園ができる	【良い点】 教室から園庭へでられる
【良い点】 事務室が玄関先にあるので便利		

<園庭について>

【良い点】 広い園庭 ・緑豊かな自然環境（蝶やセミ、小動物もいる）	【良い点】 園庭が広く、緑があり自然豊かで斜面がある
	【良い点】 地域散歩（海や山、馬場等）

<園庭について>

【悪い点】 園庭と遊びの場の間に道路があり安全面に問題がある (自動車が通る、または逆走もある)

<園舎について>

【悪い点】 保育室が暑い(事務室のみクーラーが完備されている)	【悪い点】 事務室が狭い
【悪い点】 子どものロッカーが狭く、使いづらい	【悪い点】 水道はたくさんあるが、水圧が弱くて使えない
【悪い点】 部屋が狭く、机やいすが古く折りたためない	【悪い点】 子ども用の洋式トイレが1つしかないと増やしてほしい（和式の苦手な幼児がいる）

第1グループ

その2：新たな施設（認定こども園）に望む事柄について（提案や教育・保育の方針等）

<保育室について>

風通しや陽あたりを考えて過ごしやすい造り 園舎は、1階建の平屋にして欲しい

2階建の園舎

- ・1階：0・1・2歳児
- ・2階：3・4・5歳児（交流を持ちやすくするため小学校と同じ高さ）

子どもの目線での外が見えるつくり

年齢に合わせた保育室づくり（手洗い場、窓の高さ、トイレの配置）

保育室から園庭が見えるようにしてほしい 部屋から外が見える高さ（子どもの目の高さ）

見通しの良く、死角のない造り（後で付け足していくと、死角になる部分がある）

0歳児の保育室は、落ち着いた雰囲気の環境

0・1・2歳児は家庭的な雰囲気の部屋

3・4・5歳児は個を大切にしながらも集団遊びができる部屋やホール

<収納について>

環境構成、保育が楽しくなるように保育室にたっぷりの収納がほしい（必要範囲）

現在あるものの置き場を検討・確認しながら必要収納を出して完璧に

<ホールについて>

異年齢が交流できるホールがあって欲しい

ホールがあった方がいい（異年齢交流や外部との交流ができる）

<トイレについて>

- ・園児用のトイレは、洋式と和式
- ・大人用のトイレは、個室の洋式

各部屋のトイレに大人用のトイレを充実してほしい 戸外用のトイレの設置

調理専用の更衣室やトイレがある良い 調理室の隣にトイレがあった方がいい

<クーラーについて>

夏でも快適に過ごせるように全室にクーラーを完備 事務所を広くし、クーラーの設置

各年齢の部屋にクーラーの設置 夏を快適に過ごすために各クラスにクーラーを設備

<間について>

今後、保護者または地域とのコミュニティは重要な課題になると思う。保護者や地域の方が気軽にまた、行きたくなるような場所（部屋）の雰囲気作りも大切だと思う

食事のスペースと保育室の分離 倉庫・教室・休憩室など全部別々につくって欲しい

<事務室について>

来客の対応ができる広々とした事務室 来客が把握できる設備（不審者対応）

保健所からのこの間の監査指導内容を踏まえて検討・確認し、整える 職員の休憩室

<調理室について>

食器洗い機を完備して欲しい 調理室にオープンレンジが欲しい

調理室は、下処理場と調理場を分けて欲しい 調理室は、子ども達がいつでも声をかけられる場所

調理室にクーラーやスポットクーラーが必要（食器を冷やすため） 調理室に手洗い場が欲しい

<関連施設について>

支援センターが必要

第1グループ

その2：新たな施設（認定こども園）に望む事柄について（提案や教育・保育の方針等）

<園庭の植物について>

- | | |
|--|------------------|
| 庭に緑がいっぱい虫とりや自然体験ができる環境 | 畑があるといい |
| 自然環境にあるような園庭づくり（木があり、土や山があるなど） | |
| 庭には斜面があって、緑豊かで畑や花園、虫や蝶などがたくさん集まるようにして欲しい | |
| 木陰があり、実のなる木があってほしい | 緑豊かな自然環境に恵まれた広い園 |
| 木陰があり夏の暑い日でも園庭で遊べる | |

<園庭の環境について>

- | |
|---|
| 3歳未満児が安全かつ思いっきり遊べる園庭の環境 |
| 乳児と幼児では遊びの内容や動きが違うのでそれぞれが存分に楽しめるようなスペース |
| 子どもたちの創造性を刺激するような園庭づくり
(体力や運動能力の低下は課題でありその背景は様々にあると思うが、0歳から日中預かるため保育所に責務・役割があると思う) |

3歳児以上が思いっきり遊べる園庭の環境

- ・4～5歳児がしっかりと体を動かして遊べるスペース
- ・0～3歳児までは、ゆったり遊べる庭
- ・0～小学生まで遊ぶことができ、交流ができる保育計画ができて欲しい

0～5歳児までの施設で、0～2歳児が過ごせる園庭広場・3～5歳児が思いっきり動ける園庭とスペースがあると良い

<遊具について>

- | | |
|-----------------------------|-------------------------|
| 園庭の遊具の充実と配置の安全性 | 体をいっぱい動かせて遊べる遊具（手造りも含む） |
| 園庭には、木陰や遊具がありのびのびと遊べる広さが欲しい | |

<隣接する施設について>

- | |
|---|
| 小学校に併設される意味、良さを十分に出せるようにして欲しい
(両方で共有できるスペース、小学生にとってもホッとできる場所、公園のような) |
|---|

<駐車場の確保について>

- | |
|--------------------|
| 駐車場の確保 |
| 職員用と送迎用駐車スペースの確保 |
| 職員、保護者の送迎時の駐車場の確保 |
| 送迎用にロータリーや広い駐車場の設置 |
| 職員と保護者の駐車場の確保 |

<安全面について>

- | |
|---------------|
| 保護者の送り迎え時の安全面 |
|---------------|

園庭に関すること

送迎動線等に関すること

第1グループ

その2：新たな施設（認定こども園）に望む事柄について（提案や教育・保育の方針等）

教育・保育プログラム等

<保育の質について>

お互いが要領・指針を学び合い、協働できる教育環境

職員が保育に対して心を一つにし、幼稚園教諭と保育士と隔たりなく研修などできること

園内学習の充実を図り、質の向上

質の向上のために、職員研修を段階的にやっていく（位置付けていく）

わらべ歌遊びは続けて取り入れて欲しい

<小学校との連携について>

各年齢、小学校との連携（職員間も含む）

小学校の連携がしっかりとれるよう運動会、学芸会など一緒にできる行事をそのまま続けて欲しい



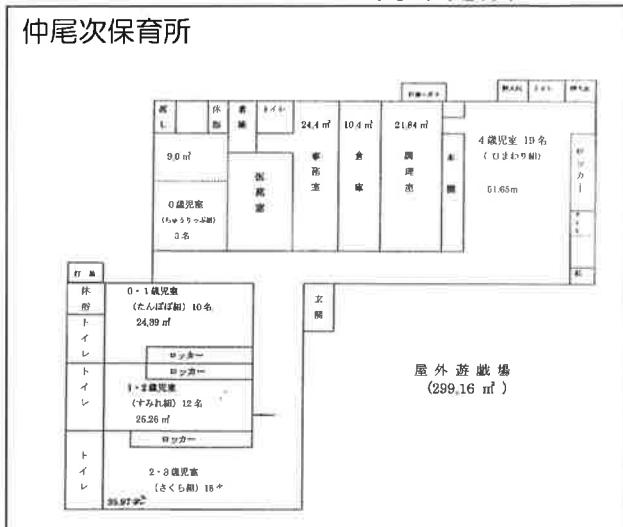
【認定こども園のキャッチフレーズ】

笑顔キラキラ 今帰仁っ子

第2グループ

その1：現保育所・幼稚園の良い点・問題点について

仲尾次保育所



<園庭の植物について>

【良い点】 木陰が多い	【良い点】 一年を通して花が咲き明るい雰囲気
-----------------------	----------------------------------

<食育について>

【良い点】 畑があり、作物の栽培（ゴーヤー等）を通して食育に繋げる	【良い点】 食事の内容、味が充実している
---	--------------------------------

<保育環境について>

【良い点】 地域の方に親しまれている	【良い点】 自然に恵まれていて、散歩で動物（牛、ヤギなど）と触れ合うことができる
------------------------------	--

<収納について>

【悪い点】 収納スペースが少ない

<安全面について>

【悪い点】 登園時の駐車スペースがなく、危ない	【悪い点】 車の出入りが大通りと重なり安全とは言えない
-----------------------------------	---------------------------------------

<施設の狭さについて>

【悪い点】 保育室が狭い	【悪い点】 トイレが狭く便器の数が少ない（4歳児クラス）	【悪い点】 第2避難経路が狭い
------------------------	--	---------------------------

<その他>

【悪い点】 シャワー室がない	【悪い点】 園庭が砂地のため、倉庫に砂が貯まり掃除が大変である
--------------------------	---

第2グループ

その1：現保育所・幼稚園の良い点・問題点について

中央保育所



<園庭について>

【良い点】

保育室が各クラス近くにあるので兄弟がいる子は、時々一緒に過ごしたり、すぐ近くに親を見に行ったり（合図をしたり）している姿が見られ家庭的な雰囲気が良い

<園庭について>

【良い点】

園庭に木陰がたくさんあり涼しい

【良い点】

園庭に木陰があり、遊ぶ時に過ごしやすく、土山があるので良い

<近隣との交流について>

【良い点】

園周辺に畑があり、散歩のときなど地域の方と交流（挨拶）ができる

【良い点】

近くに小学校、幼稚園があり、散歩の時など時々遊びに行くなどの交流ができる

<保育室について>

【悪い点】

部屋が少ない

【悪い点】

室内が暗い

<トイレについて>

【悪い点】

子どものトイレの数が少ない

(子ども 19 名に対し男の子用 : 1、女の子用 : 2)

【悪い点】

トイレが少ない

<クーラーについて>

【悪い点】

部屋がホールになっていて夏場は暑く過ごしにくいためクーラーが欲しい

【悪い点】

風通しが悪く室内が暑

<駐車場について>

【悪い点】

送迎時の駐車スペースがなく、道路のすぐ側なので危険

<園庭やホールの広さについて>

【悪い点】

園庭が狭く、0～4歳児が一緒に遊ぶスペースがない

【悪い点】

0～1歳児が遊べるようなテラスが欲しい

【悪い点】

行事の時（お遊戯会や夕涼み会）に使用するホールと園庭が小さい

【悪い点】

畑などで栽培したいがスペースが狭い

<園庭の植物について>

【悪い点】

園庭に大きな木があり、木陰になって過ごしやすいが、毛虫が多く遊びが制限されてしまう

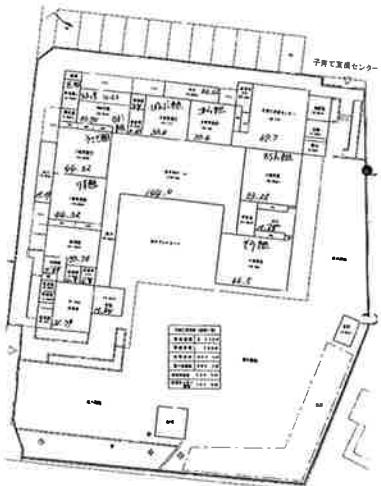
【悪い点】

園庭に木陰があり、涼しくて過ごしやすいが、毛虫が大量発生するため、毛虫のつきにくい木などが欲しい

第2グループ

その1：現保育所・幼稚園の良い点・問題点について

今帰仁保育所



<設備について>

【良い点】
放送設備

【良い点】
立地条件が良い

【良い点】
窓がたくさんあって室内が明るい

【良い点】
水道にシャワーがついていて温度調節ができる

【良い点】
バリアフリーの充実

<駐車場について>

【良い点】
駐車場が広い

【良い点】
駐車場が広い

【良い点】
お部屋が清潔であり気持ちがいい

<調理について>

【良い点】
調理室が広く使いやすい

【良い点】
栄養管理ができている

<園庭について>

【良い点】
園庭が広い

【良い点】
園庭が広い

【良い点】
子ども達が興味を持てるような工夫（土や山、トンネル）

【良い点】
園庭が広く遊ぶ環境が良い

【良い点】
広い敷地の園庭には、畑や土の山もあります

<ホールについて>

【良い点】
ホールが広い

【良い点】
大ホールがあり、異年齢交流ができ活用幅が広い

【良い点】
各クラスからホールが見え使用しやすい

【良い点】
広いホールがある

<保育環境について>

【良い点】
近隣施設（社協など）との交流が盛んにできる

【良い点】
散歩するとヤギや牛公民館など、子ども達が楽しめる

【良い点】
子育て支援センターがある

【良い点】
支援センターがあり交流ができる

【良い点】
職員数が多く協力し合える

<部屋の仕組みについて>

【良い点】
移動式の仕切り（壁）で2部屋をオープンにして1部屋にできる

【良い点】
2つの部屋を用途に合わせて使用できる

<収納について>

【良い点】
収納スペースが多い

【良い点】
保育室に収納もあり使いやすい

【良い点】
室内に収納スペースがあり広く使える

<ベランダについて>

【良い点】
ウッドデッキがベランダにあり、0～1歳児が遊べる

【良い点】
各クラスにテラスがある（シャワーも欲しい）

【良い点】
バルコニーがあり気分転換できる

<クーラーについて>

【良い点】
冷房（クーラー）があり昼寝がしやすい環境である

【良い点】
各クラスのエアコン

【良い点】
各部屋にクーラー設備があり子どもたちや大人も快適に過ごせる

<トイレについて>

【良い点】
トイレやシャワーが使いやすい

【良い点】
各部屋に職員トイレがある

【良い点】
ウォシュレット（大人用）がある

【良い点】
各部屋に職員用トイレがある

<事務室について>

【良い点】
事務室が広い

【良い点】
事務室で職員が事務作業できるスペースがある

第2グループ

その1：現保育所・幼稚園の良い点・問題点について

<施設環境について>

【悪い点】 バリアフリーのため、園庭から砂が入ってきやすい	【悪い点】 水場の高さが子どもに会っていない所がある
----------------------------------	-------------------------------

<水周りの環境について>

【悪い点】 外のシャワー室に砂がたまりやすく、滑りやすい	【悪い点】 水はけがよくなくて滑りやすい所がある
---------------------------------	-----------------------------

<収納について>

【悪い点】 収納の少なさ	【悪い点】 職員用のロッカーカーが欲しい	【悪い点】 職員数にゆとりが欲しい	【悪い点】 用務員が欲しい
-----------------	-------------------------	----------------------	------------------

<トイレについて>

【悪い点】 トイレの作り方として排水溝の位置を直してほしい	【悪い点】 トイレの床が水で流せないので掃除をしても衛生面が気になる
【悪い点】 年長クラスのトイレにある手洗い場が水が垂れてくるため使いづらい	

<園庭について>

【悪い点】 地面の土に石が多く、また、乾きすぎてホコリっぽい	【悪い点】 園庭の水道メーター（元栓）の場所
【悪い点】 園庭に木陰が少ない	【悪い点】 園庭に影が欲しい

<安全面について>

【悪い点】 玄関から奥の部屋までが遠いため、不審者が怖い	【悪い点】 外部からのブラインドが少ない	【悪い点】 安全面の配慮
【悪い点】 門を出るとすぐ道路なので門の閉め忘れがあると危険（子どもの手が届くので門を開けることができる）		

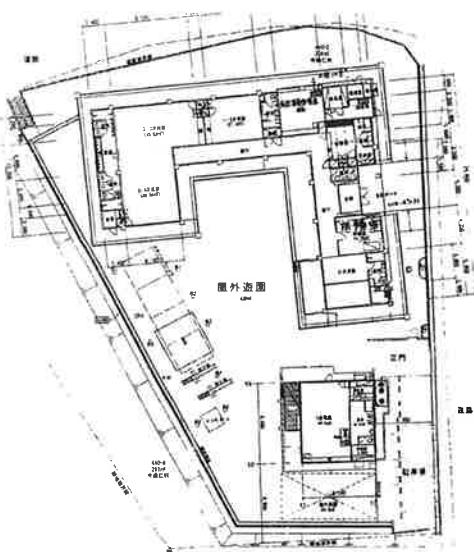
<死角について>

【悪い点】 広いのは良いが、死角が多い	【悪い点】 死角が多い	【悪い点】 園庭の死角が多い
------------------------	----------------	-------------------

第2グループ

その1：現保育所・幼稚園の良い点・問題点について

仲宗根保育所



<園舎について>

【良い点】
事務室が玄関側にあり、来客に対応しやすい

【良い点】
園舎の造りがコの字型で、どのクラスからも全体が見えるつくりが良い

<園庭について>

【良い点】
園庭が整備されていて子ども達が遊びやすそう

【良い点】
園庭が広々としているため、木陰でゆっくり遊び場や思いっきり走りまわれる場、体を動かして遊ぶ、手作り遊具があり遊びを通して心身ともに育つ環境が良い

<トイレについて>

【悪い点】
外遊びで、子どもがひとりでのトイレが心配なため、外にトイレが欲しい

<施設環境について>

【悪い点】
壁が低かったり、所々に隙間があり、また、造りが登りたくなくなる造りのため安全面で気になる所がある

【悪い点】
園舎の裏も自然がいっぱいです
良いのだが、死角となってい

【悪い点】
園庭の足洗い場の水はけが悪い

兼次幼稚園



<保育環境について>

【良い点】
自然が多く伸び伸びと遊べる

【良い点】
行事の時などに、小学校が近くにあるため運動場や体育館が利用しやすい

<施設環境について>

【悪い点】
昨年に天井のコンクリートが落ちてきた

【悪い点】
大雨の度に、漏電して停電する

【悪い点】
門が急な坂なため、ほぼ毎年ケガをする子がいる

<保育環境について>

【悪い点】
小学校と離れているため学校の状況が分からぬことがある

<トイレについて>

【悪い点】
トイレがみんな和式で子どもが洋式に入りたがるため混雑する

第2グループ

その1：現保育所・幼稚園の良い点・問題点について

天底幼稚園



<施設環境について>

【良い点】
トイレが明るい

【良い点】
玄関が広くて使いやすい

<自然環境について>

【良い点】
自然がいっぱい（生き物が多い）でセミやクワガタ捕りができる

<施設環境について>

【悪い点】
高窓なので風が通りにくい

【悪い点】
死角がある

【悪い点】
シャワースペースがない

【悪い点】
玄関が西向きなので夏は凄く暑い

【悪い点】
避難経路がない（非常口がない）

現施設以外（園庭・送迎動線等）および各施設共通の事柄

<安全面について>

【悪い点】
セキュリティ一面（防犯カメラ等がない）

<ホールについて>

【悪い点】
ホールが狭くお遊戯会などで保護者が多くなり子どもが見えないことがある

<駐車場について>

【悪い点】
保護者用の駐車場（駐車スペース）が無く、送迎時の安全面が気になる

【悪い点】
車の駐車スペースが狭くて遠い

第2グループ

その1：現保育所・幼稚園の良い点・問題点について

<安全面について>

非常口が欲しい

周辺の人達が入ってきやすい環境施設と安全面

<保育室以外の部屋について>

来客時に対応できる部屋があるといい（または、救急室にもなるような部屋）

職員トイレとロッカーの配置

<保育室について>

明るく清潔感のある保育所（保育室）

収納スペースがたくさんある

各保育室にトイレが欲しい

安全に過ごせる施設（滑りにくく、見やすい）

各クラスにクーラーが欲しい

各部屋に活動スペースが欲しい
(食事スペースの部屋の仕切り)

<玄関について>

広い玄関（登所時に混み合わないと思う）

玄関は上がりかまちがある方が良い

<間どりについて>

コーナーが作れる部屋（絵本コーナーなど）

絵本の部屋が欲しい

平屋

<水周りについて>

水場の足場の高さを階段の様に変えられるなら良い
(固定できるように)

水道は多めにとりつけて欲しい
(掃除の時や外部からの帰ってきた時などの際に洗うため)



<ホールについて>

クラスの仕切で多様的に使える部屋が欲しい

もっと広いホール

広いホール

大きなホールが欲しい

行事用の舞台（あまり高さのない）があるホール（いくつかの保育室と組み合わせることで会場となるような造り）

行事や異年齢交流会ができるようなホールがあつて欲しい

<窓について>

少し長めの庇がほしい

各窓にロールカーテンがあると良い

室内が明るい

大きな窓があり保育室に自然の光が入るように

窓を大きくして欲しい

風通しが良く過ごしやすい施設

自然の風が通り、自然の中で生活し、自然を感じられる施設

風通し、日あたり、日陰を考えてつくる

第2グループ その1：現保育所・幼稚園の良い点・問題点について

園庭に関すること

<園庭空間・遊具について>

固定遊具が欲しい

年少児も年長児も遊びこめる園庭の広さが欲しい	広々とした園庭で木陰もあると良い
木陰があり、遊具も充実し、広々と遊べると良い	木陰があり、広い園庭（死角がない）

〇歳児も遊べるような小さな滑り台やテラスや広場のようなスペースが欲しい
年長や幼稚園児も走ったり、縄跳びができるような広場が欲しい

<園庭の自然環境について>

自然に囲まれ、園庭も広く、伸び伸びと遊べるような環境

木や緑がたくさんで虫もたくさんいる自然な園地	土山が欲しい	園庭の面積の大部分に芝が欲しい
園庭には、子ども達が自然豊かな場所で遊べるような（体をいっぱい使って遊べるような）遊具が欲しい		
いくらでも遊びの幅が広がったり、自然と体を動かす事のできる手作り遊具や赤土山が欲しい (遊びが生まれる園庭)		

<トイレについて>

園庭からでも使いやすいトイレ 外用のトイレが欲しい 戸外にトイレが欲しい

送迎動線等に関すること

<駐車場について>

駐車スペースがある

職員・保護者の駐車場の完備

登降所時の駐車スペースの確保

職員用と保護者の送迎用の駐車場の確保

園舎から幼児が確認できるような駐車場が欲しい

安全に送迎できる渡り廊下のような園者と駐車場を結ぶスペースがあり、広々とした駐車場を確保して欲しい

<園バスについて>

園バスがあれば安全に移動でき、遠足とか視野が広がると思う 園バスがあると良い

第2グループ その1：現保育所・幼稚園の良い点・問題点について

教育・保育プログラム等

<施設設備について>

黒板が欲しい

<施設の雰囲気について>

保護者も楽しみにしながら通える施設

<関係施設との連携について>

小学校と連携が取りやすい環境（小学校が近くにある等）

就学（小1ギャップ解消）にむけ小学校との連携を年間計画に入れる

保護者が安心して子どもを預けられるような認定こども園や民営化の保育所（交流できる、保育の情報交換や質の向上など）

幼・保の職員が協力しあえる意見交換ができる時間が欲しい

今やっている保育士間（各園）の交流を続けたい（北山保育園も）

村内の子どもたちのために、保・幼・小が継続した連携が行える（学力、子どもの発達の保障〔読谷村〕）

全施設の職員同士が交流できるスペースがあり、そこで落ち着いて、集中してミーティングし連携を取っていきたい

<人員体制について>

フリー保育士の確保（担任をもっていない保育士） 職員の確保 午前または午後の短時間保育士の配置

看護師が欲しい 用務員さんが欲しい

<保育の質について>

0～5歳児までの子ども発達を踏まえたプログラムで子ども達が伸び伸びと生活できるようにしたい

各年齢の発達を踏まえたカリキュラム（プラス：0～5歳までの長い目で見た育ちを保障することで「今すぐできなくても卒園までに育ったね」と言えるような個々に合わせた保育）

養護をベースにした保育（心の育ちが最も大切）

家庭的な雰囲気の中で異年齢交流し、思いやりが育つようにしたい



【認定こども園のキャッチフレーズ】

自然がいっぱいで笑顔あふれる今帰仁っ子

■第2回ワークショップの作業内容

第2回ワークショップでは、以下の作業を行った。

Step 1：建築プランを考えよう

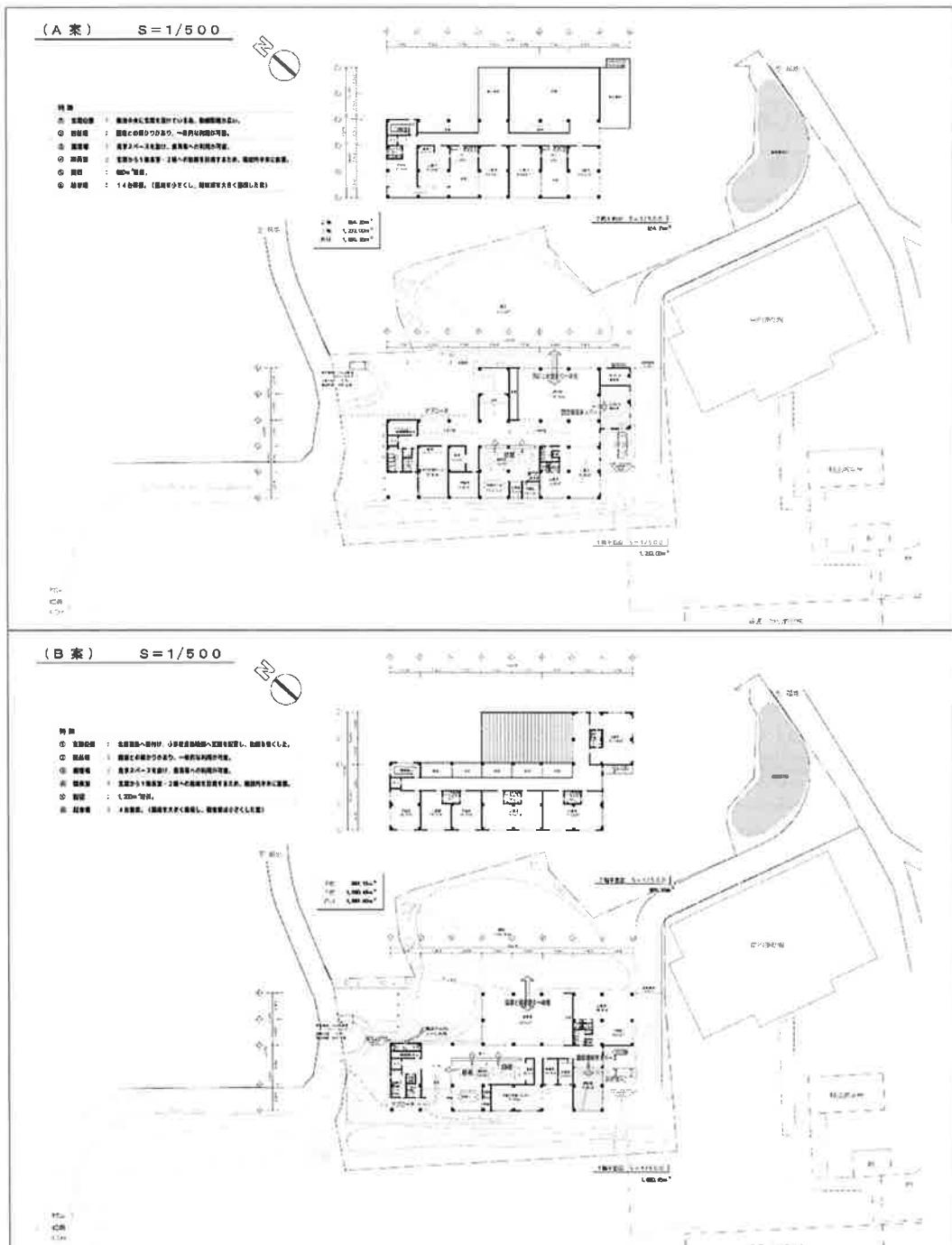
- ・事務局側で作成した建築プランの案（4案）について、それぞれの案の良い点・気になる点について意見交換。

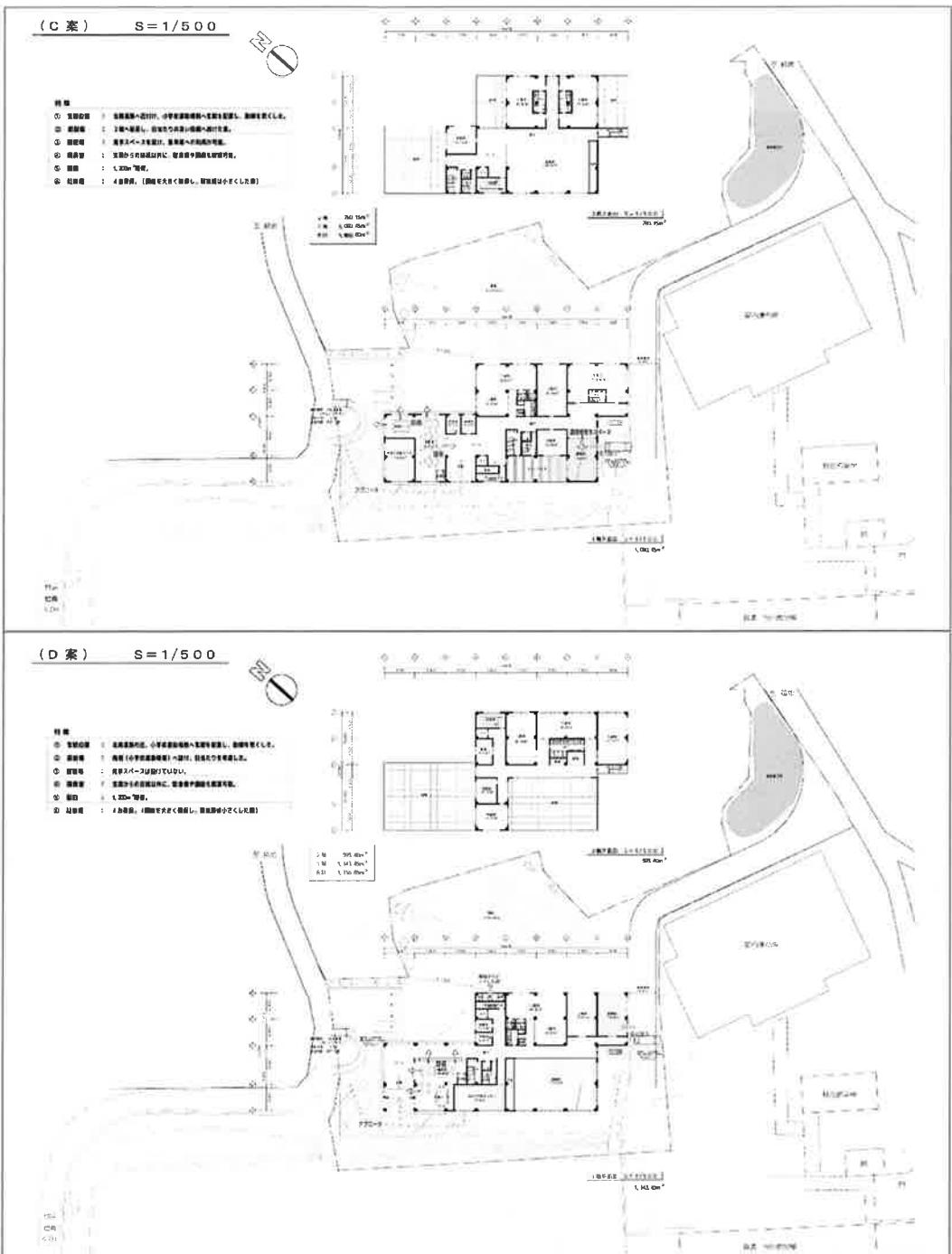
Step 2：望ましい教育・保育プログラムについて

- ・「教育・保育・子育て支援の方針（案）」を踏まえ、具体的に取り入れていきたいプログラムや、幼保小の連携により充実させていきたいプログラム等について意見交換。

Step 3：建築プランのお薦め案への投票

- ・グループ別検討結果の全体発表を踏まえ、A～D案の建築プランの中から各人が思うお薦め案に投票。





■第2回ワークショップの様子



事務局から各建築プランの特徴を説明



会場の全体風景（グループワーク実施）



意見の書き出し・グルーピング



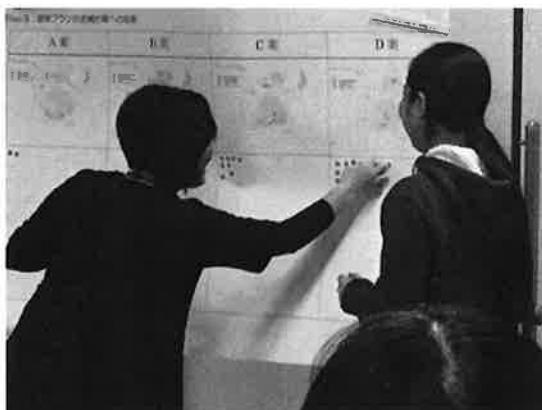
意見発表（第1グループ）



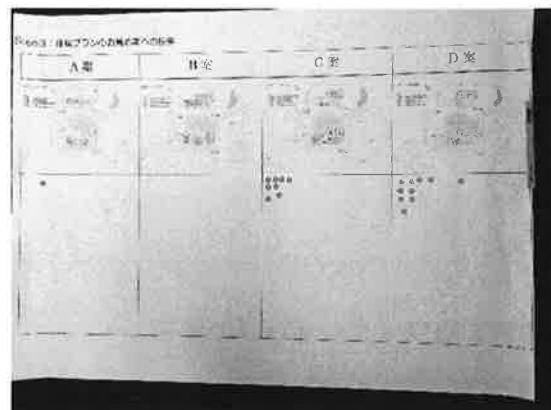
意見を皆で聞き、共有



意見発表（第2グループ）



建築プランへの投票



投票結果

(A案：1票、B案：0票、C案：8票、D案：10票)

次ページ以降に各グループの意見交換結果の詳細を整理する。

Step 1：建築プランを考えよう：第1グループ

●各室の配置等について 良い点、気になる点

B案 O・1歳保育室が1階にあるのが良い

C案 ランチテラスが良い(5件) (高年齢の階)遊戯室が2階にあるのが良い(2件)

遊戯室が2階にあるのが気になる

4・5歳室に両サイドにテラスを設けるよりは、合わせて広く一緒に使える方が良い

D案 乳児O・1・2歳室は1階、幼児3・4・5歳室は2階が良い(4件)

2階のトイレが合同にあるのは良くないため、各部屋にトイレを設けて欲しい

共通

子育て支援センターは2階の方が良い(4件)

子育て支援センターは、子どもの部屋に近い場所が良い

各部屋にトイレ、シャワーを設置して欲しい(2件)

0・1歳の各保育室に、トイレとシャワーがあった方が良い(3件)

●園庭について 良い点、気になる点

A案 園庭が小さい

B案 O・1歳室に園庭が面しているのが良い 園庭からのトイレ利用ができる

C案 園庭からのトイレ利用ができる

D案 園庭からトイレが利用できるのが良い

共通 外からトイレ、シャワーが利用できるようにして欲しい(2件)

●施設内動線・送迎動線について 良い点、気になる点

A案 玄関が東側にあるのが良い 玄関までのアプローチが長い

B案 O・1歳室が調理室と向き合って良い

C案 2階に各クラストイレが設置されているのが良い(大人用トイレの設置も良い)

共通 B・C・D案の駐車スペースで間に合うのか?

A案にしても車が旋回できるようにすると安全だと思う
(出入りがスムーズにできるようにして欲しい)(2件)

●その他 良い点、気になる点

A案 予備室が良い(2件)

遊戯室と調理室が隣り同士なので食事をする場にもできると思う

(疑問)調理室について、配膳棚の方に朝日が入らないようになっているのか?
また、ガス代の前方は外の様子が見えるようになっているのか?
(是非、外の様子が見えた方が精神的に作業しやすいと思う)

B案 吹き抜けがある

C案 予備室が良い テラスがあると良い

D案 テラスがあると良い

調理室と遊戯室を隣り合わせにすると食事の時間に全体の交流の場になる

共通 調理室に見学スペースが設けられているのが良い(食育に繋がる)

日差しを考慮して欲しいです

調理室は、子どもに見せやすい中心部にあって欲しい

調理室の近くにトイレがどの案にもない 調理室に更衣室が必要

病児保育のニーズもあるので、予備室または、もう少し広い保健室があると良い

Step 2：望ましい教育・保育プログラムについて：第1グループ

①幼保一体化による教育・保育の縫合的な提供

子ども集団を活かした保育(異年齢)

幼保小の連携、村全体に根付くようにする

わらべ歌を通して育ちの連續性を大切にしていく

(育ちの連續性を大切にすることで保育の発信、親の安心にも繋がる)

人生の土台になる幼少期に関わる職員の専門性(職員研修・学習会)(3件)

各発達年齢に合わせた保育内容の連續性(一体化)

②基本的生活習慣の確立と安全・安心で快適な生活環境の提供

早寝早起き・朝ごはん・で生活習慣の定着(例：朝9時までには登所する)(2件)

良く遊び、よく眠る環境、保育の充実で生活習慣の確立

自分の所持品の片づけなどがしっかりできるロッカーの大きさを考慮する(生活習慣)

食育(2件) 食育に繋げて、菜園を充実させる(2件)

安全面(防犯カメラなど) 歯磨きなど衛生面を考慮したスペース

③多様な活動を通じた社会性・自立心・豊かな感性の育成

自己肯定感を育む

五感を豊かにする(育む内容環境を充実する)

(発達年齢に合わせて)リトミックとわらべ歌の充実し、感性を育てる(4件)

幼保一体的な保育内容があると良い(例：わらべ歌を通して幼保一貫した保育)(2件)

絵本環境を整える

172名の子ども達が楽しく体験できる畑(食育)

(散歩を通して)身近な自然体験

経験のために感性を揺さぶる豊かな緑(例：セミ、虫捕り)

園庭遊びでは、体を十分に動かして遊べるスペースが必要

(手作りの遊具、丸太、ブランコ、土山、斜面、でこぼこ)

④家庭・地域との連携、子育て支援等の充実

子育て相談が気軽にできるように対応していく

保護者対象の講演会

保護者にとってもホッとできる場になって欲しい

(保護者・地域の方が利用できる)喫茶室があり、ゆんたくできるようにする

小学生のボランティアによる読み聞かせ

保育の発信ができる職員の力をつけること クラスだよりの発行

地域の人たちと関わるプログラム(老人ホームなどの施設訪問で交流の場づくり)(2件)

Step 1：建築プランを考えよう：第2グループ

●各室の配置等について 良い点、気になる点

A案 遊戯室や保育室が広くて良い

調理スペース横に遊戯室があるので子ども達が調理室を見学できて良いと思う(2件)

職員室の目視できる部分が少ない 低年齢児(2歳)は1階が良いと思う(2件)

吹き抜けのスペースを屋上園庭としてフラットにして広く使いたい

B案 調理室の見学スペースがある 職員室から玄関・室内が見られるところ

2歳児は1階が良いと思う 遊戯室の収納の所から、0・1歳児の部屋へ

出入りできるとお遊戯会等の時に控室等で使えそう

C案 調理室の見学スペースがある

門の近くに玄関があるのが良い 職員室から駐車場が見える

ホール(遊戯室)が2階にあることで、4・5歳児が使用しやすい

部屋が園庭側なのが良い

(運動場側だと、運動化の時期など小学校の練習などでお昼寝の時間に影響があるため。)

0歳児の部屋と調理室が近い方が良いと思う

低年齢児(2歳児)は1階が良いと思う ホールは1階にある方が良い

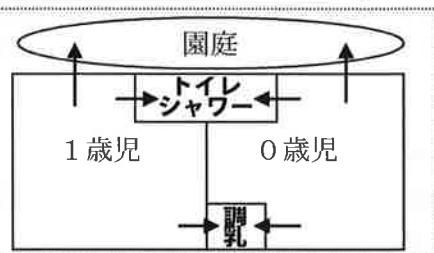
屋根の部分を3歳児の部屋にして、1階の3歳児の部分を広く使う

D案 保育室から園庭が見られて良い

保育室の配置として、0・1・2歳児とホールが1階、
3・4・5歳児が2階にあるのが良いと思う(5件)

玄関・支援センターと同じ向きに出入り口があり分かりやすい

0・1歳児室の作りを少し変える
と使いやすくなると思う



1、2階の両方にホールがあった方がいい(2件)

2階の屋根をテラスか保育スペースなど有効利用できたら良い(2件)

共通 子育て支援センターは共通して1階にあるので良いと思う

0・1歳児室が狭い

絵本の部屋が欲しい

保健室は職員室の隣が良い

ホールが1階と2階の両方にあると良い

吹き抜けスペースを遊戯室にできないのか？(疑問)

●園庭について 良い点、気になる点

B案 園庭からトイレが利用できて良い(4件)

D案 0・1・2歳児室が1階にあり、園庭からのトイレが利用できるのがいい(5件)

共通 園庭が東側にあるので、夏場の午前中は日差しが強い(暑い)と思う

●施設内動線・送迎動線について 良い点、気になる点

A案 駐車場が広い(5件) 2階の屋上園庭に外から下に避難できる経路がある

靴箱も両側にあり、職員室から訪問者を確認できるから良い

B案 5歳児室側に外階段があるのは良いと思う(小学校との連携活動時に動きやすいと思う)

D案 5歳児室側に外階段があるのは良いと思う(小学校との連携活動時に動きやすいと思う)

共通 避難経路を階段ではなく滑り台式にして欲しい

B～D案の駐車場が4台は少ない(8～10台あると十分な気がする)(2件)

●その他 良い点、気になる点

A案 駐車場の近くに園庭があるため、仕切り(門)等がないと危ないと思う

B、C、D案にはない機械室があるが、無くても良いので戸外用トイレなどにして欲しい

C案 4・5歳児室の各部屋にトイレがあるのが良い

ランチテラス、ホールがあるのが良い(3件)

D案 屋根の場所を小学校向きで配置されて良い

全クラスにトイレ、シャワーが欲しい(3件)

2階のトイレ、手洗い場の数はもっと多い方が良い

共通 戸外に用具、遊具置き場が欲しい

2階にも大人用トイレが欲しい

2階に給湯室があると便利(3件)

(しかし、職員室に給湯室があることで職員同士が顔を合わせることもできると思う)

給食配膳用のエレベーターがあると良い

全クラスにシャワー室が欲しい

Step 2：望ましい教育・保育プログラムについて：第2グループ

①幼保一体化による教育保育の総合的な提供

保育所の様に気軽に散歩ができるといい(2件)

小学校の休み時間を活用して交流タイムをしたい 近くの施設との交流(消防、小学校など)

「食育・給食の日」を1～2カ月に1回設けて小学校との交流会をしたい
(一番交流しやすいのが給食なのがと思う)(3件)

小1プロブレム解消のため、保幼小連携を年間計画に入れていく
(そのためには小学校との信頼関係も必要になる)(2件)

0～5歳までの異年齢交流ができることで思いやりの心を育てていきたい(5件)

今帰仁村の保育所の特色や「ここが自慢できる所！！」という保育を見出したい

②基本的生活習慣の確立と安全・安心で快適な生活環境の提供

登れる木などがあり、体をおもいっきり動かせる園庭(虫のつかない木)(2件)

園庭で体を使って遊ぶ、可動式遊具、手作り遊具など遊べる環境を作っていきたい(2件)

(食育)自分たちで畑を栽培し収穫したものを調理して食べる(6件)

畑を小学校と一緒に作り共に食育、そこから繋の繋がりの保育(教育)

アスレチック (室内)ネットの遊具(吹き抜けのところにネットを設置する)

③多様な活動を通した社会性・自立心・豊かな感性の育成

リトミック

わらべ歌遊びを取り入れた保育と子育て支援センターを利用する保護者にも
わらべ歌遊びの良さを伝えられたら良いと思う(4件)

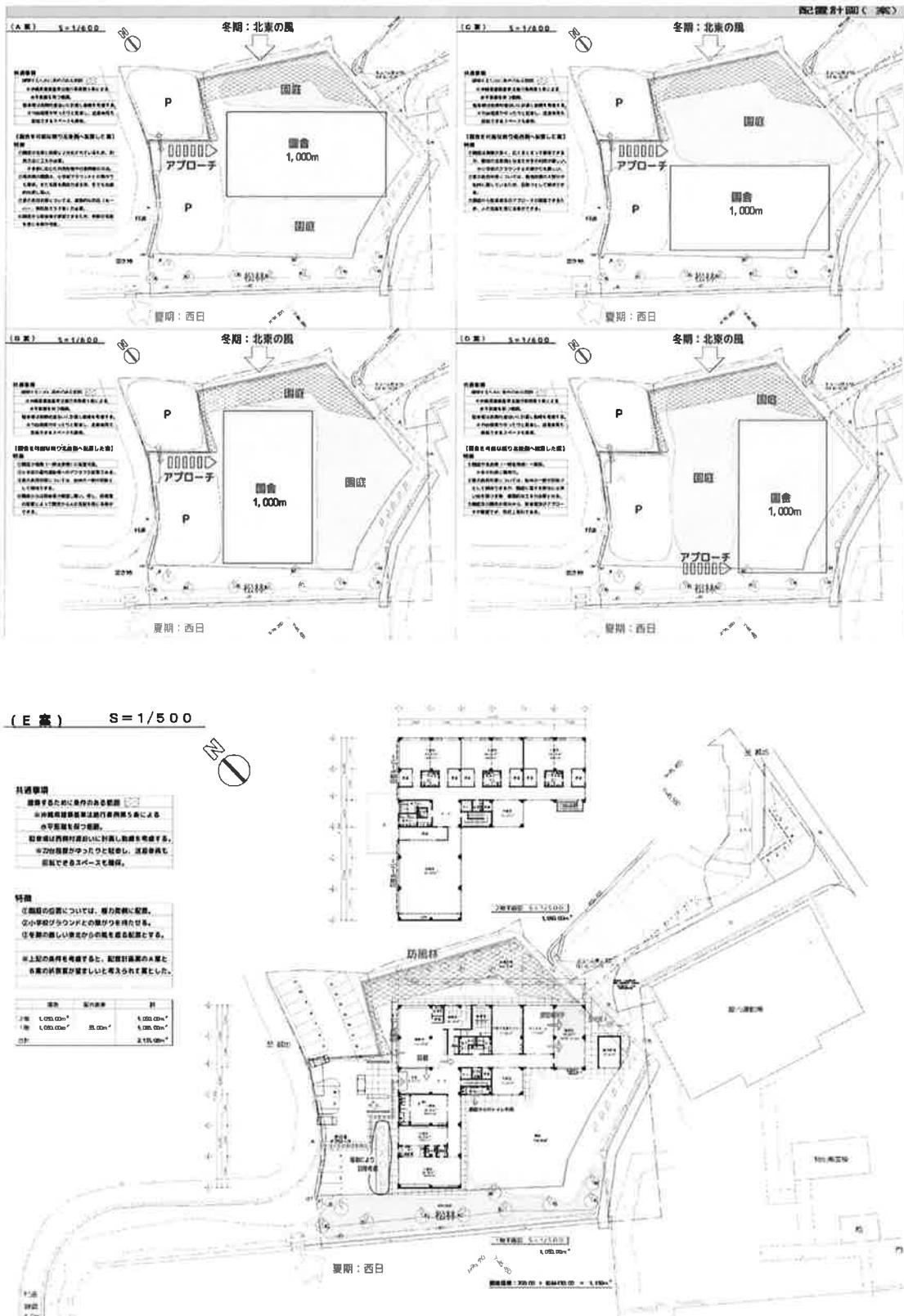
④家庭・地域との連携、子育て支援等の充実

幼稚園でのボランティア活動(地域の人や保護者など)が続くと良い
(読み聞かせや畑を耕してくれたり)(2件)

地域のお年寄りを招き交流(遊び、生活の知恵を学ぶ)

■第3回ワークショップの作業内容

第3回ワークショップでは、第2回ワークショップ結果及び第3回子ども・子育て会議で寄せられた指摘を踏まえ、事務局で土地利用の検証を行い、建築プランの案を修正して提示。事務局が作成した建築プランの案をより良くしていくための意見交換を行った。



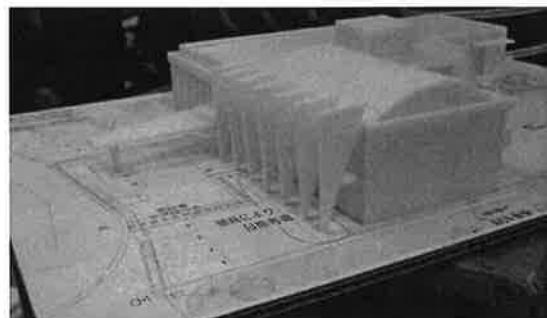
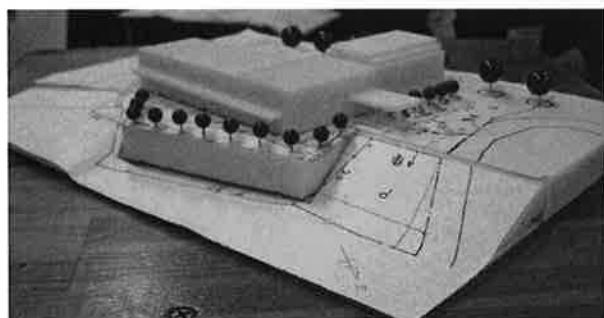
◆第3回WSの様子(写真)



事務局から各建築プランの特徴を説明



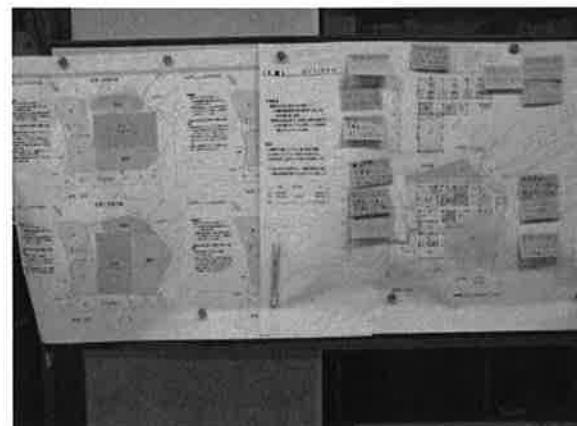
会場の全体風景（グループワーク実施）



土地の形状と建物の関係を表した模型、建物のボリュームや概観イメージを表した模型を用いて説明



参加者との意見交換の様子



意見を図面に貼り出して整理

次ページ以降に各グループの意見交換結果の詳細を整理する。

建築プランについての意見交換

<0歳児保育室について>

0歳児室を拡張する(ランチルームと子育て支援センターの部分)

0歳児保育は、3～6名単位にスペースを確保できるようにして欲しい

0歳児室は成長段階に合わせて2～4部屋に仕切れるようにして欲しい

<職員室について>

職員の報告・連絡・相談が重要になってくるため、
14～15名くらいの会議ができるスペースが必要

<避難経路について>

不測の事態に備えて避難経路と遊びの要素を兼ね備えた滑り台を設置できないか

<遊戯室について>

遊戯室に舞台兼収納を作る

遊戯室の入口が狭いため広くして欲しい

大人用トイレと予備室の配置を入れ替える。入れ替えをした際に、予備室に可動式の間仕切りを設置し遊戯室が広く活用できるようにして欲しい

<エレベーターについて>

調理室側にエレベーターを寄せて設置し給食専用にして欲しい(衛生的にも良い)

エレベーターは調理室の近くが良い(配膳については、十分に考えた上で検討して欲しい)

<保育室について>

可動式ロッカー(間仕切り)で各保育室を仕切る

3～5歳児室のトイレを廊下側より窓側に移動した方が良い

(理由：職員も子ども達も互いに様子が見られるようなる・職員同士も連携が取りやすい)

<屋外トイレについて>

屋外トイレをもう少し大きくして欲しい

(6) 課題の整理

1) 認定こども園整備に係る課題

①多様な交流を育み、発達段階に応じた活動が思い切りできる園舎・園庭の充実

認定こども園の整備により、0～5歳の異年齢児が同じ空間で過ごし、多様な活動を通して交流することで、お互いを思いやる気持ちを育むことが期待できる。また、隣接する小学校児童や、地域住民・高齢者等との交流が子ども達の健全な発達に寄与することが期待できる。

そのため、園舎・園庭の整備に際しては、多様な交流を育むものとして計画していく必要がある。一方で、年齢の異なる子ども達が、その発達段階に応じて思い切り活動できるよう、年齢ごとの緩やかな区分にも配慮しながら空間整備を行っていく必要がある。

②利便性や安全性に配慮した施設・設備の充実

認定こども園は子ども達が日中の多くの時間を過ごす施設となることから、施設・設備の高さ等について、子ども達の使い勝手に配慮していく必要がある。同時に、多くの子どもの安全に気を配る必要があることから、目が行き届くような空間整備を心がけていく必要がある。また、登園時等の動線や駐車場の配置についても、安全性や周辺交通への影響も考慮して計画していく必要がある。

③多様な保育サービスの実施と保・幼・小連携によるプログラムの充実

職員ワークショップにおいても、保育の質の確保については多くの意見が寄せられている。また、前年度に策定された「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」においては、新設する認定こども園において、地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の実施をはじめとした多様な保育サービスの実施検討が位置づけられている。そのため、職員配置の充実を検討していくとともに、子育て支援センターの併設といった施設面での充実を図っていく必要がある。また、教育と保育を行う施設となる特色を活かした魅力あるプログラムづくりを行っていくと共に、隣接する小学校との連携も視野に入れた取り組みを推進していく必要がある。

2) 民設民営保育所の整備に係る課題

①保護者・地域への十分な説明の実施

公立・私立は運営形態が異なるものの、両者とも認可保育所は国の基準を満たしたものであり、県内他市町村においても多くの私立認可保育所が整備されており、独自で工夫を凝らしたプログラムが実施されているなど、魅力ある保育所も多くみられる。

保育所民営化について懸念する保護者も少なからずいるものと推察されるが、民営化にあたっても保育の質を担保できるよう配慮していくとともに、保護者や地域に対して丁寧な対話を重ねていくことが求められる。

②民間が参入しやすい条件整備の検討と、適切な事業者の選定

保育所民営化に伴い、本村でははじめて私立認可保育所が整備されることとなる。本村においては、女性の社会進出等に伴い保育需要は増加しているものの、少子化傾向も見受けられる。また、本島北部に位置する本村にあって、民間の参入意向は未知数と言える。そのため、保育の質の担保には十分留意しつつ、候補地に柔軟性を持たせるなど民間が参入しやすい条件についても一定程度検討していく必要がある。また、公募により広く希望事業者を募り、より適切な保育を実施することができる事業者を選定していくなど、保育の質の充実に向けて取り組んでいく必要がある。

2. 認定こども園整備基本計画

(1) 計画理念と基本目標

1) 計画理念

今帰仁村は豊かな自然環境に恵まれており、これまで保育所・幼稚園においても自然を活かした様々な活動が実施されてきている。

今帰仁村の認定こども園（幼保連携型認定こども園）の整備にあたっては、こうした本村の特色を活かし、子ども達が伸び伸びと元気に過ごすことのできる“育ち”と“学び”的新たな拠点づくりをめざして整備していくものとする。また、教育・保育の一体的な提供や子育て家庭への支援等こども園に求められている機能の確保もさることながら、小学校との連携充実によるスムーズな就学への移行にも十分に配慮していくことが重要である。したがって、これらの視点を加味しながらこども園整備の理念を以下に定める。

自然とふれあい、笑顔かはじける！
今帰仁っ子の“育ち”と“学び”を支える「子どもの城」

2) 基本目標

認定こども園の整備にあたっては、次に掲げる基本目標に基づき、施設の整備・サービス提供を図っていくこととする。

①質の高い就学前教育・保育の提供と子育てを支える支援拠点としての整備

0歳から就学前までの乳幼児は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期として非常に重要な意味を持っている。今帰仁村で整備する幼保連携型認定こども園は、これまでの村立幼稚園3園（兼次幼稚園・今帰仁幼稚園・天底幼稚園）を統合するとともに、仲尾次保育所・中央保育所・仲宗根保育所の閉園後の受け皿の一部を担っていくものとなる。そのため、発達段階に応じた遊びの提供や子どもの社会性を養う中で健全な発達を促す役割を担うものである。また、家庭保育世帯への支援等を行う「地域子育て支援拠点事業」（子育て支援センター）も実施していくことから、相談や交流などの場として、地域で安心して子育てができるように支

援していく役割も担うものである。したがって、子どもの育ちと学び、子育ての拠点施設として適切に機能していくための施設整備とプログラムの提供を行っていくものとする。

②多様な体験・交流の創出

北山学園プロジェクトの位置づけを踏まえ、隣接する小学校との連携を図るなど、異年齢児童の交流を促進する中で、思いやりの心を育むとともに、小1プロブレムの解消を図っていくものとする。また、地域の高齢者等との多様な交流を創出していくなど、地域との結びつきを強め、地域全体で子どもを育てる意識の醸成を図る。加えて、自然とのふれあいや食育の実施を通し、健全な心と体の育成を図るものとする。

③安全・安心な施設整備

子どもたちが日々の生活や遊びを安全に、安心して送ることができるよう、十分に配慮した施設の整備、備品の配置等を図っていくものとする。

さらに、建物の耐震性を高めるとともに、けがの防止や事故防止への配慮を基本に子どもや職員の安全を考慮した施設整備を行うものとする。

④多様な保育サービスの提供

近年、本村にあっても多様な保育サービスに対するニーズが寄せられており、前年度に策定された「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」においても、前述した地域子育て支援拠点事業をはじめとした幾つかの保育サービスについて、認定こども園での実施を検討していくことが位置づけられている。そのため、以下の保育サービスの実施を図っていくものとし、必要な施設機能を整備していくものとする。

○地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）、利用者支援事業

- ・地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）について、「子育て支援センターじんじん」との分担により、村全域での総合的かつ効果的な運営に努める。併せて育児及び母子保健に関する相談にも対応できるよう、母子保健型の利用者支援事業との連携を進め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目の無い相談支援体制の構築を図る。

○余裕教室活用型一時預かり事業（一時保育）

- ・年度当初など利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。認定こども園において、「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施。

○延長保育

- ・認定こども園において実施。（実施時間については事業開始までに調整）

○障がい児保育

- ・認定こども園においても障がい児の受け入れ実施。

土遊び等を行う園庭に面している施設の性格上、園舎に砂などが入り込まないよう、最低限の上がり框などは設けていく必要はあるが、スロープの併設も行っていくなどユニバーサ

ルデザインを基本とし、子どもや職員だけでなく保護者や来訪者など、あらゆる人にとってやさしい施設として整備していくものとする。

(2) 施設計画

1) 各室・機能の規模設定

施設に係る諸室の規模等については、施設設備基準の関係法令を遵守するとともに、以下の内容を基本として整理・検討を行っていくものとする。

内容	室数	対象児等	規模等	備考
乳児室	1室	0歳児 (・満1歳児)	59.4 m ² 以上 ※有効面積 3.3 m ² ×人数 ※想定定員：12名十一時保育の受入れ分6名程	-調乳室(設備)及び沐浴室(設備)スペースを確保 -保育室(満3～5歳児)との間隔に配慮
調乳室	1室		※必要面積を確保	・乳児室に隣接
沐浴室	1室		"	"
ほふく室	1室	(0歳児・) 満1歳児	99.0 m ² 以上 ※有効面積 3.3 m ² ×人数 ※想定定員：24名十一時保育の受入れ分6名程	"
保育室	1室	満2歳児	49.5 m ² 以上 ※有効面積 1.98 m ² ×人数 ※想定定員：25名	-間仕切りで分割利用想定 -便所に直結又は隣接 -遊戯室等移動、緊急時等の出入り口の動線に配慮 -午睡に配慮し、保育室(満2歳児)との間隔に配慮 -手洗い場スペースの確保
	2室	満3歳児	73.26 m ² 以上 ※有効面積 1.98 m ² ×人数 ※想定定員：37名	
	2室	満4歳児	73.26 m ² 以上 ※有効面積 1.98 m ² ×人数 ※想定定員：37名	
	2室	満5歳児	73.26 m ² 以上 ※有効面積 1.98 m ² ×人数 ※想定定員：37名	
便所	2室	満2歳未満児	※必要面積を確保	・乳児室及びほふく室に直結
	3室	満2～5歳児	"	・保育室に直結又は隣接 ・便器間に仕切りを設置 ・年齢に配慮した高さの手洗い場スペースの確保 ・洋式便所を多く設置
	4室 (男2・女2)	職員・調理員	"	・玄関付近、階段付近に職員・調理員・来客用を男女別で独立設置
	1室	戸外用	"	・園庭に面して設置
保健室	1室	共通	"	・ベビーベッド等設置スペースを確保 ・職員室に隣接
遊戯室	1室	共通	219.78 m ² 以上 ※有効面積 1.98×人数 ※111名(3歳以上)想定	・保育室とは別に独立設置 ・各保育室からのアプローチが容易な場所に設置 ・手洗い場スペースの確保

職員室	1室	職員	※職員の事務スペースの確保	・各保育室への動線に配慮
調理室	1室	調理員	70 m ² 以上 ※調理員3名(時間契約の人数分含む)	・保存食の保存設備 ・調理室前室スペースの確保 ・手洗い場スペースの確保 ・食品保管庫は、調理室及び前室とは別に設置 ・食材搬入専用出入り口の確保
休憩室	1室	職員・調理員	※必要面積を確保	・職員室に隣接
予備室	2室	—	※保育相談及び緊急時対応スペースの確保	・職員室及び保育室に隣接
収納スペース	各室	—	※午睡用ふとん、遊具、保育用備品等の収納に必要なスペースを確保	・各保育室、職員室、遊戲室に直結又は隣接
子育て支援センター	1室	子育て支援センター利用親子	70 m ² 以上 ※今帰仁保育所と同程度	・職員室に隣接

2) 施設計画

以下に施設計画の内容を示す。

共通事項

建築するために条件のある範囲

※沖縄県建築基準法施行条例第5条による
水平距離を保つ範囲。

駐車場は西側村道沿いに計画し動線を考慮する。
※22台程度がゆったりと駐車し、送迎車両も
回転できるスペースも確保。

特徴

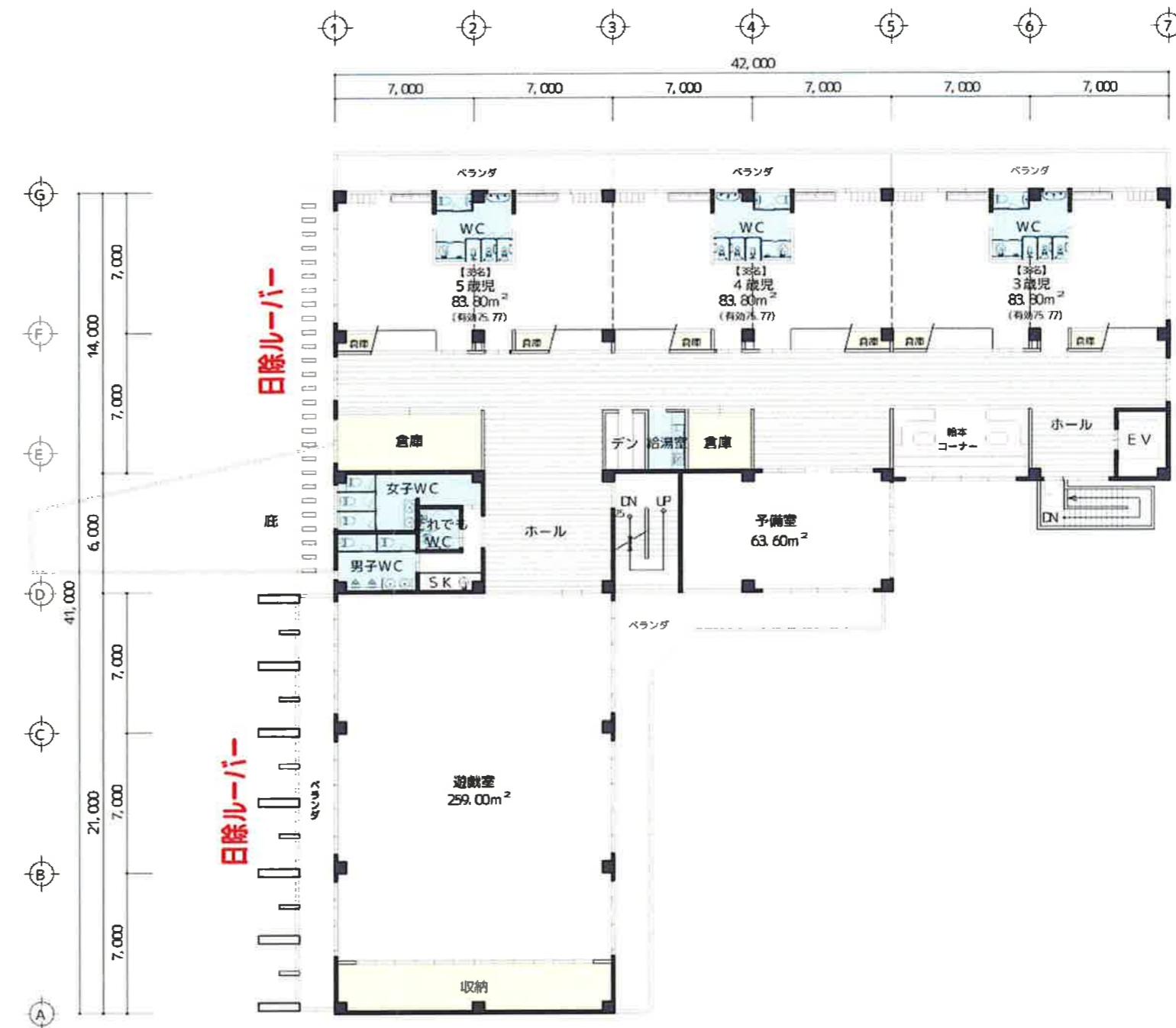
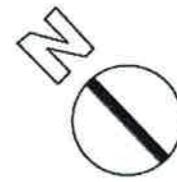
- ①園庭の位置については、権力南側に配置。
- ②小学校グラウンドとの繋ぎを持つたせる。
- ③冬期の厳しい東北からの風を遮る配置とする。

※上記の条件を考慮すると、配置計画案のA案と
B案の折衷案が望ましいと考えられE案とした。

村道
幅員4.0m

	園舎	屋外倉庫	計
2階	1,050.00m ²		1,050.00m ²
1階	1,050.00m ²	35.00m ²	1,085.00m ²
合計			2,135.00m ²

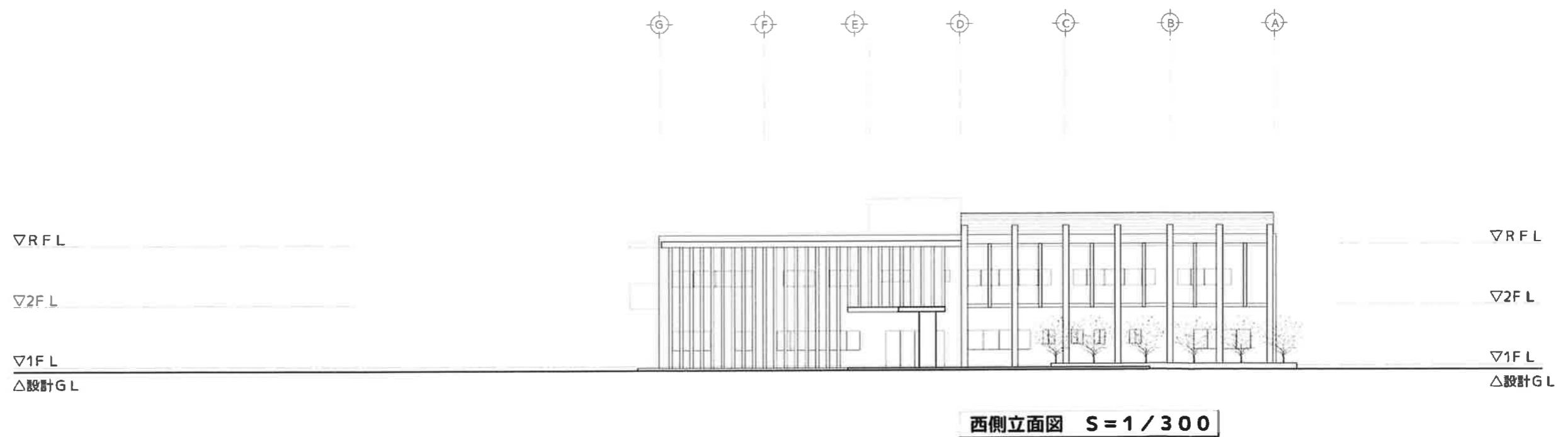
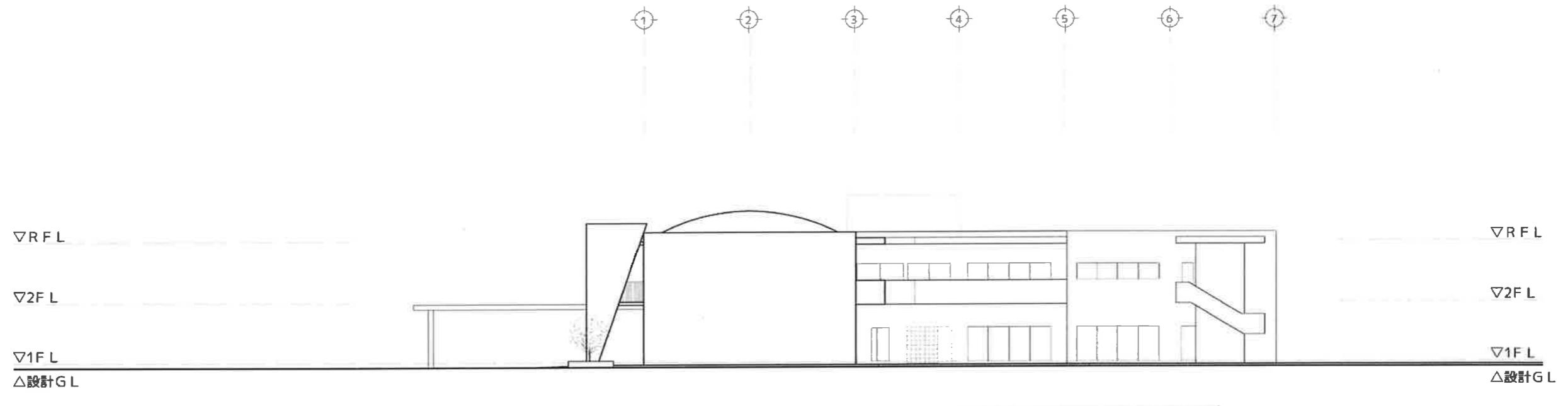




2階平面図 S = 1 / 300

1,050.00m²

(E-2案) $S = 1/300$



(3) 施設運営計画

1) 教育・保育・子育て支援の方針

①幼保一体化による教育・保育の総合的な提供

- ・生涯に亘る人格形成の基礎である質の高い幼児教育・保育を保障する。
- ・保護者の多様なニーズ等に応じ、全ての子どもも及び子育て家庭を支援する。

②基本的生活習慣の確立と安全・安心で快適な生活環境の提供

- ・適切な運動の支援、バランスのとれた食事の提供、十分な休養・睡眠の確保等、生活や学習の基盤となる基本的な生活習慣の確立を図る。
- ・子どもを安心して預けられる快適で安全な生活環境を提供する。

③多様な活動を通した社会性・自立心・豊かな感性の育成

- ・集団生活・集団活動による多様な体験等を通して、他者に対する思いやりや豊かな情操、規範意識や協調性を育んでいくとともに、自ら考え、工夫し、行動する人づくりを行う。
- ・豊かな自然をはじめ、絵本や物語、五領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）を育む「わらべうた」等に親しむ機会の確保を図るとともに、言葉や文字の学びを通して、伝える喜びを感じるなど、豊かな感性や表現力の育成を図る。

④家庭・地域との連携、子育て支援等の充実

- ・家庭保育の世帯を含む全ての子育て中の親子の相互交流・情報提供、育児相談への対応等を図るとともに、家庭における親の役割や子どもへの接し方等、親育ちへの支援を行う。
- ・多様な機会を通して高齢者や子育て経験者等、地域住民の参画・交流を図り、地域の支え合いによる地域子育て力の向上をめざす。

2) 職員配置計画

①職員と職員の資格

認定こども園法の改正により創設された新たな「幼保連携型認定こども園」については、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることを原則としている。

なお、幼稚園・保育所で働く幼稚園教諭・保育士のうち1／4程度は、いずれかの免許・資格で勤務していることから、認定こども園法施行日から起算して5年間（平成30年4月まで）は一定の経過措置を設けており、幼稚園教諭普通免許状を有する者または保育士資格の登録を受けた者は主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師となることができる。また、施行日から起算して5年間は、幼稚園の助教諭の臨時免許状を有する者は、助保育教諭又は講師となることができる。

認定こども園の職員及び職員の資格については、以下の通りとなっている。

【必置職員】

- ・園長、保育教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員
※幼保連携型認定こども園では、学校保健安全法が準用されるため、学校医、学校歯科医、学校薬剤師が必置となる。
- ※調理員については、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園を除く。

【任意配置】

- ・副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭 等
※特別の事情のあるときは、保育教諭に代えて助保育教諭または講師を置くことができる。

【職員の資格】

職員の区分	資格
主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師	幼稚園教諭の普通免許状と保育士資格の登録を併有する者
主幹養護教諭、養護教諭	養護教諭の普通免許状を有する者
主幹栄養教諭、栄養教諭	栄養教諭の普通免許状を有する者
助保育教諭及び講師	幼稚園の助教諭の臨時免許状を有し、登録を受けた者
養護助教諭	養護助教諭の臨時免許状を有する者

②職員配置

職員の配置については、幼保連携型認定こども園の運営基準に示される職員配置計算表に準じて、保育教諭数を整理する必要がある。

■職員配置計算表

$$\begin{aligned}\text{必要配置数} = & \ (0\text{歳児} \times \text{概ね } 1/3) \\ & + (1\text{歳児及び } 2\text{歳児} \times \text{概ね } 1/6) \\ & + (3\text{歳児} \times \text{概ね } 1/20) \\ & + (4\sim 5\text{歳児} \times \text{概ね } 1/30)\end{aligned}$$

以下に、利用定員から想定した保育教諭数を示す。

■職員配置

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員	12名	24名	25名	37名	37名	37名	172名
職員数	4名	4名	5名	2名	2名	2名	19人以上

※上記した保育教諭数の他、「障がい児」及び「気になる子」の受入れによる加算、「時間外保育」による加算がみこまれる。

3) 教育・保育プログラム（案）

①教育・保育内容（案）

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成26年12月 内閣府・文部科学省・厚生労働省）等を踏まえつつ、先に示した教育・保育・子育て支援の方針に基づき、以下に示す教育・保育の内容を充実していくものとする。

教育・保育・子育て支援の方針	教育・保育の具体内容
幼保一体化による教育・保育の総合的な提供	<ul style="list-style-type: none"> ○年齢・発達の特性を踏まえた環境・遊び等の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳未満児：特に健康・安全や発達の確保 ・満3歳以上児：同一学年の園児で編制される学級により、集団活動の中で遊びを中心とする主体的な活動 ○保・幼・小による小1プロブレムの解消 <ul style="list-style-type: none"> ・保・幼・小の連携のための年間計画作成 ・イベント等を通じた小学校との連携・交流機会の確保 ○地域子育て支援拠点事業の実施
基本的生活習慣の確立と安全・安心で快適な生活環境の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○生活リズムを踏まえた睡眠の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・園児一人ひとりの年齢や在園児間等、生活リズムを踏まえた睡眠時間等の確保 ○発達の特性を踏まえた運動 <ul style="list-style-type: none"> ・はう・歩く能力の獲得に伴う周囲の探索 ・走る・跳ぶ・登る・くぐる・押す・引っ張る等、全身を動かす伸び伸びとした遊びの提供 ○食育の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・食育に関する園の年間計画の作成 ・自園調理方式による給食の提供 ・菜園での野菜等の栽培を通じた多様な学習機会の創出 ・アレルギー対応の実施
多様な活動を通じた社会性・自立心・豊かな感性の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○同一年齢の園児からなる学級による集団活動の実施 ○異年齢児童同士がかかわる機会の適切な設定 <ul style="list-style-type: none"> ・日常的に異年齢児に触れ合える環境づくり ・異年齢園児によるグループ活動の実施 ○わらべうたに親しむ機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・わらべうたを通じた五領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）の育成 ○言葉や文字の学びの機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・児童図書の蔵書、絵本の読み聞かせ ○自然と触れ合う機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ピクニック等の園外活動 ・花木や昆虫とのふれあい・泥遊びといった園庭での自然体験
家庭・地域との連携、子育て支援等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子育て支援拠点事業の実施（再掲） ○地域や高齢者との多様な交流創出 <ul style="list-style-type: none"> ・敬老イベント等、地域活動事業の実施 ○家庭との連携による食育の実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・食育に関する取組みの情報提供 ・毎日の送迎時の助言 ・参観や試食会等を通した保護者への意識付け <p>○保護者の養育力向上への寄与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者に対する相談・助言によるソーシャルワークの実践 ・虐待等の早期発見・早期支援 <p>○地域の関係機関との連携・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援の役割・機能を持つ社会資源や関係者の把握・連携
--	---

②教育・保育のスケジュール設定（案）

幼保連携型認定こども園における歳児別の生活スケジュールは、下記を基本に、入所した児童の状況や育ちに応じて適切なスケジュールの設定を行う。（時間帯の設定については、現時点での仮のものであり、開所までに検討を深めていくものとする。）

認定区分	保育時間帯 7：30～8：00	8：00～13：00	13：00～18：30	18：30～19：00
3号認定子ども (満0～2歳児)	○	○	○	(○) ※延長保育
2号認定子ども (満3～5歳児)	○		○	(○) ※延長保育
1号認定子ども (満3～5歳児)		【教育標準時間】		

（4）概算事業費

※現在確認中のため、最終的に掲載。

(5) 整備スケジュール

施設は、平成 31 年度の供用開始を目指し、おおむね以下のスケジュールで進めるものとする。

■ スケジュール（案）

		平成 27 年度 (2015 年 度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年 度)
計 画 ・ 設 計	基本計画 基本設計	→				
	基本設計・ 実施設計、 各種手続等		→ 実施設計 → 補助金 申請 → 各種法令・条例等 に基づく手続き		→ 補助金 申請	
用地 買収 ・ 工 事 等	用地買収・ 物件補償等		→ 測量・造成設計 → 用地買収・登記、 物件補償			
	既存施設 解体工事			→ 解体設計		
	造成工事 排水工事			→ 解体・造成・排水工		
	建築工事・ 外構工事				→ 建築工事・外構工事	
	管理委託			→ 管理委託業務 (解体・造成・排 水)	→ 管理委託業務 (建築・外構)	
その 他	入園準備					→ 入園準備
	供用開始					→ 4/1 開園

3. 保育所民営化計画

(1) 保育所民営化の背景と目的

1) 保育所民営化の背景

待機児童の解消をはじめとした子育て支援の充実が求められる中、国及び地方自治体の財政状況は逼迫しており、多くの地方自治体で保育サービスの充実が課題となっている。一方、出生率の低下に伴う人口構造のアンバランス、女性の社会進出に伴う保育ニーズの増加・多様化等、子どもや子育て環境が大きく変化する中で、親や行政だけでなく、民間資源を積極的に活用していくなど、改めて社会全体で子育てを支援していく必要性が叫ばれている。こうした動向等を踏まえ、近年では多くの自治体で公立保育所の民営化が進められている。以下に保育所民営化をめぐる背景等を整理する。

①全国的な保育所運営の潮流について

<児童福祉法の制定に伴う行政の責務としての保育所整備（行政の担う役割の変化）>

児童福祉法は日本の保育制度の根幹をなす法律であり、1947年に制定されている。同法24条において、『保育に欠ける児童』に対する市町村の保育の実施義務が規定されている。これは即ち、義務の遂行にあたっては市町村自らの判断によって保育所を整備することが要請されていることを意味している。

翌1948年には児童福祉施設最低基準が定められており、行政の責務に応える形で地方自治体による保育所整備が積極的に進められた。その後、児童福祉施設最低基準は数次の改正を経て、現在の保育所設置基準に至っている。

なお、平成9年には児童福祉法が大幅に改正され、それまでの“市町村の措置（行政処分）に基づく入所の仕組み”を“保育所に関する情報の提供に基づき、保護者が希望する保育所を選択できる仕組み”に改めており、『措置制度 ⇒ 選択利用制度』へと転換が図られている。

また、保育行政はこれまで『保育に欠ける児童』に対する措置として行われてきたが、平成27年4月よりはじまった子ども・子育て支援新制度においては、保育の必要性の有無と年齢により区分を認定し、その区分に応じてそれぞれのニーズに合った施設や事業を利用する形に改められている。即ち、『保育に欠ける ⇒ 保育を必要とする』へと変更されるなど、保育行政の大きな改革が行われている。

保育を提供する義務が市町村にあること自体は変わっていないものの、保育所整備を全て行政の責務として担うという考え方から脱却し、多様なニーズに応じた選択肢を設けていくことが求められてきていると言える。

<国における公立保育所負担金の一般財源化>

公立保育所は地方自治体が自らその責任に基づいて設置しているものである。我が国全体の財政状況が一層厳しさを増す中、小泉政権下において「国と地方の税財政改革（三

位一体改革)」が打ち出されることとなり、その趣旨に基づく形で平成16年度より公立保育所の運営費負担金が一般財源化されることとなった。自治体の財政状況が益々厳しさを増す中、公立保育所運営費負担金の一般財源化が行われることにより、従来まで確実に確保されてきた予算を、将来に渡り担保していくことが困難な状況となっている。

こうした中、人口の少ない自治体をはじめ、多くの自治体でこれまでの負担金並の財源を確保できない状況がみられ、自治体ごとの体力格差や住民サービス格差等が広がることが懸念されている。

加えて、平成18年度以降、「公立保育所」の建設や施設改修などの施設整備費は完全に交付金の対象外になっており、地方公共団体の一般財源から支出されている。そのため「私立保育所」では施設整備に対する手厚い支援が受けられるのに対し、「公立保育所」では一般財源から捻出しなければならず、厳しい市町村財政の中で施設の更新が進まないといった事例も多く見受けられる。

<要件緩和等による民間が参入しやすい条件整備>

平成9年の児童福祉法改正に伴い、保育所の入所が措置から選択性へ転換された。こうした中、子育てニーズの多様化に対応していくため、公立保育所の運営、役割を見直し、民間活力の導入や民間活力による保育事業の拡充を図る動きが活発化している。こうした時代の潮流と呼応する形で、近年では、各種法制度も見直しが図られ、民間が参入しやすい条件も整ってきている。

従来、保育所の運営委託先は社会福祉法人のみに限定されてきたが、平成13年度には「公立保育所の運営委託に関する主体制限」が撤廃されている。これにより、自治体や社会福祉法人にしかできなかつた認可保育所の運営に、株式会社やNPO法人、一定の条件を具備した個人等の参入（委託）が可能となっている。

また、平成15年6月には、地方自治法の一部が改正され、「公の施設」の管理について「指定管理者制度」が導入された。これにより、全国的に保育所公設民営化に向けた取り組みが活発化している状況にある。

さらに、これまで保育所設置認可要件では、不動産（土地及び建物）については「自己所有」となっており、民間参入にあたっての高いハードルとなっていた。しかしながら、国においては、保育所の緊急整備が求められている状況を鑑み、平成16年5月より、「貸与」が可能になるなど要件緩和を図っている。これにより、民間の参入がかなり容易になっている。

この様に保育を取り巻く動きが近年大きく変化する中、全国的な流れとして、多くの自治体が保育所の民営化に着手しており、県内においても現在多くの自治体が保育所民営化を進めている状況にある。

②沖縄県における保育所整備の経緯

1947年に日本本土で児童福祉法が制定されたのと時を同じくして、沖縄県においても児童福祉対策についての世論が喚起されることとなった。しかしながら、当時、保育の場といえるものは、救貧的色彩の強い託児所のみであった。その後、1952年には、当時の琉球政府が沖縄独自の児童福祉法の立案を開始し、本土の児童福祉法制定に遅れること6年、1953年10月に沖縄独自の児童福祉法が制定されている。この法律は日本法を基本としつつ、できるだけ沖縄の諸制度や社会的状況などに合うよう修正が加えられたものであった。さらに、その後、保育内容の充実を図るため、本土にならって「児童福祉施設最低基準」を制定・公布している。その内容は厚生省令とほぼ同じであったが、当時の沖縄の状況からすればかなり厳しい基準であった。

その後、高度成長期末期にあたる復帰前後にかけて、日本の法制度の適用、社会経済状況の大きな変化等がみられ、保育サービスに対する社会的要請も高まることとなり、この時期に各自治体で公立保育所を中心に認可保育所の整備が進められた。この様に沖縄県にあっては、本土の保育行政とは事情を異にする状況で保育行政が進められてきた経緯がある。今帰仁村の保育所整備の経緯をみると、復帰時から1980年にかけて村立保育所が集中的に整備されている。当時は、民間に充分な力が無く、保育所運営に向けた各種制約（条件）をクリアすることが困難であったため、公的役割としての保育所運営事業参入が不可欠な情勢にあった。

その後においては、復帰特別措置による補助率引き上げや、民間サイドの体力向上もあり、県内においても民間の認可保育所（私立保育所）が飛躍的に増加している。一方、今帰仁村においては、認可保育所の新規整備は図られず、待機児童の受け皿を認可外保育施設が担う状況も見受けられた。

こうした中、本村の保育所については、古いもので築後43年が経過しており、コンクリートも剥落がみられる状況にある。先に示したように、「公立保育所」の建設や施設改修などの施設整備費は一般財源から捻出しなければならず、全ての認可保育所が村立保育所である本村では、厳しい財政の中で施設の老朽化への対応が課題となっている。そのため、子ども達の安全確保を図る意味でも、一部の保育所について民営化（民設民営）に移行していくことで財源確保を図り、円滑な施設整備に対応していくことが望まれるといえる。

③公立・私立別にみた運営経費・人件費等の比較

認可保育所（公立・私立）の運営経費は、公費負担と徴収基準額の合計額が基本的にその原資となっている。公費負担分（内訳→国庫負担率：50%、県負担率：25%、市町村負担率：25%）は、「保育単価（運営費支弁総額）」と呼ばれる最低基準を満たすため、支出額から徴収基準額を引いた残りの金額となっている。（なお、先にみた様に、国の進める三位一体改革により、平成16年度より公立保育所の運営費負担金は一般財源化されている。）

認可保育所運営の原資である“公費負担と徴収基準額を合計した金額”は、「国基準支弁

額」と呼ばれ、保育所経費の合計に相当するものとされている。しかしながら、公立保育所ではその性格上、最低基準を上回る人員配置（非常勤含む）を行っており、加えて、正規職員については、勤続年数に応じて給与が決まることから「国基準支弁額」だけでは不足しがちとなる。そのため、市町村持ち出し分として一般会計からの補填が行われている状況にある。これに対し、私立保育所に対しては、市町村が持ち出しを行う必要がなく、企業努力により経費削減が図られている状況にある。

こうした保育行政をめぐる潮流・背景を受け、本村では「今帰仁村立保育所・幼稚園の今後のあり方検討委員会作業部会」等で検討を行い、「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」において村立保育所民営化の方向性を打ち出している。

2) 保育所民営化の目的

前述の背景を踏まえ、以下に今帰仁村における保育所民営化の主な目的を整理する。

①効果的・効率的な保育所運営等によるサービスの質の向上

行財政改革が一層求められる環境の中において、保育の質の担保・より良い保育環境の提供を図るため、民間活力の導入(民営化)による効果的・効率的な保育所運営や市場競争原理に基づくサービス向上を促進し、保育サービスの充実をめざす。

②円滑な施設整備による安全性の確保

保育所の老朽化が進む中で公立保育所への施設整備に係る補助は無く、速やかな対応が困難な状況にあることから、民営化（民設民営）による円滑な施設整備を図り、子ども達の安全性確保を図っていく。

③公・私の役割分担による多様な保育サービス・子育て支援の推進

村立保育所・私立保育所の機能と役割分担を明確にする中で、お互いに補完し合いながら多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、地域における子育て支援の推進を図っていく。

(2) 今帰仁村保育所民営化の方針

民営化にあたっての基本的な考え方を以下に整理する。

1) 民営化対象施設

既存の仲尾次保育所・中央保育所・仲宗根保育所を閉園し、新規に非現地に民営化対象施設を整備していくものとする。(ただし、中央保育所については、認定こども園の開園に合わせて閉園する。)

民設民営保育所の整備予定地は以下の2箇所とする。

①村域東側：天底小学校周辺（校長住宅跡地及び周辺地）

②村域西側：兼次小学校周辺（旧兼次中学校跡地 又は 兼次幼稚園敷地及び隣接地）

2) 民営化の形態

民営化には、「移管」と「委託」という2種類の形態があり、どちらも所長以下の正規保育士全員が現在の職員から交代することとなる。

・移管（＝民設民営化）：

通常、土地を無償貸与し、建物・備品を有償譲渡して完全に法人認可園等になる事を意味する。建物が有償譲渡であることから、築年数が浅い保育園や立て直して新築にしてからの有償譲渡となる場合が多い。

※なお、規制改革委員会では、土地・建物を有償で貸すように提言している。

ただし、移管の手法には「現状移管」と「建替移管」があり、建物の状況により有償譲渡が難しい場合には「建替移管」となる。

①現状移管

一般的な現状移管の例…移管後、一定期間の使用が可能な保育所について、土地を貸し付け、建物を現状のまま譲渡し、民間法人への移管を行う。移管後の建替えについては、民間法人の建替え手法に準じる。

②建替移管

一般的な建替移管の例…建築後相当年を経過し、老朽化が著しく大規模な改修をしなければ使用が困難な保育所を対象に、建替えを伴う移管を行うものであり、土地は有償貸与、建物については民間による建替えとし、民間法人への移管を行う。

・委託（＝公設民営化）：

公立保育所のまま、運営を社会福祉法人や学校法人、企業、N P O 法人などに委託して保育所を運営してもらう事をいう。すなわち土地・建物などのハードウェア部分を行政が担当し、保育・給食などのソフトウェア部分を委託先が担当することを意味する。

本村の民営化の場合、移管（民設民営化）による民営化とし、「建替移管」を行っていくものとする。建替移管には現地建替えと代替地に建替えするケースがあるが、代替地への非現地建替えにより新たな保育所整備を行う事とし、施設の整備は民間が行うものとする。

（新たな施設用地に既存建物がある場合は、村で財産処分手続きを行った後、移管先で除却対応し、

且つ新たな建物の整備を移管先が行うこととなる。) また、移管にあたり、既存の3保育所を2保育所に統合していくものとする。

なお、土地については、基本的に有償貸与とし、民営化対象施設の保育用備品は無償譲渡とする。(私有地を含む場合、村が購入した上で基本的に有償貸与とする。)

■建替移管のタイプ

タイプ	内容	手順	自治体負担	民間負担
現地での建替移管	自治体が仮設用地を確保し、仮設施設建設後、既存建物を解体し、民間法人が現地に建物を新築する。	①仮設用地を確保、仮設保育所を建設	<input type="radio"/>	
		②仮設保育所へ移転	<input type="radio"/>	
		③既存保育所の解体	<input type="radio"/>	
		④保育所を現地に建設		<input type="radio"/>
		⑤新保育所に移転	<input type="radio"/>	
		⑥仮設保育所の撤去	<input type="radio"/>	
代替地への建替移管	自治体が代替地を確保し、民間法人が建物を新築する。	①代替地確保	<input type="radio"/>	
		②既存建物の解体(既存建物がある場合)	(<input type="radio"/>)	
		③代替地に保育所を建設		<input type="radio"/>
		④新保育所に移転	<input type="radio"/>	
		⑤既存保育所の解体	<input type="radio"/>	

3) 村立保育所職員の対応

村立保育所職員については、新たに整備される認定こども園等で受け止めていくものとする。

4) 保護者への対応

全国的に保育所民営化が進められている状況にあるが、保育所の民営化については、以下のような誤解も多く生じている。

○民営化により、認可外保育施設になるという誤解:

- ・最も多い誤解として、認可外保育所と認可保育所を混同しているケースが見受けられる。認可保育所には公立保育所と私立保育所があり、どちらも国の基準に基づいて整備されているものであり、認可外保育施設とは異なるものである。
- ・認可保育所の入所は、公立保育所・私立保育所の別なく市町村が保育の必要性等を勘案して決定するものであり、運営主体が公共か民間かといった違いがあるだけである。

○保育の質が低下するという誤解:

- ・民営化により保育士の配置が少なくなるという誤解がみられるが、保育士の配置は厚生労働省令により定められており、公立保育所・私立保育所の別なく遵守が義務付けられている。また、現村立保育所は厳しい財政状況の中で正職員の割合が極端に少ない状況にあるが、民営化によりスタッフの充実が見込まれる。

- ・認可にあたっては、施設や園庭の広さについても児童福祉施設最低基準で定められた基準をクリアしなければならず、満2歳以上の幼児を入所させる保育所は屋外遊戯場を設けることとなっている。（これに代わるべき公園・広場等が付近にある場合、これを屋外遊戯場に代えることも認められている。）このように、公立保育所・私立保育所の別なく、同条件のもとで施設整備や屋外での遊びに充分配慮されたものとなる。
- ・また、給食の質の低下に対する懸念もみられるが、認可保育所の給食は国が定めた食事摂取基準に準じるものとなっており、保育所における栄養給与目標は同等である。

○保育料が高くなるという誤解：

- ・民営化により、保育料が高くなることを危惧するケースもみられるが、認可保育所の保育料は保護者の前年の所得額から算定されており、公立保育所・私立保育所の別なく、同一の条件で保育料が課せられることになる。

今帰仁村で実施する保育所民営化は、単に財政的な側面だけでなく保育サービスの向上につながるものとして取組んでいくものである。しかしながら、保護者や地域にとって不安も大きいと思われることから、今後、不安や誤解の解消に向けた対話をを行うとともに、村立保育所をめぐる状況や民営化の目的を丁寧に伝えていくものとする。

5) 第三者機関の設置等

平成14年4月に国から示された「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について」に基づいた適切な対応実施を担保していくためにも、今後において第三者評価等の積極的な受審に努めていくものとする。

さらに、各保育所の保育内容等、保護者が保育所を選択する際の判断材料となる情報や評価結果の公開を実施していくことで、保護者が適切な選択を行い、事業者のサービスの質の向上にもつなげていくものとする。

(3) 対象施設の現状と民営化後の施設概要

1) 民営化対象施設

民営化の対象となる保育所は以下の3保育所となっている。何れも昭和40年代～50年代にかけて建築されたものであり、老朽化が進んでいる。

■対象となる保育所の概要（平成27年4月1日現在）

保育所名・所在地	定員数	在籍者数	入所年齢	建築年	備考
仲尾次保育所 今帰仁村字仲尾次 684	60	69	0～4歳	昭和47年6月	障がい児保育実施
中央保育所 今帰仁村字平敷 295	60	71	0～4歳	昭和50年6月	"
仲宗根保育所 今帰仁村字仲宗根 440-1	70	76	0～4歳	昭和55年3月	"

2) 民営化後の施設概要

①年齢別定員数の設定

定員については、「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」における確保方策検討の際の想定を参考にしつつ、教育・保育提供施設全体の年齢別定員設定のバランスも勘案し、民営化後の0～5歳児の定員数を以下の様に仮定する。

※「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」における確保方策検討にあたっては、各施設の年齢別定員は詳細に検討されていない。そのため、保育ニーズの現状に合わせて定員数の微調整を行っているが、現段階ではあくまで仮定値とし、保育所整備に際して再度検討していくものとする。

■年齢別定員の想定（仮）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	備考
量の見込み	39	69	70	96	96	100	470	子ども・子育て支援事業計画をベースに、H31の定員を年齢ごとに仮設定

1・2歳…139 3・4・5歳…292

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	備考
認定こども園(幼保連携型)	12	24	25	37	37	37	172	前述の認定こども園の定員設定値
保育所	6	15	15	17	17	20	90	村提供資料より
	(仮称)あめそに保育園	6	12	12	20	20	90	
	(仮称)かねし保育園	6	11	12	17	17	80	
特定地域型保育事業	小規模保育所	6	6	7			19	村提供資料より
	事業所内保育所	3	3	3			9	村提供資料より
合計	39	71	74	91	91	94	460	

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	備考
量の見込みと確保方策の差	0	-2	-4	5	5	6	10	

②年齢別定員数を踏まえた施設規模の想定

法令等に基づき、各施設の利用定員等による面積基準を整理する。

なお、ここでの設定はあくまで前述した年齢別定員設定に基づくものであるとともに、施設規模の最低基準を示すものである。

ア. (仮称) あめそこ保育園

【立地場所】

- ・村域東側：天底小学校周辺（校長住宅跡地及び周辺地）

【乳児室・ほふく室・保育室の面積】

乳児室 (0・1歳児室)	人数	6名
	面積基準	$6 \times 3.3 = 19.8 \text{ m}^2$ 以上
ほふく室 (0・1歳児室)	人数	12名
	面積基準	$12 \times 3.3 = 39.6 \text{ m}^2$ 以上
保育室 (2歳児室)	人数	12名
	面積基準	$12 \times 1.98 = 23.76 \text{ m}^2$ 以上
保育室 (3歳児室)	人数	20名
	面積基準	$20 \times 1.98 = 39.6 \text{ m}^2$ 以上
保育室 (4歳児室)	人数	20名
	面積基準	$20 \times 1.98 = 39.6 \text{ m}^2$ 以上
保育室 (5歳児室)	人数	20名
	面積基準	$20 \times 1.98 = 39.6 \text{ m}^2$ 以上
計	人数	90名
	面積基準	201.96 m^2 以上

【屋外遊戯場の面積】

園児数 ※満2歳児以上	人数	72名
	面積基準	$72 \times 3.3 = 237.6 \text{ m}^2$ 以上

イ. (仮称) かねし保育園

【立地場所】

- ・村域西側：兼次小学校周辺（旧兼次中学校跡地 又は 兼次幼稚園敷地及び隣接地）

【乳児室・ほふく室・保育室の面積】

乳児室 (0・1歳児室)	人数	6名
	面積基準	$6 \times 3.3 = 19.8 \text{ m}^2$ 以上
ほふく室 (0・1歳児室)	人数	11名
	面積基準	$11 \times 3.3 = 36.3 \text{ m}^2$ 以上
保育室 (2歳児室)	人数	12名
	面積基準	$12 \times 1.98 = 23.76 \text{ m}^2$ 以上
保育室 (3歳児室)	人数	17名
	面積基準	$17 \times 1.98 = 33.66 \text{ m}^2$ 以上
保育室 (4歳児室)	人数	17名
	面積基準	$17 \times 1.98 = 33.66 \text{ m}^2$ 以上
保育室 (5歳児室)	人数	17名
	面積基準	$17 \times 1.98 = 33.66 \text{ m}^2$ 以上
計	人数	80名
	面積基準	180.84 m^2 以上

【屋外遊戯場の面積】

園児数 ※満2歳児以上	人数	63名
	面積基準	$63 \times 3.3 = 207.9 \text{ m}^2$ 以上

(4) 民営化の進め方とスケジュール

1) 前提条件の整理

スケジュールを検討するにあたっては、以下の条件のもとに進めることとする。

<民営化の前提条件>

- ・現村立保育所3園のうち2園と1園の一部を民営化により2園に統合し、代替地への建替移管を行っていくものとする。ただし、既存保育所の解体については、公立認定こども園の開園後に1園を解体していくものとする。
- ・民営化の実施による新たな認可保育所を平成30年度（平成30年4月）から開所するものとし、具体的な民営化までの準備期間を2年間置くこととする。
- ・準備期間においては、保護者等説明会の開催、現場職員との調整、移管先の公募、選考委員会等による移管先事業者の選定等を行うものとする。

2) 民営化に向けたスケジュール等の設定

①民営化スケジュール（案）

前述の内容を踏まえ、民営化のスケジュールを以下の通りとする。

- ・平成28年4月より移管先事業者の公募を開始し、平成28年度に移管先を決定、県との調整や各種手続き、引継ぎ準備等を行い、平成30年度より民営化による保育所を開所する。
- ・また、事業者選定後に保護者・事業者・村の三者による三者協議会を設置するとともに、平成27年度に引き続き、平成28年度にも保護者等を対象とした説明会を実施するなど、保護者の意見や要望に配慮を行っていくものとする。

	今帰仁村	事業者
平成27年度	・民営化方針等の決定：3月 (民営化指針、民営化ガイドラインの策定)	
平成28年度	・運営事業者選定委員会設置：4月 ・事業者公募（2園）：4月末 ・事業者選定：8月 ・三者協議会設置：9月 ・保護者等説明会実施：9月 ・県との調整：9月～ ・用地提供（村有地借地）：10月	・応募：事業計画、必要書類等の提出 (平成28年4月末～平成28年6月) ・三者協議会への参画 ・保護者等説明会への参加：9月 ・実施設計（事業者による）：9月 ・移行計画の策定：3月
平成29年度	・補助金申請：4月 ・引継保育等への対応：10月～3月	・造成工事：4月～ ・建築工事：6月～ ・準備期間：4月～3月 ・引継保育への対応：10月～3月
平成30年度	・既存保育所の解体*（2園）：4月以降	・私立認可保育園開所（2園）：4月

*既存保育所の解体については、公立認定こども園の開園後に残り1園を解体していくものとする。

②移管先団体の選定方法・選定基準の設定

民営化にあたっては、応募提案型公募方式により移管先事業者の決定を行うものとする。ここでは、応募資格や選定方法等について示すものとする。

【応募者の資格等要件】

保育の質の維持・向上ができる事業者を選定するため、応募者は次の各号のすべてを満たしていることを資格要件とする。

- 平成30年4月1日までに開園できるものであり、応募時点で沖縄県内にて設立されている社会福祉法人か学校法人、もしくは補助金申請時点までに社会福祉法人資格を取得できる者であること。
- 保育所を安定的に運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有しているもの。
- 移管後の入所園児の処遇が健全に行えるもの。
- 関係法令、通知などを遵守し、村の指導に従うことのできるもの。
- 村の保育行政をよく理解し、積極的に協力できる事業者で、自ら保育所運営が行えるもの。

【移管先事業者の選定方法・選定基準（選定の視点）】

- 外部委員を含む選定委員会を設置し、審査を応募提案の審査を行う。
- 選定委員会の会議は非公開とするが、選定事業者名及び選定理由は公表する。
- 選定委員は学識経験者を含む7名程度とする。
- 選定要領は選定委員会で協議して定めるものとし非公開とする。
- なお、主な選定基準（審査の視点）として、以下のものを想定する。
 - ・事業者が応募資格を満たしているか。
 - ・事業者の理念および保育理念が妥当若しくは優れたものであるか。
 - ・民営化対象保育所の引き受けが可能であるか。
 - ・移管後の保育の質の確保、向上が可能であるか。
 - ・公募条件の遵守が可能であるか。
 - ・職員配置計画が妥当であるか。
 - ・延長保育や障がい児保育等の実施が可能であるか。
 - ・事業を安定的に継続することが可能であるか。
 - ・三者協議会に誠実に参加し、保護者・村と協力しながらより良い保育を目指す姿勢があるか。
 - ・子育て経験の少ない親への支援に積極的であるか。
 - ・地域に対する貢献意欲や実績があるか。
- その他、詳細は移管事業者募集要綱で定める。
- 選定後において、選定された事業者を設置運営移管の最優先交渉権者とし、移管後の事業内容等について村と詳細を協議していくものとする。

（5）村立保育所民営化指針及び村立保育所民営化ガイドライン

1) 村立保育所民営化指針

前述までの内容を踏まえ、以下に「今帰仁村立保育所民営化指針」を示す。

1. 本指針策定の目的

沖縄県を含め全国的に、世帯規模の縮小や女性の社会進出等が進み、国民の生活価値観が多様化する一方、地域社会の共同体的システムが弱体化していくなど、「子どもたちが生まれ育つ家庭環境や地域社会の環境」が大きな変化をとげてきました。そうした中、保育サービスを取り巻く社会的な状況は大きく変化し、共働き家庭の増加や就労形態の多様化等により、保育を必要とする子どもが増加するとともに、保護者が求める保育ニーズも多様化しています。

今帰仁村では、平成27年3月に「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「ゆたかな自然と地域に包まれて 子どもが健やかに育まれる今帰仁村～未来に向かってみんなが繋がる安心な子育てを目指して～」を計画の目標像とし、安心して子育てができる、子どもがいきいきと育つことのできるよう、子育て環境の充実に努めているところです。そうした中、高齢者の増加や生産年齢人口の減少、景気の低迷等に伴い、本村の財政は社会保障関係費の増大がみられ、今後より一層健全な財政運営をめざしていくことが求められています。

一方、福祉基礎構造改革の一環として、福祉サービス全体が措置制度から民間契約へと大きく変化する中、公立保育所をめぐる状況は大きな変化をみせています。また、平成16年度より公立保育所への国・県負担金が廃止（一般財源化）されていることから、保育料以外は基本的に一般財源で賄っており、公立保育所運営においては一般財源の持ち出しによる補填が大きい状況にあります。財政状況が逼迫する中において、かつての国庫負担金に相当するだけの予算を配分することが難しくなっており、将来にわたって村立保育所運営に充分な予算を担保していくことが困難な状況にあると言えます。さらに、三位一体改革により、公立保育所の施設整備について平成18年度より補助金・交付金が見直されており、国庫補助協議の対象とならなくなり、地方交付税措置となっています。

このような状況下にあって、今帰仁村では、幼稚園・保育所ともに施設の老朽化が問題となっており、施設更新にあたっての財政面の課題も見受けられます。そうした中、子ども・子育て支援新制度に対応した就学前児童の今後の教育・保育のあり方について検討を行うとともに、重要な役割を担う幼稚園・保育所整備の方向性を検討するため、平成25年4月に「今帰仁村立保育所・幼稚園の今後のあり方検討委員会作業部会」を立ち上げて協議を重ねるとともに、「子ども・子育て協議会」においても多面的な角度から教育・保育施設のあり方を検討してきました。こうした検討を踏まえ、「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」において、認定こども園の整備と公立保育所の民営化の方向性を位置づけています。

この指針は、「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」で示された公立保育園の民営化について再度検証し、検証から導き出された結果を踏まえ、今帰仁村における今後の保育所民営化の方向性を定めたものです。

2. 民営化にあたっての基本的な考え方

民営化を進めるにあたっては、子どもの最善の利益を考慮して取組みを進めていくものとし、保育の質の向上やサービスの充実を目指していくものとします。また、保護者等に対する積極的な情報提供を行い、民営化に対する不安解消を図っていくものとします。なお、民営化によって創出した財源については、子育て支援に資するサービスに積極的に活用していきます。

3. 民営化の目的

民営化は以下の目的で進めていくものとします。

①効果的・効率的な保育所運営等によるサービスの質の向上

行財政改革が一層求められる環境の中において、保育の質の担保・より良い保育環境の提供を図るため、民間活力の導入(民営化)による効果的・効率的な保育所運営や市場競争原理に基づくサービス向上を促進し、保育サービスの充実をめざします。

②円滑な施設整備による安全性の確保

保育所の老朽化が進む中で公立保育所への施設整備に係る補助は無く、速やかな対応が困難な状況にあることから、民営化（民設民営）による円滑な施設整備を図り、子ども達の安全性確保を図っていきます。

③公・私の役割分担による多様な保育サービス・子育て支援の推進

村立保育所・私立保育所の機能と役割分担を明確にする中で、お互いに補完し合いながら多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、地域における子育て支援の推進を図っていきます。

4. 民営化対象保育所の選定

村内の公立保育所は、今帰仁保育所を除き昭和40～50年代に建築されたもので老朽化がみられます。国においては、認可保育所の新設や改築といった施設整備に関して、平成18年度より公立保育所についての補助制度を廃止し、私立保育園のみの制度としています。そのため、これまでの今帰仁保育所の建替えについても基本的に国からの補助は無く、基金の取り崩しや起債（借金）により財源を賄ってきました。今後、村内の公立保育所を従来通り公立保育所のまま建替える場合、同様に基金の取り崩しや起債に頼らざるを得ない状況です。

一方で、既存の仲尾次保育所・中央保育所・仲宗根保育所は、何れも相当程度老朽化が進んでおり、早急に建替えが必要な状況にあります。しかしながら、現位置で建替えを行うためには、仮移転が必要となり、園児への負担が懸念されます。また、並行して整備が行われる村立認定こども園との立地バランスや将来の少子化を見込んだ場合、保育所の統合も求められます。

したがって、既存の中央保育所を認定こども園に統合し、残る仲尾次保育所と仲宗根保育所について民営化を図っていくものとし、施設の統合を図りつつ、新規に非現地に民営化対象施設（2園）を整備していくものとします。

5. 設置・運営、事業者及び民営化開始時期

民営化の手法は、事業者による経営の継続性や安定性、事業運営の柔軟性や迅速性、財政効果等を考慮し、民設民営方式（移管）によるものとします。また、移管にあたり、既存の3保育所のうち、2園と1園の一部を2保育所に統合していくことから、代替地への非現地建替えにより新たな保育所整備を行うこととし、施設の整備は民間が行うものとします。土地については、基本的に有償貸与としていきます。（私有地を含む場合、村が購入した上で基本的に有償貸与とします。）

設置・運営主体は、認可保育所の運営実績のある事業者としていきます。

また、在園児への配慮のため、十分な引継ぎ保育を実施していく必要があることから、民営化の開始時期は平成30年度とします。

6. 村の責務

村は、事業者選定後、保護者・事業者・村の三者によるによる三者協議会を設置します。この三者協議会において、保護者等の意見・要望を取りまとめ、引継ぎ保育の具体的な内容を含む移行計画の策定に反映させていきます。

また、村は引継ぎが移行計画通りに実施されているか進行管理を行い、問題等が発生した場合は村が責任を持って必要な改善及び指導を行っていくものとします。なお、三者協議会は民営化移行後も一定期間継続し、問題が発生した場合には、村が解決に向けて努力します。

選定事業者に対しては、協議の継続を義務づけるほか、公募条件や三者協議で約束した事項の履行を遵守させます。

2) 村立保育所民営化ガイドライン

前述までの内容を踏まえ、以下に「今帰仁村立保育所民営化ガイドライン」を示す。

1. ガイドラインの目的

このガイドラインは、「今帰仁村立保育所民営化指針」に基づき、仲尾次保育所・中央保育所・仲宗根保育所（以下「民営化対象保育所」という。）の民営化に関する基本的なルール・基準を定め、村民、事業者へ広く示すことにより、民営化に対する保護者の不安を解消し、円滑な民営化を図るとともに、優良な事業者の参入を促し、安定的継続的な保育所運営を目指すことを目的としています。

2. 民営化移行時期

民営化対象保育所の民営化移行時期は以下の通りです。

- ・平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月 引継保育実施
- ・平成 30 年 4 月～ 民営化移行

3. 民営化の形態及び設置・運営主体

民営化の形態は、経営の継続性や安定性、事業運営の柔軟性や迅速性、財政的効果等を考慮し、民設民営方式（移管）によるものとします。また、移管にあたり、既存の 3 保育所のうち、2 園と 1 園の一部を 2 保育所に統合していくものとします。そのため、代替地への非現地建替えにより新たな保育所整備（代替地への建替え移管）を行うこととします。

施設の整備は民間が行うものとし、施設整備に対しての補助を行います。

土地については、基本的に有償貸与としていきます。（私有地を含む場合、村が購入した上で基本的に有償貸与とします。）

内容	手順	村負担	民間負担
代替地への 建替え移管	①代替地確保	<input type="radio"/>	
	②既存建物の解体（既存建物がある場合）	(○)	
	③代替地に保育所を建設		<input type="radio"/>
	④新保育所に移転	<input type="radio"/>	
	⑤既存保育所の解体	<input type="radio"/>	

また、設置・運営主体は、平成 30 年 4 月 1 日までに開園できるものであり、応募時点での沖縄県内にて設立されている社会福祉法人か学校法人、もしくは補助金申請時点までに社会福祉法人資格を取得できる事業者とします。

より適切な事業者を確保していくためにも、公募により選定していくものとします。公募の期間は 2 ヶ月程度とします。

4. 運営条件

民営化後の保育所の運営主体には、次の条件を付します。

(1) 関係法令等の遵守

関係法令を遵守し、村の指導に従うこと。

(2) 実施保育事業

- ①通常の保育時間は、午前7時30分～午後6時30分までとする。
- ②休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、3日及び12月29日、30日、31日とすること。
- ③移管時から最低限19時までの延長保育と、一時保育を実施すること。
- ④給食は施設内調理とすること。また、給食・保健・衛生に関する国の通知等を遵守し、衛生面、栄養面等必要な注意を果たすとともに、食物アレルギー対応を行うこと。特色ある給食を提供するため栄養士を配置していくか、もしくは村の認定こども園に合わせた給食を提供すること。
- ⑤原則として、特別な配慮や支援を必要とする児童及び障害のある児童を受け入れること。
- ⑥園庭開放や育児相談への対応を行うなど、地域における子育て支援に努めること。
- ⑦村内の事業所内保育所や小規模保育事業所の連携施設としての役割を担うこと。

(3) 職員配置

- ①「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」における職員配置基準を最低条件とする。また、保育士の保育経験及び年齢構成に十分に配慮すること。
- ②園長は常勤とし、児童福祉に熱意のあるものとすること。また、園長及び主任保育士は、幹部職員として能力と経験を有するものであること。
- ③保育士等の勤務環境にも十分配慮すること。また、職員の資質向上のため、職員研修計画を作成し、積極的に研修等に参加させること。
- ④民営化対象園を含む村立保育所に勤務していた嘱託職員・臨時職員の積極的な雇用に努めること。

5. 移管先事業者の選定

移管先事業者の選定にあたっては、応募提案を審査選定するための「移管先法人選定委員会」を設置します。選定委員は、副村長、学識経験者、対象保育所の保護者代表等のうちから7名程度を選任します。

選考要領は移管先法人選定委員会で協議して定めます。選定委員会が選考会を開催し、応募事業者によるプレゼンテーションや、選定委員によるヒアリングを実施します。なお、選考要領やプレゼンテーションは原則非公開とします。移管先法人選定委員会は、事業者を審査・選考し、結果を村長に報告します。

選定後において、選定された事業者を設置運営移管の最優先交渉権者とし、移管後の事業内容等について村と詳細を協議していきます。

なお、移管先事業者の審査には、以下のような項目を重視していくものとし、移管先事業者の選考基準については選定委員会で定めます。

【項目例】

- ・事業者が応募資格を満たしているか。
- ・事業者の理念および保育理念が妥当若しくは優れたものであるか。
- ・民営化対象保育所の引き受けが可能であるか。
- ・移管後の保育の質の確保や向上が可能であるか。
- ・公募条件の遵守が可能であるか。
- ・職員配置計画が妥当であるか。
- ・延長保育や障がい児保育等の実施が可能であるか。
- ・事業を安定的に継続することが可能であるか。
- ・三者協議会に誠実に参加し、保護者・村と協力しながらより良い保育を目指す姿勢があるか。
- ・子育て経験の少ない親への支援に積極的であるか。
- ・地域に対する貢献意欲や実績があるか。

6. 三者協議会と移行準備期間

民間移行が円滑に進むよう、保護者・事業者・今帰仁村の三者による協議会を設置します。また、民営化実施まで十分な移行準備期間を確保するとともに、移行計画を策定し、保護者の理解が深められるよう、配慮していきます。

（1）保護者・事業者・今帰仁村の三者による協議会の設置

- ①保護者・事業者職員・今帰仁村の信頼関係が大切なことから、移行日の前々年度に三者協議会を設置します。
- ②事業者職員と対象園職員の両者が良いチームワークをつくり、円滑な移行への意思統一を行うため交流機会を設けます。

（2）移行までの準備期間と移行計画の策定

- ①移行のための準備期間を1年程度確保します。
- ②移行のための移行計画を策定し、運営事業者の引き継ぎの体制づくりや保護者の理解が深められるよう進めていきます。
- ③保護者の意見・要望を取り入れながら、対象園の保育水準、保育内容を継承することを前提に引継ぎを行います。

（3）引継保育

- ①移行の際には、保育士等の職員の入れ替えによる保育環境の変化が子どもに及ぼす影響を最小限にするよう対応します。そのため、段階的に事業者の職員を配置し、子どもたちが新しい保育士に慣れることができるよう、民営化対象保育所の保育士と事業者保育士が合同で保育にあたる期間を設定します。
- ②引継保育の期間は、6ヶ月程度とし、保護者・事業者・今帰仁村の協議により合同保育の方法を決定します。
- ③引継保育期間中の事業者の費用等については、今帰仁村と事業者で協議し、委託契約を締結し対応します。

(4) 移行準備期間・民営化移行後における進行管理

引継保育の実施期間中及び民営化移行後の一定期間においても三者協議会の設置を継続します。この機関における三者協議会の役割は、移行計画通りに引継ぎが進捗しているか、現場に混乱はみられないか、混乱が認められた場合の解決策の検討等について話し合い、決定していきます。

(5) 三者協議会の解散

民営化移行後の相当程度の期間、安定的な運営が続き、運営事業者の自主的運営に委ねることができると三者協議会で同意が得られた場合、三者協議会を解散します。

7. 民営化の評価

民営化移行後における保育内容について、今帰仁村が保護者アンケートを実施し、事業者の運営状況を評価します。また、平成14年4月に国から示された「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について」に基づいた適切な対応実施を担保していくため、第三者評価等の積極的な受審に努めていくものとし、第三者の視点により民営化園の評価を行います。

さらに、この評価や各保育所の保育内容等は、インターネット等で広く公開するものとし、運営の効率化の効果など民営化に関わる情報についても開示します。

